

Title	日本における科学技術政策と学術政策との法制上の関係
Author(s)	宮島, 貴大; 山本, 展彰; 福田, 雅樹
Citation	ELSI NOTE. 2024, 49, p. 1-188
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/98309
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University



大阪大学 社会技術共創研究センター
Research Center on Ethical, Legal and Social Issues

ELSI NOTE No.49

2024年10月22日

日本における科学技術政策と学術政策 との法制上の関係

Authors

宮島 貴大	参議院法制局 参事
山本 展彰	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 国際経済法学専攻 講師 大阪大学社会技術共創研究センター 総合研究部門 招へい教員
福田 雅樹	大阪大学社会技術共創研究センター 総合研究部門長・教授 (大学院法学研究科 兼任)

目次

はじめに	4
第1章 科学技術及び学術の定義	6
第1節 「科学技術」	6
第2節 「学術」	7
第2章 戦前・戦中の科学技術政策・学術政策と法制度	8
第1節 戦前・戦中の科学技術政策と法制度	8
第2節 戦前・戦中の学術政策と法制度	11
第3章 戦後の科学技術政策と法制度	13
第1節 科学技術庁	13
第2節 科学技術会議	24
第3節 科学技術基本法	29
第4節 科学技術政策との関係における科学技術基本計画の法的位置付け	33
第5節 中央省庁等改革	38
第6節 中央省庁等改革後 文部科学省・内閣府の設置	40
第7節 総合科学技術会議の司令塔機能強化のための内閣府設置法改正	50
第8節 研究開発力強化法（現：科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律）	52
第9節 科学技術・イノベーション基本法（科学技術基本法の改正）	54
第10節 科学技術と規制	61
第4章 戦後の学術政策と法制度	85
第1節 文部省における学術行政	85
第2節 学術行政と大学行政との関係	90
第3節 科学技術庁・科学技術会議及び科学技術基本計画との関係	91
第4節 中央省庁等改革と文部科学省の設置	91
第5節 総合科学技術（・イノベーション）会議	95
第6節 科学技術・イノベーション基本法	96
第7節 学術の振興に関する法制度	96
第5章 科学技術振興機構	101
第1節 日本科学技術情報センター	101
第2節 新技術開発事業団	104
第3節 科学技術振興事業団	117
第4節 特殊法人等改革－科学技術振興機構として独立行政法人化－	122
第5節 平成26年改正－革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）－	126
第6節 平成26年改正－ベンチャーに対する出資等の業務の追加－	128
第7節 独立行政法人制度の見直し－国立研究開発法人－	130
第8節 平成31年改正－基金の造成、株式の取得・保有、出資機能の拡大－	131
第9節 令和3年改正－大学ファンドの創設－	138
第10節 「人文科学のみに係る科学技術」の追加	148
第11節 令和4年改正－国際卓越研究大学－	148
第6章 日本学術振興会	150

第1節	日本学術振興会の設立	150
第2節	日本学術振興会法の成立 - 特殊法人化 -	151
第3節	平成8年改正 - 「学術の応用に関する研究」の追加 -	160
第4節	平成11年改正 - 科研費の審査・交付事務の日本学術振興会への移管 -	166
第5節	特殊法人等改革 - 独立行政法人化 -	169
第6節	平成21年改正 - 先端研究助成基金・研究者海外派遣基金の新設 -	174
第7節	平成23年改正 - 科学研究費補助金の一部基金化 -	176
第8節	独立行政法人制度の見直し - 中期目標管理法人 -	178
第7章	科学技術政策と学術政策との法制上の関係	178
	おわりに	183
	引用文献一覧	183

はじめに

本稿は、科学技術政策と学術政策との法制上の関係を明らかにすることを試みるものである。科学技術政策及び学術政策は、隣接する政策分野とも関連しつつ、それぞれ一定の広がりを持って行われてきたが、それぞれの政策の目的及び内容並びに両者の関係が判然としないことから、科学技術に関連する政策の全体像を構造的に把握することは容易ではない。加えて、中央省庁等改革により、文部科学省が設置されただけでなく、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に総合科学技術会議（現在の総合科学技術・イノベーション会議）が設置され、同会議を通じて科学技術・イノベーション創出の振興に関する基本的な計画である科学技術基本計画（現在の科学技術・イノベーション基本計画）が策定されることとなった。こうした政策を担う組織・仕組みの変化に伴って、科学技術政策と学術政策との関係にも大きな変化が生じ、科学技術に関連する政策の全体像が一層見通しにくくなっている。

科学技術に関連する政策を検討する上では、科学技術政策のみならず学術政策をも視野に入れた検討が必要となり得ることから、科学技術政策と学術政策とが法制上いかなる関係にあるかを整理することは、科学技術に関連する政策を検討する上で有益である。また、科学技術政策及び学術政策の展開について法制上の見地から整理することは、組織的・制度的変化を明らかにする上でも有益である。

そこで、本稿では、科学技術政策と学術政策との法制上の関係を調査し、その展開と現状を整理する。調査の方法としては、科学技術政策及び学術政策それぞれの目的と手段及びこれらの内包と外延、隣接する政策分野との関係等について、法令の規定、行政文書¹、国会会議録等を用いて法制上の見地から調査分析し、その結果に基づいて、科学技術政策と学術政策との法制上の関係について、その展開と現状を整理する²。

本稿の構成は、次のとおりである。まず、本稿が対象とする「科学技術」及び「学術」の法制上の定義及び関連する説明を概観する（第1章）。続いて、時系列に即し、戦前・戦中の科学技術政策・学術政策（第2章）、戦後の科学技術政策（第3章）、戦後の学術政策（第4章）に関し、それぞれの展開を法制上の見地から概観する。その上で、科学技術政策・学術政策と密接な

¹ 内閣法制局の法律案審議録（例えば、市川（2021）147頁以下、仲野（2011）198頁注12。）のうち、国立公文書館のデジタルアーカイブ（<https://www.digital.archives.go.jp/>（2024年9月29日最終確認））において閲覧できたものを含む。

² このように、本稿は科学技術政策と学術政策との関係について法制上の見地から調査し、客観的に整理するものであり、標葉（2020）のように科学技術政策そのものの現状と課題を扱う論稿や、山田（2024）のように科学（・）技術政策に関する法の在り方を立法学等の見地から論ずる論稿とは、その目的や関心の重点を異にする。

関係を有する組織である科学技術振興機構（第5章）及び日本学術振興会（第6章）に関し、法制上の見地から概観する。最後に、本稿のまとめとして、科学技術政策と学術政策との法制上の関係について、その展開と現状を整理する（第7章）。

なお、本稿の内容は著者一同の見解であり、著者の所属機関とは無関係であることを付言しておく。

第1章 科学技術及び学術の定義

この章においては、本稿における調査の対象とする「科学技術」及び「学術」の法制上の定義及び関連する説明について概観する。

第1節 「科学技術」

「科学技術」の定義については、政府資料において次のように説明されている³。

「科学技術」は、法律上、科学と技術の和集合の概念であり、「科学」及び「技術」のことである。このことは、平成13年の内閣府設置法制定の際に確認されている、政府における共通認識である。これは、科学と技術を融合することでより大きな力を発揮するとの意味合いを含むものである。

科学技術基本法（平成7年法律第130号）の立案担当者による説明においても、「科学技術」については「科学及び技術の総体」をいうものと説明されており⁴、科学及び技術についてはそれぞれ次のように説明されている⁵。

「科学」とは、一般に、事がらの間に客観的なきまりや原理を発見し、それらを体系化し、説明することをいい、「技術」とは、理論を実際に適用する手段をいう。「科学」は、広義にはおよそあらゆる学問の領域を含むものであるが、狭義の「科学」とは、とくに自然の事物、事象について観察、実験等の手法によって原理、法則を見いだすいわゆる自然科学及びそれに係る技術をいい、その振興によって国民生活の向上、社会の発展等が図られるものである。

科学と技術との関係については、政府資料において次のように説明されている⁶。

科学と技術は、近代に至るまで、長らく基本的には別個の活動として、互いに相交わることなく活動が営まれてきたとされている。

しかし、19世紀後半の化学工業や電気工業を嚆矢として、20世紀に入ると、科学的原理を技術に「応用」して、軍事や産業上の目的に役立てようとする考えが有力となり、政府や企業が積

³ 総合科学技術会議基本政策専門調査会（第4回）資料3（平成22年1月27日）

（<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/seisaku/haihu04/siryoo3.pdf>、2024年9月29日最終確認）。同議事録

（<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/seisaku/haihu04/giji4.pdf>、2024年9月29日最終確認）5頁によると、内閣法制局及び関係府省に確認した内容とのことである。

⁴ なお、「科学技術」と「科学・技術」を意識的に使い分けた上で、表現として「科学技術」ではなく「科学・技術」を用いるべき旨を説くものとして、山田（2024）（特に41-43頁）。

⁵ 尾身（1996）201頁。

⁶ 21世紀の社会と科学技術を考える懇談会第3回（平成11年5月26日）資料3-6

（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kagaku/kondan21/document/doc03/doc36.htm、2024年9月29日最終確認）。

極的に「研究開発」を推進するようになった結果、原子爆弾から遺伝子組換作物まで、様々なものが開発されてきた。（実際は、多くの場合、科学の技術への「応用」という単純な一方向では括れないと言われる。）

こうした一種の目的志向型の「研究開発」の増大は、また、そのこと自体が、辞書の定義に見るような、科学と技術を、純粋な「自然の法則性の解明」と、その現実への「応用」として区別することにそぐわないような状況を生みだしており、また、科学の活動も、高度な技術を用いた実験・観測手段への依存を益々高めてきているなど、総じて、現在では、かつてのように科学と技術を截然と区別することが困難になってきていると言われている。

第2節 「学術」

「学術」の定義については、かつて文部省設置法（昭和24年法律第146号）において次のように規定されていた⁷。

「学術」とは、人文科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究をいう。

また、類似の概念として、「学術研究」があり、政府資料においては、次のように説明されている⁸。

個々の研究者の内在的動機に基づき、自己責任の下で進められ、真理の探究や課題解決とともに新しい課題の発見が重視される学術研究（academic research）

「学術」の意義については、国会で次のようなやり取りがなされている⁹。

○三木（喜）委員 ……学術ということと基礎研究ということと応用研究ということが、どうも混線した話のように受け取れるのですが、ひとつ大臣にその点をはっきり聞いておきたいと思えます。学術振興というのですから、学術とは何か。それから、あなたがしばしばお使いになっております基礎研究、それから応用研究、これをひとつ、私わからなくなってしまいましたから、お教をいただきたいと思えます。

○天城政府委員〔文部省大学学術局長〕 学問的に申しますと、いまおっしゃった基礎研究、応用研究、その結びつき等については、いろいろな御意見があるようでございますが、私たち学

⁷ 文部省設置法第2条第1項第1号（制定時）。文部省設置法の一部を改正する法律（昭和27年法律第271号）による改正後は同条第7号。学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和36年法律第145号）による改正後は同条第8号。なお、文部省設置法は、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第102号）第4条第5号により廃止された。

⁸ 東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について（建議）（平成25年1月17日文科科学省科学技術・学術審議会）（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu0/toushin/1331453.htm、2024年9月29日最終確認）。

⁹ 第55回国会衆議院文教委員会科学技術振興対策特別委員会連合審査会議録第1号（昭和42年7月12日）20-21頁。なお引用中の下線は引用者が付した。

術と申しますときには、法律上では、「人文科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究をいう。」という文部省の設置法の規定がございますので、この考え方でおります。

科学ということばもあるのでございますが、科学の法律上の定義というものはどこにも見当たらないわけございまして、日本学術会議法におきましても学術と科学を同一のものとして取り扱っておりますので、一応学術と科学は同一のものと考えておるわけでございます。

科学技術ということばもこれにございますが、これも法律上の定義はございません。したがって、学術と科学というものを同じように考えておりますし、これには基礎研究と応用研究を含んでおる、こういうふうにご考えておるわけでございます。

○三木（喜）委員 もう一ぺん局長にお聞きしますが、学術の中に基礎研究と応用研究を含んでおる、こういうふうにご理解していいですね。

○天城政府委員 さようでございます。

第2章 戦前・戦中の科学技術政策・学術政策と法制度

この章においては、戦前・戦中における科学技術政策と学術政策の展開に関し、法制上の見地から概観する。

第1節 戦前・戦中の科学技術政策と法制度¹⁰

明治初期における我が国の科学技術政策は、お雇い外国人の招致及び留学生の海外派遣による近代科学の移植導入であった¹¹。近代科学は東京大学を中心に、近代技術は工部省が中心となって移植導入された。このような科学と技術とが相互に内的関連性なく個別に移植導入、育成されたという歴史的経緯から、我が国の科学技術の発展において、科学と技術、基礎と開発の分離という性格が生じた¹²。

工部省は明治3年の太政官布告（明治3年太政官布告第755）により設置された。明治5年の「工部省職制並事務章程」¹³を見ると工部省の目的は「工学ヲ解明スル事」「百工ヲ褒勸シ工産ヲ繁富セシムル事」となっており、設立当時の組織として、工学、勸工〔工業の奨励〕、鉱山、鉄道、土木、燈台、造船、電信、製鉄、製作の10寮と測量司からなり、当時必要と考えられた

¹⁰ 以下の記述は、主として科学技術政策史研究会（1989）に依った。

¹¹ 文部省（1972）630頁。

¹² 文部省（1972）630-631頁。

¹³ 本文は国立国会図書館デジタル化資料（伊藤博文関係文書（その1））「工部省職制並事務章程 工部省職制並事務章程」（<https://dl.ndl.go.jp/pid/11031456>、2024年9月29日最終確認）に依った。

技術分野のほとんどを網羅していたとされる¹⁴。

内務省においては、軍・工部省で導入された欧米技術に対して、在来の技術の拡充、革新を実施した¹⁵。内務省は明治6年の太政官布告（明治6年太政官布告第375号）により設置され、内国勸業博覧会等の殖産興業政策を行い、民間への技術普及に当たった¹⁶。

政府による科学研究助成については、第一次大戦を契機として、大正6年に農商務省の発明奨励費、大正7年に文部省の科学研究奨励費の各種奨励金の交付が始まった¹⁷。

第一次大戦から昭和初期までに多くの研究機関が設置されたが、第一次大戦後の我が国の科学技術活動において特に重要とされるのが、理化学研究所の設立であるとされる¹⁸。第一次大戦が勃発し、ドイツからの化学薬品や原料の輸入が停止したことで化学工業が打撃を受け、欧米依存の生産機構の弱点の顕在化、国産技術の振興の必要性を背景として、大正6年に財団法人として理化学研究所が設立された¹⁹。理化学研究所の設立の目的は基礎研究の振興と、これによる産業の発達であった²⁰。

第一次大戦を契機に今後の国家間の戦争に備えるため、大正7年に軍需工業動員法（大正7年法律第38号）が成立した。この法律は、平時における軍事生産力調査と戦時における国家による工場の収用、業務命令について規定しており、昭和12年の日中戦争中に「軍需工業動員法中戦時ニ関スル規定ハ志那事変ニ亦之ヲ適用ス」とする軍需工業動員法ノ適用ニ関スル法律（昭和12年法律第88号）が成立して軍需工業動員法が適用されることとなった。昭和13年には国家総動員法が成立し、同法附則第2項により軍需工業動員法は廃止された。国家総動員法により研究動員の法的根拠が出来上がったが、実際の研究動員の実施は、昭和14年8月の総動員試験研究令（昭和14年勅令第623号）の公布からとされる²¹。

昭和13年8月には科学振興調査会官制（昭和13年勅令第589号）により文部省に科学振興調査会が設置された。同調査会は「文部大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ科学ノ振興ニ関スル

¹⁴ 科学技術政策史研究会（1989）17頁。

¹⁵ 科学技術政策史研究会（1989）17頁。

¹⁶ 科学技術政策史研究会（1989）17頁。

¹⁷ 科学技術政策史研究会（1989）21頁。

¹⁸ 科学技術政策史研究会（1989）24頁。

¹⁹ 科学技術政策史研究会（1989）24頁。

²⁰ 科学技術政策史研究会（1989）24頁。

²¹ 科学技術政策史研究会（1989）34頁。

重要事項ヲ調査審議ス」とともに、その重要事項について「文部大臣ニ建議スルコトヲ得」とされた²²。昭和 13 年 11 月 17 日に文部大臣から同調査会に「科学振興ニ関スル具体的方策如何」との諮問が発せられ、これに対して同調査会は「人材養成ノ問題及研究機関ノ整備拡充並ニ連絡統一ノ問題ニ関スル件」²³とする答申を行い、これを受けて予算 300 万円が計上されたことがもとになり、科学研究費（のちに「科学研究費交付金」と改称）が新設された²⁴。昭和 17 年 2 月にその事務を行う科学課が文部省専門学務局に設置され²⁵、これが昭和 17 年に科学局へと拡充された²⁶。科学局は科学研究費の運用や研究機関の連絡、研究者の研究事項調査等の科学行政全般を担当したとされる²⁷。

政府全体の動きとしては、昭和 13 年に科学審議会官制（昭和 13 年勅令第 248 号）により内閣に科学審議会が設置され、翌 14 年に企画員内に科学部が置かれた²⁸。昭和 16 年には、「科学技術」の用語が初めて公式に使用されたとされる²⁹科学技術新体制確立要綱が閣議決定された³⁰。同要綱には「高度国防国家完成ノ根幹タル科学技術ノ国家総力戦体制ヲ確立シ科学ノ計画的振興ト技術ノ躍進的発達ヲ図ル」と規定され「科学技術行政機関ノ創設」として技術院の創設について規定されていた³¹。これにより昭和 17 年に内閣に技術院が設置され、技術院を中心とする科学動員体制が形成された³²。昭和 18 年 10 月には研究動員会議官制（昭和 18 年勅令第 778 号）により内閣に研究動員会議が設置され、また、重要研究課題に従事する研究者をすべて内閣が任命し研究に没頭させる臨時戦時研究員設置制（昭和 18 年勅令第 777 号）が公布された。しかし、昭和 19 年以降は研究用資材も払底し、研究の遂行が不可能になっていったとされる³³。

²² 科学振興調査会官制第 1 条

²³ 答申第 1（1939 年 3 月 11 日答申）。日本科学史学会（1966）330 頁。

²⁴ 文部科学省・独立行政法人日本学術振興会（2018）26 頁。

²⁵ 昭和 15 年 2 月 5 日改正後の文部省分課規程（文部省訓令（大正 2 年 6 月 13 日）第 2 条各号列記以外の部分（「専門学務局ニ学務課、学芸課及科学課ヲ置キ……」）。条文は官報 3923 号（昭和 15 年 2 月 6 日）237 頁に依った。

²⁶ 文部省官制（昭和 17 年勅令第 768 号）第 3 条「文部省ニ左ノ八局ヲ置ク……科学局……」

²⁷ 文部科学省（2022）104 頁。

²⁸ 企画院臨時職員等設置制（昭和 14 年勅令第 271 号）第 2 条第 1 項「科学動員及科学研究ニ関スル事務ヲ掌ラシムル為企画院ニ一部ヲ増置ス」

²⁹ 財団法人新技術振興渡辺記念会（2009）88 頁。

³⁰ 昭和 16 年 5 月 27 日閣議決定

³¹ 科学技術新体制確立要綱の本文は日本科学史学会（1966）355-356 頁に依った。

³² 文部科学省（2022）104 頁。

³³ 文部科学省（2022）104-105 頁。

第2節 戦前・戦中の学術政策と法制度³⁴

我が国の学術研究は、文部省をはじめ工部省・開拓使・司法省等の諸官庁が設立した人材養成機関において、御雇外国人の指導の下に開始された。明治10年代後半からそれらの人材養成機関が文部省の所管に統合され、帝国大学が人材養成とともに学術の中心機関としての位置を占めた。後の帝国学士院の前身をなす東京学士会院（明治12年創設）や学位制度（後述）も文部省の所管に属した。他方、各省庁は自己の所管事項に関連して各種の試験研究機関を設置し、それらは大学・大学附置研究所及び民間研究機関などとともに学術研究の一端を担った。しかし研究への補助奨励を含む本格的な学術行政が展開されるのは大正期に入ってからであり、大正7年、文部省は科学研究奨励金制度を設けて、研究者に対する研究費助成事業を開始し、昭和に入ると科学研究費交付金となって飛躍的に増額した。第二次大戦下においては、科学を国家目的、戦争遂行のために集中動員することが必要とされ、政府を挙げて科学研究推進政策が強化されたとされる³⁵。

明治期における学術研究は、高等教育と未分化の関係にあり、当初は帝国大学と諸官庁設立の高等教育機関において、外国人教師の指導の下に学術研究が着手された。大正期に入って東京帝国大学伝染病研究所や東北帝国大学金属材料研究所など、大学に研究所が附置されるようになり、既存の官庁の試験研究機関にも、学術機関の高等教育機関からの相対的な独立が始まったとされる³⁶。

学位制度は明治20年の学位令（明治20年勅令第13号）により発足した。当初は博士・大博士の二種があったが³⁷、明治31年の改正³⁸により博士だけとなり、大正9年の改正³⁹により学位は文部大臣の認可を経て審査に当たった官公私立の大学から授与されることとなった⁴⁰⁴¹。

明治12年に欧米諸国のアカデミーを模して東京学士会院が発足した。明治23年に東京学士会院規程（明治23年勅令第264号）が公布された。東京学士会院は明治39年に帝国学士院規

³⁴ 以下の記述は、主として文部科学省（2022）に依った。

³⁵ 文部科学省（2022）100-101頁。

³⁶ 文部科学省（2022）102頁。

³⁷ 「学位ハ博士及大博士ノ二等トス」（第1条）

³⁸ 明治31年勅令第344号

³⁹ 大正9年勅令第200号

⁴⁰ 「学位ハ大学ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ授与ス」（第2条）

⁴¹ 文部科学省（2022）102頁。

程〔制定時〕（明治 39 年勅令第 149 号）により帝国学士院に改組された⁴²。

第一次大戦を機に科学研究の国際交流を進めるために各国学術研究会議の連合体として万国学術研究会議が発足し、我が国もこれに加盟することとなったので、大正 9 年に学術研究会議官制（大正 9 年勅令第 297 号）により学術研究会議が創設された。学術研究会議は、「文部大臣ノ管理ニ属シ」⁴³、「学術研究会議ノ推薦ニ基キ……内閣ニ於テ……〔任〕命ス」る学識経験者の会員から構成され⁴⁴、「関係大臣ノ諮詢ニ応シテ意見ヲ開申」し⁴⁵、「科学及其ノ応用ニ関スル事項ニ付関係大臣ニ建議スル」権限を与えられていた⁴⁶。学術研究会議は終戦時まで一貫して存続し、我が国の科学振興政策の推進に大きな役割を果たしたとされる⁴⁷。

昭和期に入り、学術行政上重要な役割を果たしたとされる機関として、日本学術振興会が挙げられる。満州事変以降、産業・国防の基礎として科学技術の振興が重視され、議会⁴⁸や学術研究会議⁴⁹から学術研究の振興に関して建議が行われた。このような時期に当たり、皇室から学術奨励のために 150 万円が下賜されたので、御下賜金を基金に政府からの補助金をもって昭和 7 年 12 月に財団法人日本学術振興会が設立された。財団法人日本学術振興会は、皇族を総裁、総理大臣を会長、帝国学士院長を理事とする特別な組織で、基金に政府補助金と民間からの寄附金を加えて、研究者への研究費補助、研究委員会の設置運営、及び学術文献の刊行などを行った。特に研究費補助は、前述の文部省科学研究費交付金が支出される昭和 14 年以前にあっては、最大の規模の補助金として研究の発展に寄与したとされる⁵⁰。

文部省は、大正 7 年に科学研究の奨励のために自然科学研究奨励金の交付を始めたが、昭和 4 年には国体観念の涵養に資するため日本及び東洋の精神文化に関する研究奨励のために精神科学研究奨励金を交付した。昭和 14 年には、文部省は、前述の昭和 13 年 8 月に設置された科学振興調査会の答申に基づき科学研究交付金 300 万円を計上した。科学研究交付金は当初は自然科

⁴² 文部科学省（2022）102 頁。

⁴³ 学術研究会議官制第 1 条〔制定時〕

⁴⁴ 学術研究会議官制第 2 条〔制定時〕

⁴⁵ 学術研究会議官制第 10 条〔制定時〕

⁴⁶ 学術研究会議官制第 11 条〔制定時〕

⁴⁷ 文部科学省（2022）103 頁。

⁴⁸ 「学術研究ノ奨励助長ニ関スル建議」第 59 回帝国議会議事速記録 34 号（昭和 6 年 3 月 18 日）2 頁、「学術研究ノ振興ニ関スル建議」第 59 回帝国議会議事速記録 33 号（昭和 6 年 3 月 24 日）937-938 頁〔「学術研究ノ振興ニ関スル建議案」は 2 案あり、両者とも可決された〕。

⁴⁹ 学術研究会議「学術研究ノ振興ニ関スル建議」（昭和 6 年 5 月 7 日）。山中（2023）108 頁。

⁵⁰ 文部科学省（2022）103 頁。

学だけが対象であったが、昭和 16 年からは逐年増額の上、人文科学にもその対象が拡大された⁵¹。また、昭和 11 年文部省は、「日本精神ノ本義ニ基キ」「我が国独自ノ学問、文化ノ創造、発展ニ貢献シ延テ教育ノ刷新ニ資スル」⁵²ことを目的に人文科学・社会科学関係研究者を集めた日本諸学振興委員会を設立した⁵³。

文部省は、前述のように昭和 15 年 2 月に専門学局内に科学課を設置し、昭和 17 年 11 月にこれを科学局に拡充した。昭和 17 年 1 月に内閣に設置された技術院において、文部省をも包含する科学動員体制が形成された。文部省は、昭和 18 年に学術研究会議官制（昭和 18 年勅令第 886 号）により学術研究会議を改組し、人文科学部門に加え、研究動員委員会を設けて学術研究動員の中心機関とした。また、昭和 18 年 9 月に大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件（昭和 18 年文部省令第 74 号）により大学院特別研究生制度を創設し、優れた能力ある大学院生を選定し学資を給与して研究要員の確保を期した。

第 3 章 戦後の科学技術政策と法制度

この章においては、戦後における科学技術政策の展開に関し、法制上の見地から概観する。

第 1 節 科学技術庁

昭和 31 年、科学技術庁設置法（昭和 31 年法律第 49 号）が成立し、総理府の外局として科学技術庁が設置された。科学技術庁設置の経緯については、次のように説明されている⁵⁴。

当時の自由党所属の前田正男衆議院議員は、同調議員の支援を受けて運動し、〔昭和〕26 年に同党に科学技術振興特別委員会が設けられた。同委員会は、我が国の科学技術を強力に振興するには、当時の日本学術会議の反政府的行動と STAC〔引用者注：科学技術行政協議会〕が審議機関にすぎないということから来る活動の限界性から、独立の行政機関の設置が必要であると指摘した。そして前田議員の試案をもととして科学技術庁設置要綱案を作成し、27 年 12 月、政府に同庁の設立を申し入れた。しかし政府は折柄の行政機構縮小の大方針と各省の不同意のため、積極的な対応を行わなかった。

一方、国会では、超党派の科学技術振興議員連盟が結成され、28 年 8 月には衆議院の本会議

⁵¹ 文部科学省（2022）104 頁。

⁵² 日本諸学振興委員会規程（昭和 11 年 9 月 8 日文部省訓令）第 1 条。条文は文部省教育調査部（1937）585 頁に依った。

⁵³ 文部科学省（2022）104 頁。

⁵⁴ 科学技術政策史研究会（1989）61-62 頁。なお引用中の脚注は引用者が付した。

で科学技術振興に関する決議⁵⁵が行われた。また民間でも経済団体連合会が、29年6月には自由党とは異なった見地からの科学技術総合行政機関の設置を要望したが、同年10月にはほぼ自由党案の線に沿った「科学技術行政機関の設置について」の正式な建議を政府に提出した。

国会の議員連盟は、29年2月に社会党議員松前重義氏ほか7名の議員の共同提案として「科学技術庁設置法案」⁵⁶を提出したが、当時政治問題化した造船疑獄事件のため審議未了となり、続いて起こった第五福竜丸の放射能被災や、……原子力予算の追加問題のため、見送り状態となった。

この間、日本学術会議は30年10月の総会において同庁の設置には反対しないものの、

- ・ 同会議の権限を犯すおそれのある基本的な政策の企画立案及び総合調整は行わないこと、
- ・ 原子力行政は同庁の所管としないこと、

を条件とする実質的には否定的な要望を政府に行う決議をした⁵⁷。

しかし30年になり衆議院商工委員会の「科学技術振興に関する小委員会」が同庁の設置を決議し⁵⁸、また行政機構の縮小方策を審議する行政審議会も、その設置に同意する答申⁵⁹を行った。そこで総理府は具体的な法案を作成して、31年2月に国会に提出⁶⁰、3月に制定された。

科学技術庁設置法は、「科学技術に関する行政を所掌する行政組織は、それぞれの所管行政に依りて関係各省庁において分担いたしてあり……科学技術全般に関する基本的な政策を企画立案し及び推進するとともに、関係各省庁の科学技術に関する行政の総合的調整を行う行政機関を急速に設ける必要に迫られている……ため……、原子力利用をも含めた科学技術に関する行政を総合的に推進する組織として、現在の総理府原子力局を含めて、新たに総理府の外局として科学技術庁を設ける」⁶¹ものであり、科学技術庁の任務に関し次の規定が置かれていた⁶²。

○科学技術庁設置法（制定時）

（任務）

第三条 科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術（人

⁵⁵ 第16回国会衆議院会議録第38号（昭和28年8月7日）14頁。

⁵⁶ 第19回国会衆法第3号

⁵⁷ 内閣総理大臣宛日本学術会議会長「科学技術庁の設置について（申入）」（庶発第673号昭和30年10月31日）には、「日本学術会議は、科学技術庁の設置について、その構想の発案の当初から、このような機関の成立は万一その設置方針が適正を欠く場合には、科学技術の行き過ぎた統制に陥り、また、ともすれば特定部門の推進を図るあまり、他の諸部門を圧迫するおそれもあるとして、この問題に重大な関心を寄せてきました。ところが、現在その設置が具体的に進められていると聞くので、この問題に関する従来の経緯にかんがみ、この際改めて日本学術会議の意見を徴されることを希望します。さらに、日本学術会議はこの問題について上述の懸念を持つほか、なお、当面下記のように考えるので、ここに本会議第20回総会の議により上記の希望を付して申し入れます。」とある。行政管理局管理課（1956）296頁。

⁵⁸ 「科学技術庁設置に関する決議」第22回国会衆議院商工委員会議録第19号（昭和30年6月1日）4頁。

⁵⁹ 行政審議会「科学技術行政機構について答申」（昭和30年11月18日）。行政管理局管理課（1956）300頁。

⁶⁰ 第24回国会閣法第51号

⁶¹ 第24回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第4号（昭和31年2月18日）4頁〔正力松太郎国務大臣発言〕。

⁶² 科学技術庁設置法第3条。なお、同条は、同法が中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律第4条第16号により廃止されるまで改正されていない。

文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。)に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

科学技術庁設置法第3条の規定をみると、科学技術庁の「主たる任務」は「科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。……）に関する行政を総合的に推進すること」であり、その任務の究極目的は「科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため」である。主たる任務としての「科学技術」に関する行政の総合的な推進については、「人文科学のみに係る科学技術」及び「大学における研究に係る科学技術」が除かれている結果、自然科学のみに係る科学技術並びに自然科学及び人文科学の両者に係る科学技術から、大学における研究に係る科学技術を除いたものが対象となっている。一方で、任務の究極目的としての「科学技術」の振興については、特段の限定はされていない。

科学技術庁の主たる任務の対象とする科学技術から大学における研究に係る科学技術を除いた趣旨については、「この科学技術庁の所掌事務につきまして特に注意すべきことは、大学の研究の自由を確保する必要上、特に大学における研究にかかるものをその行政の対象から除いたことであります」⁶³と説明されている。主たる任務を達成することを手段とすることによって究極的に達成すべき目的として規定されている「科学技術の振興を図」ることの対象とする科学技術に特段の限定がされていない趣旨については、「ここに留意すべきことは、大学における研究の自由の尊重という問題であり、科学技術の振興という観点からは、大学の研究を除外することはできないが、少なくとも、行政の対象としてこれに干渉することを避けることとした点である」⁶⁴と説明されている。すなわち、科学技術庁の行う行政としては、大学の研究には直接関与するものではないが、所掌事務の範囲内で科学技術庁が行うところの科学技術に関する行政の総合的な推進によって、大学の研究に係る科学技術を含む科学技術全体の振興を図るということである。

また、科学技術のうち「人文科学のみに係るもの」が科学技術庁の主たる任務とする行政の対象から除かれている趣旨については、「諸外国に比較して、特に遅れている自然科学関係のものを急速に振興する必要があるので、今回は、人文科学だけにかかるものを除くこととした」⁶⁵と説明されている。

殊更に「主たる」任務と規定されている点については、「原子力利用及び資源の総合的利用方

⁶³ 第24回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第4号（昭和31年2月18日）4頁〔正力松太郎国務大臣発言〕。

⁶⁴ 佐治（1956a）11頁。

⁶⁵ 佐治（1956a）11頁。また、科学技術庁設置法案の想定問答においても同様の記述があるほか「このことは行政審議会の答申及び学界の多数の意見を尊重して決定したものである」との記述がある。国立公文書館デジタルアーカイブ「科学技術庁設置法案」（請求番号：平14法制00069100）（<https://www.digital.archives.go.jp/item/1037123>、2024年9月29日最終確認）24コマ目。

策等については必ずしも『科学技術』に関しない処の行政も処理する必要があるから⁶⁶と説明されており、原子力利用及び資源の総合的利用方策については必ずしも科学技術庁の「主たる任務」とはされず、従たる任務とされる部分があるものと整理されていた。

科学技術庁設置法の所掌事務規定については、まず同法制定時の条文をみると、第4条において次の規定が置かれている。

○科学技術庁設置法（制定時）※下線は引用者
（権限）

第四条 科学技術庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
- 八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十 科学技術庁の公印を制定すること。
- 十一 科学技術（原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を含む。以下次号及び第十三号において同じ。）に関する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。
- 十二 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行うこと。
- 十三 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整を行うこと。
- 十四 原子力利用に関する試験研究の助成を行うこと。
- 十五 前号に掲げるもののほか、科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究について助成を行うこと。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）
- 十六 資源の総合的利用のための方策一般に関する事務を行うこと。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）
- 十七 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
- 十八 発明及び実用新案の奨励を行い、並びにこれらの実施化を推進すること。

⁶⁶ 佐治（1956b）5頁。

十九 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

二十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基く命令を含む。）に基き科学技術庁に属させられた権限

このうち、科学技術政策との関係で重要となる規定をみていく。まず、第4条第11号において「科学技術（原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を含む。以下次号及び第十三号において同じ。）に関する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること」と規定されており、科学技術庁には、第一に、科学技術に関する基本的政策の企画立案及び推進の権限があるとされている。ここで注意すべきは括弧書きで「原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を含む。」とされている点である。この点、「原子力利用に関する政策に関すること」⁶⁷の企画審議及び決定を所掌事務としていた原子力委員会との関係について、「原子力委員会は、原子力基本法に制定せられてございます通り、原子力に関します一切の問題を決定する権限をここで持つのであります。従いまして、科学技術庁においては、主として原子力委員会において決定した問題を行政面に移すというのが、本来のあり方であります。しかし科学技術庁におきましても、原子力委員会と関係なく、やはり原子力問題についていろいろな企画、立案をいたしますけれども、これを推進するときには、基本問題に関しましては原子力委員会の承認を得なければできない。ですから、私たちの考えといたしましては、原子力の問題に関しましては、一切原子力委員会が決定まで行う、その決定をいたしましたものを総理大臣が尊重して、これを行政に移すというのが基本線であって、原子力問題の一切に関しましては、あくまでも原子力委員会の決定を待つ、こういうふうに考えます。」⁶⁸と説明されている。また、「原子力平和利用という分野が全く新たな分野であり、現段階では、各省行政が少く、ほとんど同庁で強力に推進する必要が認められ」、また、第4条第11号の「科学技術には、原子力利用、資源の総合的利用方策で科学技術にかかるもの、また、農業技術、医術等も当然に含まれることを注意されたい。従来この基本的、総合的政策の担当官庁が欠けていたのであるから、今回のこの規定は、科学技術行政上きわめて重要な意義があるというべき」⁶⁹と説明されている。

次に、第4条第12号において「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行うこと」と規定されており、この科学技術も「原子力利用を含む」科学技術である。同号については、「科学技術に関する行政事務を所掌する行政機関は、一、二の省を除いてほとんど各省にわたっている。これらの各省は、それぞれ、所管行政に応じて科学技術に関連する施策も行っているわけで

⁶⁷ 原子力委員会設置法（昭和30年法律第188号）第2条第1号（制定時）

⁶⁸ 第24回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第6号（昭和31年2月23日）〔齋藤憲三経済企画政務次官発言〕。

⁶⁹ 佐治（1956a）11頁。

あるが、各省が思いのままにこの行政を行うことは、国全体として一貫性を欠き、わが国の科学技術を急速に世界水準に高めようとする意図に反することとなるおそれがある。そこで大局的見地から、これら各省の事務を総合的に調整する必要があるので、これに関する事項が掲げられた⁷⁰と説明されている。

また、第4条第13号において「関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整を行うこと」と規定されており、この科学技術も「原子力利用を含む」科学技術である。同号については、「各省が科学技術に関する予算を要求する場合、これに計上すべき経費の見積の方針について、あらかじめ調整しようとするものである。科学技術の振興のためには、ばく大な予算を必要とする。これに関する予算を最も効率的に使用することは、科学技術の振興を図るためにも、国家財政上の見地からも、最も必要なことであり、そのため、この経費の見積方針の調整は、きわめて重要な意義があるわけである。経費の見積の方針の調整とは、要するに、各省が大蔵省に予算を要求する前に、その経費について緊急性、重要性等を勘案して優先順位等を定め、相互のはなはだしい単価の凸凹、事項の重複等の不合理を避ける調整を行うわけである。……これは……〔第4条第12号〕の総合調整の一部ではあるが、特に一号を起して明記したのであって、科学技術庁設置のねらいの一つであるといえよう⁷¹と説明されている。

以上をまとめると、科学技術庁は科学技術に関する行政についての各省庁の事務の総合調整庁として設置されており、科学技術行政の主たるものは、①科学技術に関する基本的な政策の企画立案及び推進、それを実施するための②関係行政機関の事務の総合調整、③予算面での調整、と整理することができる。原子力利用及び資源の総合的利用方策等に関する行政は、必ずしも科学技術庁の「主たる任務」に係るものではなく、「従たる任務」に係るものである場合があるものと整理されていた。

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和58年法律第78号）は、臨時行政調査会（いわゆる第二次臨調）の第3次答申⁷²に沿って、「行政組織の弾力化を図り、併せてこれに関連して行政機関の組織の基準を明確化することなど⁷³を内容とするものであり、科学技術庁設置法の所掌事務規定も大幅に改正された。同法による改正

⁷⁰ 佐治（1956a）11-12頁。

⁷¹ 佐治（1956a）12頁。

⁷² 「行政改革に関する第3次答申－基本答申－」昭和57年7月30日臨時行政調査会

⁷³ 佐藤（1985）357頁。

後の所掌事務規定は次のとおりである。

○科学技術庁設置法(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律による改正後) ※下線は引用者。

(所掌事務)

第四条 科学技術庁の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 科学技術(原子力の研究、開発及び利用(大学における研究に係るものを除く。))を含む。第五号、第六号及び第十六号並びに次条第四号を除き、以下同じ。)に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。
- 二 科学技術に関する制度一般の企画及び立案に関すること。
- 三 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。
- 四 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 五 科学技術及び原子力利用(原子力の研究、開発及び利用をいう。以下同じ。)に関する内外の動向の調査及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 六 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)
- 七 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施化の推進に関すること。
- 八 技術士に関すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料の頒布及び刊行に関すること。
- 十 所掌事務に関する啓発に関すること。
- 十一 資源の総合的利用のための方策一般に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)
- 十二 資源の総合的利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。
- 十三 前二号に掲げるもののほか、資源の総合的利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。
- 十四 金属材料その他これに類する材料の品質の改善を図るため必要な研究及び試験に関すること。
- 十五 超高純度非金属無機材質その他これに類する材質の創製に関する研究に関すること。
- 十六 防災科学技術(天災地変その他自然現象により生ずる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧することに関する科学技術をいう。以下同じ。)に関する研究及び試験(多数部門の協力を要する総合的なもの及び各種研究に共通する基礎的なものに限る。)並びに研究者及び技術者の養成訓練(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)並びに防災科学技術に関する研究及び試験のため必要な施設及び設備(関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。)の供用に関すること。
- 十七 航空技術又は宇宙科学技術の向上を図るため必要な研究及び試験(関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするものに限る。)並びにこれらの施設及び設備の供用に関すること。
- 十八 宇宙の利用の推進に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)
- 十九 関係行政機関の試験研究機関の原子力利用(大学における研究に係るものを除く。以下この号及び第二十五号において同じ。)に関する経費及び関係行政機関の原子力利用に関する

- る試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の配分計画に関すること。
- 二十 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。
 - 二十一 原子力損害の賠償に関すること。
 - 二十二 放射性同位元素の利用の推進に関すること。
 - 二十三 原子力利用に伴う障害防止に関すること。
 - 二十四 原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。
 - 二十五 原子力利用に関する研究者及び技術者並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者の養成訓練に関すること。
 - 二十六 放射線による人体の障害並びにその予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する調査研究に関すること。
 - 二十七 第一号から第五号まで、第十九号から前号まで及び第三十号に掲げるもののほか、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。
 - 二十八 放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整に関すること。
 - 二十九 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること。
 - 三十 日本原子力研究所、日本科学技術情報センター、理化学研究所、新技術開発事業団、日本原子力船研究開発事業団、動力炉・核燃料開発事業団及び宇宙開発事業団に関すること。
 - 三十一 海洋科学技術センターに関すること。
 - 三十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき科学技術庁に属させられた事務

（権限）

第五条 科学技術庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 科学技術に関する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。
- 二 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行うこと。
- 三 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整を行うこと。
- 四 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究について助成を行うこと。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）
- 五 発明及び実用新案の奨励を行い、並びにこれらの実施化を推進すること。
- 六 技術士試験を行い、並びに技術士及び技術士補を登録すること。
- 七 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）に基づいて、指定試験機関及び指定登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。
- 八 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 九 資源の総合的利用のための方策一般に関する事務を行うこと。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）
- 十 宇宙の利用を推進すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）
- 十一 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用を許可すること。
- 十二 放射性同位元素の販売の業を許可すること。
- 十三 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の業を許可すること。

- 十四 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）に基づいて、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定試験機関及び指定講習機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。
- 十五 放射性同位元素又は放射線発生装置による放射線障害を防止するため必要な措置を命ずること。
- 十六 原子力利用に関する試験研究の助成を行うこと。
- 十七 放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整を行うこと。
- 十八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき科学技術庁に属させられた権限

所掌事務規定（第4条）とそれに対応する権限規定（第5条）という形に整理されているが、それぞれの規定の内容のとしては、改正前と基本的に変わらず、科学技術庁における科学技術行政の主たるものは、①科学技術に関する基本的な政策の企画立案及び推進、それを実施するための②関係行政機関の事務の総合調整、③予算面での調整、である。

これら三つの所掌事務の担当部局の変遷を確認しておく。科学技術庁設置法制定時は、企画調整局企画課が「科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進（原子力利用に関するものを除く。）に関すること」⁷⁴及び「関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整（原子力利用に関するものを除く。）に関すること」⁷⁵を所掌し、企画調整局調整課が「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整（原子力利用に関するもの……を除く。）」⁷⁶を所掌していた。なお、原子力利用に関するものについては全て原子力局が所掌しており、数次の法改正後を経ても原子力関係の部署が所掌し続けた。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭和34年法律第102号）は、「従来の機構が、科学技術に関する基本的かつ総合的な政策の企画立案という面では必ずしも十分とは考えられないので、これを十全の体制に編成することにより、科学技術振興に関する政府の施策の遂行をさらに周密なるものたらしめるとともに、あわせて科学技術会議の発足後、同会議の円滑にしてかつ効果的な運営に資するため、またこれに加えて現在ますます複雑膨大をきわめつつある原子

⁷⁴ 科学技術庁設置法第7条第1号、科学技術庁組織令（昭和31年政令142号）第5条第2号〔いずれも制定時〕

⁷⁵ 科学技術庁設置法第7条第3号、科学技術庁組織令第5条第3号〔いずれも制定時〕

⁷⁶ 科学技術庁設置法第7条第2号、科学技術庁組織令第6条〔いずれも制定時〕

力行政に対処するため、現機構の一部を改組する」ため、「従来の企画調整局及び調査普及局を廃止し、これにかえて計画局及び振興局を設ける……現在企画調整局は、科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること、関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること、関係行政機関の科学技術に関する経費等の見積りの方針の調整に関すること等をその所掌事務といたしておるのでありますが、従来ともすれば実務的な調整事務に労力がさかれて、基本的政策の企画立案が第二義的に考えられる傾向がありました。今後は科学技術に関する内外の動向の周密なる調査と分析、あるいは統計を基礎として科学技術に関する基本的政策は強力に推進せらるべきものと考えますので、今回の改正案におきましては、従来企画調整局、調査普及局で取り扱っていた事務のうち、調査事務と基本的な政策等の計画事務に関する部分はこれを一体化し、これを新設される計画局の所掌事務とし、右に述べました要請にこたえ得る機構といたしました。これに伴い、関係行政機関の事務の総合調整、科学技術の振興、普及等いわゆる行政の実務に属するものは、これを新設される振興局の所掌事務といたし、所掌事務の性格から見て事務を有機的に再配分することにより、効率的なる施策の遂行を眼目と」すること等を内容とする改正を行った⁷⁷。これにより、計画局計画課が「科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進（原子力利用に関するものを除く。……）に関すること」⁷⁸を所掌し、振興局業務課が「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整」⁷⁹を所掌し、振興局調整課が「関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整に関すること」⁸⁰を所掌することとなった。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭和 37 年法律第 87 号）は、「近年における科学技術の進歩はまことに目ざましいものがありますが、これに伴いまして、科学技術は、その専門分野がますます細分化いたします反面、その総合的推進を要求される状況にありますので、科学技術庁の総合調整機能をさらに強化する必要があります。科学技術庁は、設置されて以来五年有半にわたり、科学技術に関する総合的企画調整官庁として、科学技術の振興をはかり、国民経済の発展に寄与するため、諸般の施策を講じて参ったのでありますが、現在の機構にあっては、科学

⁷⁷ 第 31 回国会衆議院内閣委員会議録第 4 号（昭和 34 年 2 月 3 日）14 頁（高橋達之助国務大臣発言）。

⁷⁸ 科学技術庁設置法第 7 条第 1 号（昭和 34 年法律第 102 号による改正後）、科学技術庁組織令第 5 条第 1 号〔科学技術庁組織令等の一部を改正する政令（昭和 34 年政令第 110 号）による改正後。科学技術庁組織令及び科学調査官及び科学研究官の定数を定める政令の一部を改正する政令（昭和 39 年政令第 63 号）による改正後は第 5 条第 2 号〕

⁷⁹ 科学技術庁設置法第 8 条第 1 号（昭和 34 年法律第 102 号による改正後）、科学技術庁組織令第 7 条の 2 第 1 号〔昭和 34 年政令第 110 号による改正後〕

⁸⁰ 科学技術庁設置法第 8 条第 2 号（昭和 34 年法律第 102 号による改正後）、科学技術庁組織令第 7 条第 2 号〔昭和 34 年政令第 110 号による改正後〕

技術に関する基本的政策の企画、立案及び推進並びに関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整の面において、必ずしも万全であるとは考えられませんので、新たに研究調整局を設置し、各局の所掌事務を合理的に再配分することにより、前に申し述べた要請にこたえとともに、科学技術に関する政府の諸施策の遂行をなお一そう円滑かつ強力に推進しようとする」改正、具体的には「研究調整局を新設することです。現在の機構にありましては、関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整は、振興局において技術導入審査、留学生の派遣、発明奨励、技術士法の施行等いわゆる現業的事務とあわせて行なっておりますために、総合調整機能が機構的にやや弱体であることはいなめない現状にありますので、研究調整局を新設し、関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整、関係行政機関の科学技術振興費予算の見積り方針の調整及び総合的、基礎的試験研究の助成に専念せしむることとし、特に防災科学技術、宇宙科学技術、環境科学技術等重要総合研究につきましては、積極的に調整を行なわせたい考えであります。従いまして、計画局は、その所掌事務から宇宙科学技術に関する事務を研究調整局に移し、科学技術に関する総合的、共通的事項につきまして基本的政策の企画、立案及び推進並びに総合調整を強力に行なわせるとともに、振興局は、いわゆる現業的事務をもっぱら行なわせようとする」等の内容の改正を行った⁸¹。これにより、研究調整局調整課が「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関する事務」⁸²及びその総合調整に関する事務に係る「科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること」⁸³並びに「関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整に関すること」⁸⁴を所掌することとなった。「科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進（原子力利用に関するものを除く。……）に関すること」については引き続き計画局計画課が所掌した。

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により内部組織については政令事項となったが、担当部局は改正前と基本的に同じである。計画局計画課が「科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること」⁸⁵を所掌し、研究調整局

⁸¹ 第40回国会衆議院内閣委員会議録第4号（昭和37年2月6日）2頁〔三木武夫国務大臣発言〕。

⁸² 科学技術庁設置法第7条の2第1号〔昭和37年法律第87号による改正後〕、科学技術庁組織令第5条の3第2号〔科学技術庁組織令等の一部を改正する政令（昭和37年政令第160号）による改正後〕

⁸³ 科学技術庁設置法第7条の2第2号〔昭和37年法律第87号による改正後〕、科学技術庁組織令第5条の3第3号〔昭和37年政令第160号による改正後〕

⁸⁴ 科学技術庁設置法第7条の2第3号〔昭和37年法律第87号による改正後〕、科学技術庁組織令第5条の3第4号〔昭和37年政令第160号による改正後〕

⁸⁵ 科学技術庁組織令第15条第2号〔科学技術庁組織令の一部を改正する等の政令（昭和59年政令第219号）による改正後〕

調整課が「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関する事務」⁸⁶及びその総合調整に関する事務に係る「科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること」⁸⁷並びに「試験研究機関の経費等の見積り方針の調整に関すること」⁸⁸を所掌することとなっていた。

昭和 60 年の臨時行政改革推進審議会の答申⁸⁹、昭和 61 年の科学技術政策大綱⁹⁰を背景に、科学技術庁組織令の一部を改正する政令（昭和 61 年政令第 246 号）が制定され、内部組織が再編された。その趣旨については、「現在五つの局があるわけですが、そのうち原子力関係の二局を除きました残りの計画局、研究調整局及び振興局の三つの局を再編成いたしまして、新たに科学技術政策局、科学技術振興局及び研究開発局の三つの局に改めようとするもの」であり、「一つは、……、総合的な企画調整機能の拡充、及び、そのためにも必要な科学技術会議の事務局機能の強化という目的が第一の目的でございます。それから二番目の目的は、科学技術振興のための体制あるいは条件整備の推進体制の強化といったことでございます。それから三番目のねらいは、科学技術庁の組織全体を通じまして社会的ニーズの変化に的確に対応できるような体制に持っていきたい。こういった三つのことをねらいとしてこのような再編成を考えている」⁹¹と説明されている。これにより、科学技術政策局計画課（科学技術庁組織令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 238 号）による改正後は計画・評価課）が「科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること」⁹²を所掌し、科学技術政策局調整課が「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること」⁹³及び「試験研究機関の経費等の見積り方針の調整に関すること」⁹⁴を所掌することとなった。

第 2 節 科学技術会議

昭和 34 年、科学技術会議設置（昭和 34 年法律第 4 号）により科学技術会議が総理府に設置された。科学技術会議の設置の経緯については、次のように説明されている⁹⁵。

⁸⁶ 科学技術庁組織令第 20 条第 2 号〔昭和 59 年政令第 219 号による改正後〕

⁸⁷ 科学技術庁組織令第 20 条第 3 号〔昭和 59 年政令第 219 号による改正後〕

⁸⁸ 科学技術庁組織令第 20 条第 4 号〔昭和 59 年政令第 219 号による改正後〕

⁸⁹ 臨時行政改革推進審議会「行政改革の推進方策に関する答申」（昭和 60 年 7 月）

⁹⁰ 昭和 61 年 3 月 28 日閣議決定

⁹¹ 第 104 回国会衆議院科学技術委員会議録第 5 号（昭和 61 年 3 月 27 日）22 頁〔矢橋有彦科学技術庁長官官房長発言〕。

⁹² 科学技術庁組織令第 16 条第 1 号〔昭和 61 年政令第 246 号による改正後〕

⁹³ 科学技術庁組織令第 17 条第 1 号〔昭和 61 年政令第 246 号による改正後〕

⁹⁴ 科学技術庁組織令第 17 条第 2 号〔昭和 61 年政令第 246 号による改正後〕

⁹⁵ 科学技術政策史研究会（1989）62-63 頁。なお引用中の脚注は引用者が付した。

科学技術庁が発足したが、その権限から大学で行う研究活動が除外されたことは、科学技術政策の一元化の見地から、やはり根本的な問題であった。そこで同庁は早くも内閣に働きかけて、〔昭和〕32年11月に科学技術関係閣僚懇談会の設置が決定され、その第1回会合を開く事前打合せのため関係各省事務次官会議がもたれた。

科学技術庁は、この事務次官会議に「科学技術振興に関する重要施策案」を提出したが、10項目にわたる施策の中で総理府の附属機関としての「科学技術委員会」の設置と「科学技術長期政策の確立」が重要眼目であった。しかし事務次官会議ではこの二項目とも合意を得られなかった⁹⁶。

同年12月に正科学技術庁長官は記者会見で、科学技術委員会構想は白紙に戻すが、我が国全体の科学技術政策の総合的推進と調整をする機関はぜひ必要なので、より強力な科学技術会議を設置する構想を強調した。

そして衆議院科学技術特別委員会の協力を得て33年の国会に「科学技術会議設置法案」⁹⁷を提出し、衆議院は通過したものの、日本学術会議からは研究統制に結びつくおそれがあるという理由から反対があり、また各省からは専管に関する事項について介入されることに反対する意見が強く、同国会では審議未了になった。そこで内閣は33年12月、科学技術会議の運営にあたっては、大学の学問の自由を尊重すること、関係各省の専管のみを対象とする事項は審議しないことの二事項に関する閣議了解を行って、次国会に法案⁹⁸を再提出し、34年2月に成立した。

科学技術会議を設置する趣旨については、科学技術庁の行う「総合調整の対象となる科学技術には、大学における研究に係るものが含まれないことが、同庁の設置法に明記されているため、大学における研究に関する文部省の施策は、科学技術庁の行う総合調整の対象とはならず、したがってそれは、科学技術庁により総合調整される他の行政機関の施策とは別個に推進されてきた。しかしながら、現代の科学技術は、高度に特殊化、専門化し、これに伴い、一つの研究を進めるにあたっては、これと関連する多数部門の研究をも同時に平行して総合的に推進しなければならず、かつまた、科学技術振興上の基盤ともいべき基礎的研究の相当部分が、わが国では大学における研究にゆだねられ、行政機関の推進する施策は、主として応用的、実用的研究に係るものである事実を考慮するとき、大学における研究に係る施策とそれ以外の科学技術に関する施策とが総合調整されることなく別個に推進されることは、科学技術振興が刻下の急務とされている今日、必ずしも適当な姿であるとはいえないところである」ことから、「このような現存機構の欠陥を補い、科学技術全般を通ずる政府の総合的な施策の樹立とその推進に寄与させるため」

⁹⁶ 「科学技術振興に関する重要施策案」の詳細及び事務次官会議の概要については、科学技術庁（1958）2-3頁参照。

⁹⁷ 第30回国会閣法第3号。なお、同法案は、第28回国会に提出されたものの審議未了となった科学技術会議設置法案（第28回国会閣法第77号）に「国会審議の経過及び日本学術会議の意見を参照して、若干の修正を加えたもの」と説明されている。第30回国会衆議院内閣委員会議録第1号（昭和33年10月2日）4頁〔石井桂科学技術政務次官発言〕。

⁹⁸ 科学技術会議設置法案（第31回国会閣法第10号）

⁹⁹設置されたものであると説明されている。科学技術会議設置法の主な条文は、次のとおりである。

○科学技術会議設置法※制定時。下線は引用者。

(目的及び設置)

第一条 科学技術の振興に資するため、総理府に、附属機関として、科学技術会議（以下「会議」という。）を置く。

(諮問)

第二条¹⁰⁰ 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項に関して関係行政機関の施策の総合調整を行う必要があると認めるときは、当該事項について会義に諮問しなければならない。

- 一 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に関すること。
- 二 科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定に関すること。
- 三 前号の研究目標を達成するために必要な研究で特に重要なものの推進方策の基本の策定に関すること。
- 四 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関することのうち重要なもの

(答申の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条の諮問に対する答申があつたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第四条 会議は、議長及び議員八人¹⁰¹をもつて組織する。

(議長)

第五条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 [略]。

(議員)

第六条 議員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

⁹⁹ 水間（1958）3頁。なお引用中の下線は引用者が付した。

¹⁰⁰ 総理府設置法等の一部を改正する法律（昭和39年7月1日法律第126号）により、第2項として次のような規定が追加された。

「会議は、必要があると認めるときは、前項の諮問に対し答申を行なった後においても、当該諮問があつた事項に関し、さらに内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。」

その趣旨は「科学技術会議の科学技術に関する最高審議機関としての機能をより一そう発揮させるため、同会議が内閣総理大臣の諮問に応じ答申を行なった後においても諮問事項に関し内閣総理大臣に意見を申し出ることができるようにするもの」と説明されている。第46回国会参議院内閣委員会会議録第6号（昭和39年2月13日）1頁〔野田武夫総理府総務長官発言〕。

¹⁰¹ 科学技術会議設置法の一部を改正する法律（昭和36年法律第70号）による改正後は10人。

- 一 大蔵大臣
 - 二 文部大臣
 - 三 経済企画庁長官
 - 四 科学技術庁長官
 - 五 日本学術会議会長
 - 六 科学技術に関してすぐれた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者 三人¹⁰²
- 2・3 〔略〕

科学技術会議は、人文科学、大学における研究を含めた限定のない「科学技術の振興に資するため」、内閣総理大臣の諮問機関として総理府に置かれる（第1条）。この内閣総理大臣は「各行政機関の施策及び事務の総合調整」（総理府設置法（昭和24年法律第127号）第3条第2号（制定時））を任務とする総理府の長としての内閣総理大臣である¹⁰³。科学技術に関する特に重要な四種の事項について関係行政機関の施策の総合調整を行う必要が認められるときに内閣総理大臣は同会議に諮問し（第2条）、その答申を尊重する義務を課せられている（第3条）。科学技術に関する特に重要な四種の事項とは、「科学技術…一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に関すること」（第2条第1号）、「科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定に関すること」（同条第2号）、科学技術に関する長期的かつ総合的な「研究目標を達成するために必要な研究で特に重要なものの推進方策の基本の策定に関すること」（同条第3号）、「日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関することのうち重要なもの」（同条第4号）である。これら四種の「事項に関する関係行政機関の施策の総合調整は、国家的にきわめて重要なものであり、また、これを行うには、科学技術全般にわたる高度の専門的知識を必要とするので、特に総合調整任務を有する内閣総理大臣に諮問の義務を課し、その判断が慎重かつ公正に行われるようにしている」¹⁰⁴と説明されている。

科学技術会議は以上の性格によりその組織の構成の点において特徴がある。すなわち、内閣総理大臣自らが科学技術会議の議長であり（第5条第1項）、大蔵大臣、文部大臣、経済企画庁長官及び科学技術庁長官の4人の閣僚が明示的に議員とされ（第6条第1項第1号から第4号まで）、また日本学術会議会長も議員とされている（同項第5号）。閣僚の議員が以上のようになっている理由は「大学における研究を所掌する文部大臣とそれ以外の科学技術を総合調整する科学技術庁長官の二人をもって科学技術に関する施策のすべてが代表されうると考えられるので、その各部門を分担する通商産業、農林、厚生等の各大臣を常時会議に参加させる必要はなく、必

¹⁰² 科学技術会議設置法の一部を改正する法律（昭和36年法律第70号）による改正後は5人。

¹⁰³ 水間（1958）4頁。

¹⁰⁴ 水間（1958）4頁。

要に応じて臨時の議員として参画すれば足りるからであり、また、大蔵大臣および経済企画庁長官が議員にあてられているのは、この両者が国家財政または国民経済および長期経済計画というような科学技術と密接な関連を有する分野で国家全般にわたる施策を所掌しており、このような立場からも科学技術振興施策を議論させることが必要と考えられるから」¹⁰⁵と説明されている。また、日本学術会議会長を議員としている理由については「学術会議の方で〔科学技術会議設置法案に〕反対をされました理由といたしまして、この科学技術会議の議員といたしまして、学術会議の方から出る方が明記されていないという点でございます。その点……について申し上げますと、その後向うといろいろ話し合いました結果、やはり学術会議の会長を議員にした方がいいだろうというお話がございまして、政府側もそれを了承いたしましたして、今回法律第六条の第五号でございますが、日本学術会議会長というのを議員として入れることに明記いたしましたわけでございます」¹⁰⁶と説明されている。

以上を整理すると、科学技術会議における施策の総合調整は、科学技術庁の行う科学技術に関する事務の総合調整、基本的施策の企画立案及び推進と、文部省が行う大学における研究を併せて、一段高い位置から行う政策樹立、総合調整であるといえる。このことは、科学技術会議の議長が内閣総理大臣であり、議員として科学技術庁長官及び文部大臣が含まれていることから説明可能である。ただし、人文科学のみに係る科学技術については、諮問の対象とはなっていない点は注意すべきである（第2条第1号括弧書）。

なお、科学技術会議の事務局は科学技術庁が担当することとなっていた（科学技術会議令（昭和34年政令第107号）第4条。ただし、大学の研究に係る事項は文部省と共同で行うこととされた）。

○科学技術会議令（制定時）

（庶務）

第四条 会議の庶務は、科学技術庁企画調整局において総括し、及び処理する。ただし、大学における研究に係る事項に関するものについては、科学技術庁企画調整局と文部省大学学術局において共同して処理する。

○科学技術会議令（科学技術庁組織令等の一部を改正する政令（昭和34年政令第110号）による改正後）

（庶務）

¹⁰⁵ 水間（1958）4頁。下線は引用者。

¹⁰⁶ 第31回国会参議院内閣委員会会議録第6号（昭和34年2月12日）1頁〔鈴木康平科学技術庁企画調整局長発言〕。亀甲括弧内は引用者。

第四条 会議の庶務は、科学技術庁計画局において総括し、及び処理する。ただし、大学における研究に係る事項に関するものについては、科学技術庁計画局と文部省大学学術局において共同して処理する。

○科学技術会議令（文部省組織令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 208 号）による改正後）
（庶務）

第四条 会議の庶務は、科学技術庁計画局において総括し、及び処理する。ただし、大学における研究に係る事項に関するものについては、科学技術庁計画局と文部省学術国際局において共同して処理する。

○科学技術会議令（科学技術庁組織令の一部を改正する政令（昭和 61 年政令第 246 号）による改正後）
（庶務）

第四条 会議の庶務は、科学技術庁科学技術政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、大学における研究に係る事項に関するものについては、科学技術庁科学技術政策局政策課と文部省学術国際局学術課において共同して処理する。

第 3 節 科学技術基本法

平成 7 年、科学技術基本法（現在の「科学技術・イノベーション基本法」）が制定された。科学技術基本法の制定の背景及び趣旨については、次のように説明されている¹⁰⁷。

戦後の廃墟から立ち上がり、早期の復興を目指した我が国における科学技術は、これまで、目標となる先進の国々が常に存在しこれに追いつこうとするキャッチアップの時代にあったといえる。このような時代においては、技術の動向や需要変化に関する予測可能性が高く、かなりの分野で技術導入が可能であった。我が国は、このような後発の利点を生かし、欧米から先進技術を導入し、改良・改善を重ねて優れた技術を作り上げてきた。

しかし、現在において、経済面で諸外国に追いつき、また生産技術を中心とした技術で先進諸国の域に達した我が国はキャッチアップの時代の終焉を迎えたこと、そして今後は、フロントランナーの一員として、自ら未開の科学技術に挑戦し、創造性を発揮して未来を切り拓いていかなければならない時期に差しかかっていることが認識されるようになった。とりわけ、天然資源に乏しく、人口の急速な高齢化を迎えようとしている我が国が、経済の自由化・国際化に伴う経済競争の激化とあいまって直面することが懸念されている産業の空洞化、社会の活力の喪失、社会水準の低下といった事態を回避し、明るい未来を切り拓いていくためには、独創的・先端的な科学技術を開発し、これによって新産業を創出することが不可欠である。また、環境問題、食料・エネルギー問題、エイズ問題など人類の将来に立ちほだかる諸問題の解決に関し我が国の貢献が

¹⁰⁷ 菊（1996）1-4 頁。下線及び注は引用者。

強く求められており、このような意味においても科学技術への期待は大きいといえよう。

さらに、科学技術は、かかる実用面だけでなく、我々の自然観や社会観を大きく変え、新しい文化の創成を促すという文化的側面を有する。したがって、その振興に当たっては科学技術だけを考えるのではなく、人間の生活、社会及び自然とのかかわり合いのなかでとらえていかねばならない。以上のような視点を踏まえ、新たな視点に立った科学技術を構築していくことが求められる。

しかるに独創的・先端的科学技術の源泉となる基礎研究の水準は欧米に比べ著しく立ち遅れており、その主要な担い手たるべき大学、国立試験研究所機関（以下「国研」という）等の研究環境も劣悪な状況に置かれている。また、科学技術の高度化・専門化に対応して総合的・学際的な取組みが緊要になっているにもかかわらず、国研、大学、民間等の研究者が、組織や専門分野の壁を超えて十分に有機的に連携しているとはいえない状況にある。さらに将来の我が国の科学技術を担う若者に科学技術離れの現象が見られるという憂慮すべき状況にある。

以上の基本認識に立って、将来にわたり先進国の一員として、世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的発展に貢献するとともに、真に豊かな生活の実現とその基盤たる社会・経済の一段の飛躍を期するためには、科学技術創造立国を目指し、新たな視点に立って、科学技術の振興を我が国の最重要課題の一つとして位置付け、科学技術の総合的、計画的かつ積極的な推進を図ることが不可欠である。そのため、科学技術に関し、国の制度、政策、対策に関する基本方針を明示する基本法の必要性が認識されるようになった。

このような認識の下、第一三四国会において科学技術基本法案が超党派の議員提出立法として平成七年一〇月二七日に衆議院に提出された¹⁰⁸。政府提案とならなかったのは、資金問題等があり、政府内での調整に相当な期間を要すると見込まれたこと、一方、我が国経済社会及び科学技術が置かれている状況には厳しいものがあり、早急に科学技術振興のための方策を講じなければ我が国の将来が憂慮されると考えられたためである。同法案は、衆参両議院において全会派の賛成で可決された後、同年十一月一日に公布され、同日施行された。

科学技術基本法の目的規定は、次のとおりである。

○科学技術基本法（制定時）※下線は引用者

（目的）

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

科学技術基本法は、「科学技術の振興」に関する基本となる事項を定め、「科学技術の振興」に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている基本法¹⁰⁹である。基本法につ

¹⁰⁸ 第134回国会衆法第16号

¹⁰⁹ 法律の中には「〇〇基本法」という題名の法律がある。基本法は主として「特定の政策分野に必要な施策を推進することを目的と

いては、政策との関係において、「基本法の中には、政策の基本的方向性を提示することで、その後の行政府による政策の実施を枠づけるといった意味合いをもつものもある。国会による政府の統制という側面には、積極的な意味を認めることもできよう」¹¹⁰という指摘や、「基本法が、とりわけ侵害行政以外の領域で、内閣および行政各部の政策実施だけでなく、政策形成の方向性や組織・手続を積極的に定めることは、現代行政国家における行政統制の一手法として、評価することができる」¹¹¹という指摘がある。

ここで、科学技術基本法の対象となる科学技術には大学における研究を含めた科学技術が対象となっている一方で、人文科学のみに係る科学技術は除外されている。これは人文科学が「人間や社会の本質を取り扱うものであり、それを自然科学の分野に係るものと同列において計画的、総合的な推進策を講ずることが必ずしも適当でない」とされたためと説明されている¹¹²。この「人文科学」については、社会科学を含む概念と解されている¹¹³。

また、科学技術基本法第2章には、科学技術基本計画に関する規定が置かれている。

○科学技術基本法（制定時）※下線は引用者

第二章 科学技術基本計画

第九条 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「科学技術基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 科学技術基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）の推進に関する総合的な方針
- 二 研究施設及び研究設備（以下「研究施設等」という。）の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 その他科学技術の振興に関し必要な事項

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、科学技術会議の議を経な

し、基本理念、国の責務、講ずべき基本的施策の内容などを定める法律である」と説明される。外山（2017）75頁。基本法に関する包括的な研究としては、川崎（2005-2007）を挙げるができる。

¹¹⁰ 木下・只野（2019）447頁〔只野雅人〕。

¹¹¹ 長谷部（2020）490頁〔矢野常寿〕。

¹¹² 尾身（1996）202頁。

¹¹³ 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会 制度課題ワーキンググループ 第1回議事録

（<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/seidokadai/1kai/giji1.pdf>、2024年9月29日最終確認）7頁〔塩田内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官発言〕、同ワーキンググループ「科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について」（[https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/seidohokoku1-1.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/seidokadai/seidohokoku1-1.pdf)、2024年9月29日最終確認）6頁、文部科学省（2022）693頁

なければならない。

4・5 〔略〕

6 政府は、科学技術基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

科学技術基本法は、科学技術基本計画の策定を政府に義務付けている（第9条第1項）。科学技術基本計画は「本法〔科学技術基本法〕の示した科学技術振興の目的、方針、各施策の基本的な方向性等を踏まえて策定されるものであることから……我が国の科学技術振興においてもっとも重要な役割を果たすものと位置づけられる」ため、第9条は科学技術基本法の「根幹をなすものである」とされる¹¹⁴。

科学技術基本計画は「研究開発……の推進に関する総合的な方針」（第9条第2項第1号）、「研究施設等……の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」（同項第2号）及び「その他科学技術の振興に関し必要な事項」（同条第3号）について定めることとされている。「研究開発……の推進に関する総合的な方針」については、「本法〔科学技術基本法〕の理念に基づいた科学技術の振興を図る上で必要となる基本的な考え方や国として強化すべき重点領域、目標等を定める必要がある」¹¹⁵と説明される。「研究施設等……の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」については、「科学技術の進展に応じた研究開発を行ない、研究開発活動を効果的に実施するため、老朽化、狭隘化、陳腐化等が指摘されている大学、国立試験研究機関等の研究施設・設備の整備、研究開発に係る情報化の促進、研究開発に係る支援機能の充実等に係る研究環境の整備が何よりも必要であり、それらに関し講ずべき施策を定める必要がある。……また、研究者の意欲を引き出し、独創性を最大限に発揮させ、研究活動を効果的に推進するためには、産学官の研究交流の一層の促進等により、研究者の流動化を促進し、また提案公募型の委託研究による多元的競争的な資金の導入など柔軟で競争的な研究環境を実現することが必要である」¹¹⁶と説明される。「その他科学技術の振興に関し必要な事項」については、「いわゆるバスケットクローズ的な事項であるが、例えば研究者等の養成や国民の科学技術に関する理解の増進等の観点からの科学技術に関する学校教育や社会教育における学習の振興と普及啓発、地域の科学技術の振興、国際交流等の促進、

¹¹⁴ 尾身（1996）221頁。

¹¹⁵ 尾身（1996）224頁。

¹¹⁶ 尾身（1996）225頁。

民間における研究開発の支援及び促進に必要な施策など、前号〔第9条第2項第2号〕に基づくもの以外で計画に盛り込むべきものを対象とする〕¹¹⁷と説明される。

科学技術基本計画の策定に当たっては、事前に科学技術会議の議を経なければならないこととなっている（第9条第3項）。この趣旨は「科学技術基本計画が、今後の我が国の科学技術の振興に関する施策の方向を定める重要なものであることにかんがみ、その策定にあたっては、科学技術政策に関する最高の審議機関である科学技術会議の議をあらかじめ経ることとしたものである」¹¹⁸と説明されている。また、「議を経なければならない」と、義務規定となっている点については、「『意見を聞かなければならない』に比べ拘束性が強い」¹¹⁹とされ、「科学技術会議におきまして科学技術基本計画の審議を行うに当たりましては、……産学官各界から有識者を集めて、英知を結集してこれを行っていただく」¹²⁰と説明されている。

科学技術基本計画の実施に要する経費に関し必要な資金の確保について、政府に必要な措置を講ずるよう努力義務が課されている（第9条第6項）。この趣旨について、「科学技術を振興するためには、研究開発投資額の増額が不可欠である。そのため資金の確保の問題は、この法律において最大のポイントであると立法者はとらえている。そこで国の財政との調整を図りつつ、その範囲内で基本計画の実施を図るため、最大限の努力を政府が行うよう第九条第六項を規定したのである」¹²¹と説明される。

科学技術基本法は、以上のような基本計画の仕組みを通じて、我が国の科学技術政策の総合的かつ計画的な推進を方向付けることとしている。そこで、科学技術基本計画のような行政計画と政策との関係について節を改めて検討する。

第4節 科学技術政策との関係における科学技術基本計画の法的位置付け

第1項 いわゆる「行政計画」について

法令用語としての計画とは、「一般に、将来を見通して一定の目標を設定し、その目標を達成

¹¹⁷ 尾身（1996）225-226頁。

¹¹⁸ 尾身（1996）226頁。

¹¹⁹ 尾身（1996）227頁。

¹²⁰ 第134回国会衆議院科学技術委員会議録第2号（平成7年10月31日）14頁〔尾身幸次衆議院議員発言〕。

¹²¹ 菊（1996）20頁。

するための諸手段を総合すること又はその総合したもの」であり、「計画は、個々の施策を実施していく上での基準となるものである。社会経済の変化に対応しつつ多岐にわたる諸施策を一定の方向に統合して、一つのまとまりのある施策として実施することの必要性から、計画は、行政上の重要な手段であり、法律上の制度となっているものが多いが、事実上の措置として策定され、実施されるものも多い」¹²²とされる。計画のうち、行政の活動の一形態として行うものについては、行政法学において行政の行為形式の一つとして講学上「行政計画」と呼ばれ、「行政権が一定の公の目的のために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示するもの」¹²³、「行政機関が一定の行政活動を行うために策定する……一定の目標を設定し、相互に関連する手段の調整と総合化を通じて目標の実現をめざすもの」¹²⁴、「目標を定立し、その目標を実現するために諸種の手段を総合して体系化するところに特徴がある」¹²⁵などと説明される。政策を法制上の見地から調査分析を行うという本稿の性格に鑑み、行政計画とは、行政が、諸施策を一定の政策へと方向付けるために、目標を設定し、その手段を総合化したものという程度の意味で理解することとする。

第2項 政策実現過程（プロセス）における行政計画の法的位置付け

行政計画の法的位置付けについては、政策に関し法制上の見地から調査分析を行うという本稿の性格に鑑み、政策実現過程における政策の基準（政策基準）という見地から行政計画に関する分析を行った原田大樹の研究¹²⁶を参照することとする。

「政策実施のプロセスは通常、基準の定立（rulemaking）と個別的な執行（enforcement）とに分かれる¹²⁷。政策の基準は前者の段階において定立され、後者のあり方を強く規定する」¹²⁸。政策基準の法形式としての「法律」については、「行政機関により定められる政策基準（行政基準・行政計画）との関係での優越性」があり、「公的セクターの多層化のもとでの政策基準における優位性」があるため、「政策基準の中で枢要な地位が与えられている」¹²⁹とする。「わが国においては日本国憲法によって、国会が制定する『法律』に一次的政策基準としての性格が付与

¹²² 大森（2023）197頁〔「計画」〕。

¹²³ 塩野（2024）234頁。

¹²⁴ 高木（2015）203頁。

¹²⁵ 宇賀（2023）345頁。

¹²⁶ 原田（2014）319頁。

¹²⁷ 原田は、この点について小早川（1995）51頁に依拠している。原田（2014）319頁注1。

¹²⁸ 原田（2014）319頁。

¹²⁹ 原田（2014）320頁。

されている。すなわち、政策はまず法律の形式で制定され、行政が制定する行政基準・行政計画によって具体化され、個別的に執行される過程をたどることを通例¹³⁰である。憲法第41条は「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」と規定し、これはいわゆる法律による行政の原理のうち「法律の法規創造力」、すなわち「一般的・抽象的な法規範としての性格を有する一次的政策基準は法律の形式をもって議会在定立するという原則」¹³¹を法定化したものと説明される。行政計画は、このように一次的政策基準たる法律を受けて、政策を具体化するために「行政機関によって策定される法条形式を取らない政策基準をいう(目標プログラム)」¹³²。

行政計画が用いられる場合としては「法律によって政策の実体的内容を記述することが難しい」¹³³ときが挙げられ、その法的な意図としては、「行政計画という政策基準を策定させ、そこに幅広い手続的な参加のしくみを設定することで、立法段階では果たせなかった利害調整を行わせる」¹³⁴ことにあり、そのため「行政計画と計画策定手続とは不即不離の関係にある」¹³⁵とされる。政策実現過程との関係でこのような特徴を持つ行政計画が用いられる場合としては「行政内部における施策の総合性を確保するため、セクション間を総合調整することに主眼をおいて使われる場合」、「分野特定の自律的利害衡量システムを設定する目的で立法者が用いる場合」、「補助金の分配基準として使われる場合」¹³⁶があるとされる。科学技術基本計画については、「科学技術基本法の理念を受けた科学技術振興のための政策の基本的考え方と目標を示すとともに、必要となる施策の基本的考え方や目標を明らかにすることを主たる内容」¹³⁷としており、科学技術基本法により推進される科学技術振興に関する施策をより具体化するものであり、閣僚だけでなく学識経験者から構成される科学技術会議、その下にある政策委員会や部会において「産・学・官各界の有識者を専門委員として集め、それらの英知を結集して議論を行い、その結果を踏まえて答申等を行」¹³⁸う¹³⁶という科学技術会議による総合調整を行わせる計画策定手続となっていることから、「行政内部における施策の総合性を確保するため、セクション間を総合調整することに主眼をおいて使われる場合」であるといえる。とりわけ、科学技術会議という内閣総理大臣を議長とする科学技術庁や文部省よりも一段高い位置における総合調整を行う機関を計画策定手続に組み込ん

¹³⁰ 原田 (2014) 320 頁。

¹³¹ 原田 (2014) 320 頁。

¹³² 原田 (2014) 321 頁。

¹³³ 原田 (2014) 321 頁。

¹³⁴ 原田 (2014) 321 頁。

¹³⁵ 菊 (1996) 17 頁。

¹³⁶ 菊 (1996) 20 頁。

でいる点は、行政内部における施策の総合性の確保を強力に行うことを可能とし、いわゆるトップダウン型の政策実現を行う上で特徴的な仕組みであるといえる。

第3項 科学技術基本計画の策定形式—閣議決定—

科学技術基本計画の策定形式は、法律の条文上は規定されていないが、実際には閣議決定により行われている。法律上、「政府」を名宛人とした計画策定の規定がある場合、明文がないときでも通常は閣議決定が行われているようである¹³⁷。ここでいう政府とは「内閣及びその統轄の下にある行政機関を総括した意味、すなわち言えば行政部の意味」¹³⁸である。この意味の政府の意思決定は、「国の行政権の帰属する行政部内における最高の機関」¹³⁹であるところの内閣の意思決定によることとなる。内閣の意思決定の方式には「閣議決定」と「閣議了解」があり、「憲法又は法律により内閣の意思決定が必要とされる事項や、法令上規定がない場合でも特に重要な事項」については「閣議決定」が行われるとされる¹⁴⁰。閣議決定は、「内閣の意思決定として内閣の統轄下にある行政機関を拘束するものであり、各行政機関の関係職員はその決定に従って職務を執行する責務を有する」¹⁴¹とされる。科学技術基本計画を閣議決定により定めることは、科学技術基本計画で規定した内容を内閣の意思決定として確定させ、各行政機関に対して拘束力をもって諸施策を実施させることを担保しているといえる。

行政計画は、必ずしも法律に根拠を有するわけではないが、科学技術基本計画のように法律において計画の策定について規定し、法制化することの意義については、「計画的な施策の立案・実施を促し、確保することにつながるとともに、計画に関しその位置付けを明らかにし、その枠組み・内容・手続を定めることで、民主的なコントロールを及ぼすことになる」一方で、計画に規定される事項の一般性・抽象性による政府裁量の大きさや、実際のコントロールのための方法としての審議会の関与や計画の要旨の公表、国会報告について十分に機能しているとはいえないことから、「施策の具体的な内容や実施について行政計画に全面的にゆだねてしまうというのは、

¹³⁷ 例えば、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成26年法律第99号）は「政府は、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本的な計画……を策定しなければならない」（第7条第1項）と規定し、これに基づいて定められた「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画」は、法律上規定はないものの閣議決定されている（第1期は平成28年5月31日閣議決定、第2期は令和4年5月31日閣議決定）。

¹³⁸ 大森（2023）471頁〔「政府」〕。

¹³⁹ 大森（2023）67頁〔「閣議」〕。憲法第65条は「行政権は、内閣に属する」と規定している。

¹⁴⁰ 衆議院議員金田誠一君提出閣議に関する質問に対する答弁書（内閣衆質148第1号）

¹⁴¹ 衆議院議員橘慶一郎君提出国と地方自治体との関係に係る菅内閣から野田内閣への引継ぎに関する質問に対する答弁書（内閣衆質178第11号）

結局、行政当局に幅広い裁量を与え、国会みずからがそのコントロールの及ばない領域を作り出すということにつながりかねない」¹⁴²との指摘がされている。

第4項 科学技術基本計画の期間と附帯決議

科学技術基本法は、科学技術基本計画の期間について特段の規定を置いていない。例えば、海洋基本法（平成19年法律第33号）第16条第5項において海洋基本計画については、「政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする」と規定され、法律上5年ごとに見直しを行うことが明らかとなっている。この点について、科学技術基本法の発議者は「基本計画は十年程度を見通した五年間の計画」¹⁴³と説明しており、実際にも科学技術基本計画（現在は科学技術・イノベーション基本計画）は5年ごとに定められている。これは、科学技術基本法制定時の附帯決議を踏まえた政府の運用である。附帯決議とは、国会の委員会が「付託案件の審査の結果として、当該案件を可決又は修正議決した際に、その執行について注文を付ける等の意思表示を行う」¹⁴⁴決議であり、その内容としては「①当該案件の趣旨、使用されている概念・用語などの解釈、②当該案件の実施又は関連施策等についての政府に対する希望、要望等」¹⁴⁵がある。附帯決議は法律に根拠を有するものではなく、国会先例上認められてきたものであり、委員会独自のもので本会議には類似の制度はない¹⁴⁶。附帯決議は、委員会における「通常の決議と同じく政治的効果をもつのみであるが、それに対して所管の国務大臣が所信を述べる例であり……これによって政府に決議の内容を事実上尊重させる仕組みが構築されている」¹⁴⁷と説明されている。参議院委員会先例170は「委員会において決議を行ったときは、所管の国務大臣等が所信を述べるのを例とする」¹⁴⁸とされる。

科学技術基本法の制定時においても、衆議院科学技術委員会における附帯決議において「科学技術基本計画は、十年程度を見通した五年間の計画とし」¹⁴⁹とあり、参議院科学技術特別委員会

¹⁴² 川崎（2005）58頁。

¹⁴³ 第134回国会参議院科学技術特別委員会会議録第2号（平成7年11月1日）3頁〔尾身幸次衆議院議員発言〕。

¹⁴⁴ 森本（2024）131頁。

¹⁴⁵ 森本（2019）130頁。

¹⁴⁶ 森本（2019）130頁。

¹⁴⁷ 森本（2019）130頁。

¹⁴⁸ 参議院事務局（2023）163頁。

¹⁴⁹ 平成7年10月31日 衆議院科学技術委員会 科学技術基本法案に対する附帯決議（第134回国会衆議院科学技術委員会会議録第2号（平成7年10月31日）15頁）

における附帯決議において「科学技術基本計画は、十年程度を見通した五年間の計画とし」¹⁵⁰とある。それぞれの附帯決議を受けて、科学技術庁長官が所信を述べている¹⁵¹。これらの附帯決議を踏まえて、科学技術基本計画は5年ごとに定められているといえる。

第5節 中央省庁等改革

橋本龍太郎内閣総理大臣の下で行われた中央省庁等改革によって、科学技術政策の担い手たる科学技術庁は、文部省と統合されて文部科学省となった。「平成13年1月6日、内閣機能の強化、任務を基軸とした中央省庁の大括り再編、独立行政法人制度の創設を三本柱とする中央省庁等改革関連法が施行された。……橋本龍太郎内閣総理大臣自身が会長を務めた行政改革会議が平成9年12月3日に最終報告を決定し、これを忠実に条文化した改革のプログラム法である中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）が制定され、これに従って個別の法律の制定改廃や組織の整備が行われ」た改革が、中央省庁等改革と呼ばれるものである¹⁵²。ここでは、中央省庁等改革基本法において示された科学技術政策に関する規定を確認する。

○中央省庁等改革基本法※下線は引用者

（内閣府の基本的な性格及び任務）

第十条 〔略〕

2 内閣府の任務及び機能（外局に係るものを除く。）は、おおむね次に掲げるものとする。

一 経済財政政策、総合科学技術政策、防災、男女共同参画その他の各省の事務に広範に関係する事項に関する企画立案及び総合調整

二～六 〔略〕

3～7 〔略〕

（教育科学技術省の編成方針）

第二十六条 教育科学技術省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 〔略〕

二 学術及び科学技術行政に関し、明確な目標の下に総合的、積極的かつ計画的な取組を強化

¹⁵⁰ 平成7年11月1日 参議院科学技術特別委員会 科学技術基本法案に対する附帯決議（第134回国会参議院科学技術特別委員会会議録第2号（平成7年11月1日）10頁）

¹⁵¹ 「ただいまの決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、政府として科学技術創造立国を目指し、科学技術振興に関する施策の一層の充実強化に努めてまいります所存でございます。委員各位の今後とも御支援をお願いいたします。」（第134回国会衆議院科学技術委員会会議録第2号（平成7年10月31日）15頁）〔浦野悠興科学技術庁長官発言〕、「ただいまの決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、政府として科学技術創造立国を目指し、科学技術振興に関する施策の一層の拡充強化に努めてまいります所存でありますので、議員の皆様御支援をよろしくお願いを申し上げます。」（第134回国会参議院科学技術特別委員会会議録第2号（平成7年11月1日）11頁）〔浦野悠興科学技術庁長官発言〕

¹⁵² 荻野（2019）140頁。

するとともに、学術及び科学技術研究の調和及び総合性の確保を図ること。

三 総合科学技術会議の議により策定される科学技術に関する基本方針を踏まえ、研究開発に関する具体的な計画を策定し、その推進を図るとともに、これに基づく関係府省の間の調整を行うこと。

四～八 〔略〕

九 大規模プロジェクト等による技術開発について、主として商業化及び実用化に向けたものは経済産業省が担うことを踏まえ、主として学術研究及び科学技術に関するものを教育科学技術省が担うこと。

十 原子力に関する技術開発について、エネルギーとしての利用に関係するものは経済産業省が担うことを踏まえ、学術研究及び科学技術に関するものを教育科学技術省が担うこと。

十一・十二 〔略〕

中央省庁等改革基本法第 10 条第 2 項は、総理府にかわり新たに置くこととなる内閣府の任務及び機能として「……総合科学技術政策……その他の各省の事務に広範に関係する事項に関する企画立案及び総合調整」を規定する（同項第 1 号）。従来は、科学技術会議における科学技術振興政策の総合調整を受けつつも、科学技術会議の事務局を担当し、また科学技術に関する基本的な政策の企画立案及び推進並びに関係省庁間の事務の総合調整を行う科学技術庁が我が国の科学技術政策を中心的に担ってきたが、改革後においては、内閣府が「総合」科学技術政策のような「各省の事務に広範に関係する事項に関する企画立案及び総合調整」を任務及び機能とするとされる。その一方で、中央省庁等改革基本法第 26 条において、教育科学技術省は「総合科学技術会議の議により策定される科学技術に関する基本方針を踏まえ、研究開発に関する具体的な計画を策定し、その推進を図るとともに、これに基づく関係府省の間の調整を行うこと」とされている（同条第 3 号）。科学技術庁の後続機関である教育科学技術省は、あくまでも総合科学技術会議が策定する科学技術に関する基本方針を前提として、その具体化と関係府省間の「調整」を行うものと位置付けられている。従来の科学技術庁設置法に規定されていた「総合調整」から単なる「調整」となっている点は、内閣府、総合科学技術会議の担う一段高い位置からの総合調整・政策決定とは異なる、その下における具体化における関係省庁間の調整の性格を意味するものと考えられる。この点については、行政改革会議の最終報告においても、総合科学技術会議は「人文・社会・自然科学を総合した科学技術を対象とした総合戦略を策定する。各省の行政に横断的にまたがる科学技術に関する基本事項はもとより、個別省のプロジェクトについても、国家的に重要であり政府全体としてその方向付けが必要なもの等については、審議の対象とする」とされ、「総合科学技術会議の策定する科学技術に関する総合戦略を踏まえ、教育科学技術省は、より具体的な研究開発計画の策定・推進や、これに基づく各省間の調整を行う」とされていたところで

あった¹⁵³。

国の行政機関の所掌事務における「総合調整」については、中央省庁等改革に当たっては、「国の各行政機関の相互の関係で見てみると、『総合調整』は、中央省庁等改革の時点において、内閣官房、内閣府が行う『行政各部の統一保持』を図るための調整を指すものとされた。すなわち、内閣は、行政権に関する最高の意思決定機関であり、内閣の下にある国の各行政機関の行動及び活動を総合調整する作用を営み、その機能は、終局的には閣議によって果たされるとの考えによるものである」¹⁵⁴と説明されている。なお、中央省庁等改革前において用いられていた法令用語としての「総合調整」については、「総理府及びその外局が行う総合調整の権能があったが、これは、内閣が行う総合調整の権能に比して一段下の、いわば閣議で取り上げる程度に至らない程度の問題を処理するために認められたものと考えられていた。中央省庁等改革に当たっては、このような各行政機関がその任務達成のために行う関係行政機関の事務の調整については、単に「調整」と表現するものとされた」¹⁵⁵と説明されている。

第6節 中央省庁等改革後 文部科学省・内閣府の設置

中央省庁等改革の結果、平成13年1月6日、科学技術庁及び文部省は再編され¹⁵⁶、文部科学省が設置された。文部科学省の任務及び所掌事務は、文部科学省設置法（平成11年法律第96号）において、次のように規定された。

○文部科学省設置法（制定時）※下線は引用者

（任務）

第三条 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関すること。
- 二 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。
- 三 地方教育行政に関する制度の企画及び立案並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関

¹⁵³ 行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）。引用は、行政改革会議事務局OB会（1998）49頁に依った。

¹⁵⁴ 大森（2023）492頁〔「総合調整」〕。

¹⁵⁵ 大森（2023）492頁〔「総合調整」〕。

¹⁵⁶ 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律第4条により、科学技術庁設置法及び文部省設置法は廃止された（それぞれ同条第16号及び第5号に基づく。）。

- する指導、助言及び勧告に関すること。
- 四 地方教育費に関する企画に関すること。
- 五 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- 六 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。
- 七 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 八 初等中等教育のための補助に関すること。
- 九 初等中等教育の基準の設定に関すること。
- 十 教科用図書の検定に関すること。
- 十一 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。
- 十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における児童、生徒、学生及び幼児の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。）に関すること。
- 十三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。
- 十四 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。
- 十五 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 十六 大学及び高等専門学校における教育のための補助に関すること。
- 十七 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること。
- 十八 大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。
- 十九 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関すること。
- 二十 学生及び生徒の奨学、厚生及び補導に関すること。
- 二十一 外国人留学生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留学生の派遣に関すること。
- 二十二 政府開発援助のうち外国人留学生に係る技術協力に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 二十三 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二十四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること。
- 二十五 国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第二条第一項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）における教育及び研究に関すること。
- 二十六 私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- 二十七 文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定並びにその経営に関する指導及び助言に関すること。
- 二十八 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること。
- 二十九 私立学校教職員の共済制度に関すること。

- 三十 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 三十一 社会教育のための補助に関すること。
- 三十二 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。
- 三十三 通信教育及び視聴覚教育に関すること。
- 三十四 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 三十五 家庭教育の支援に関すること。
- 三十六 公立及び私立の文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 三十七 公立の文教施設の整備のための補助に関すること。
- 三十八 学校施設及び教育用品の基準の設定に関すること。
- 三十九 学校環境の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 四十 青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。
- 四十一 体力の保持及び増進の推進に関すること。
- 四十二 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四十三 科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に関する計画の作成及び推進に関すること。
- 四十四 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四十五 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 四十六 学術の振興に関すること。
- 四十七 研究者の養成及び資質の向上に関すること。
- 四十八 技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限る。）。
- 四十九 技術士に関すること。
- 五十 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）、研究開発に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関すること。
- 五十一 科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関すること。
- 五十二 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること。
- 五十三 科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進に関すること。
- 五十四 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施化の推進に関すること。
- 五十五 科学技術に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。
- 五十六 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること。
- 五十七 科学技術に関する基礎研究及び科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）に関すること。
- 五十八 科学技術に関する研究開発で、関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするものに関すること。
- 五十九 科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なものに関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- 六十 理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究に関すること。
- 六十一 放射線の利用に関する研究開発に関すること。
- 六十二 宇宙の開発及び原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに

- 関すること。
- 六十三 宇宙の利用の推進に関すること。
- 六十四 放射性同位元素の利用の推進に関すること。
- 六十五 資源の総合的利用に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- 六十六 原子力政策のうち科学技術に関するものに関すること。
- 六十七 原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他これに類する経費の配分計画に関すること。
- 六十八 原子力損害の賠償に関すること。
- 六十九 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。
- 七十 試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉（発電の用に供するものを除く。）並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。
- 七十一 原子力の安全の確保のうち科学技術に関するものに関すること。
- 七十二 放射線による障害の防止に関すること。
- 七十三 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。
- 七十四 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 七十五 スポーツのための助成に関すること。
- 七十六 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。
- 七十七 スポーツに関する競技水準の向上に関すること。
- 七十八 スポーツ振興投票に関すること。
- 七十九 文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十五号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十二号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 八十 文化の振興のための助成に関すること。
- 八十一 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。
- 八十二 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。
- 八十三 国語の改善及びその普及に関すること。
- 八十四 著作者の権利、著作権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること。
- 八十五 文化財の保存及び活用に関すること。
- 八十六 アイヌ文化の振興に関すること。
- 八十七 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。
- 八十八 国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 八十九 ユネスコ活動（ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第二条に規定するユネスコ活動をいう。）の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 九十 文化功労者に関すること。
- 九十一 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、教育、学術、スポーツ、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九十二 教育関係職員、研究者、社会教育に関する団体、社会教育指導者、スポーツの指導者その他の関係者に対し、教育、学術、スポーツ及び文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九十三 所掌事務に係る国際協力に関すること。

- 九十四 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
九十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき文部科学省に属させられた事務

科学技術に関し、文部科学省設置法は、文部科学省は「科学技術の総合的な振興を図る……ことを任務とする」と規定し（第3条）、第4条において「科学技術の総合的な振興を図る」ための具体的な所掌事務を規定している（同条第42号から第45号まで及び第48号から第73号まで）。

従前の科学技術庁は、「科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。）に関する行政を総合的に推進すること」を主たる任務としていた。文部科学省においては、大学における研究を所掌する文部省と統合されたことにより、所掌する「科学技術」は人文科学のみに係る科学技術及び大学における研究に係る科学技術についてもその振興の対象とされることとなった。科学技術については「総合的な」振興とされている点は、科学技術に関する事務については関係行政機関の調整を行いながらその振興を図ることが前提とされており、文部科学省がこの調整を担うことを示したものと考えられる。

所掌事務規定については、「科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」（第4条第42号）は、従来の科学技術庁の所掌事務である「科学技術……に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること」¹⁵⁷を踏襲するものである。「科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること」（同条第44号）は、従来の科学技術庁の所掌事務である「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること」¹⁵⁸を踏襲するものであるが、前述の中央省庁等改革での整理を踏まえ、単に「調整」とされている。「科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること」（同条第45号）は、従来の科学技術庁の所掌事務である「関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整に関すること」¹⁵⁹を踏襲するものである。「科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に関する計画の作成及び推進に関すること」（同条第43号）については、科学技術庁設置法には規定されていなかったが、科学技術基本法の制定を踏まえて、新たに規定された。

¹⁵⁷ 科学技術庁設置法第4条第1号（昭和58年法律第78号による改正後）

¹⁵⁸ 科学技術庁設置法第4条第3号（昭和58年法律第78号による改正後）

¹⁵⁹ 科学技術庁設置法第4条第4号（昭和58年法律第78号による改正後）

中央省庁等改革により、総理府は内閣府となり、また、従来の科学技術会議は総合科学技術会議として内閣府に置かれることとなった。内閣府任務及び所掌事務並びに総合科学技術会議については、内閣府設置法（平成11年法律第89号）において、次のように規定された。

○内閣府設置法（制定時）※下線は引用者

（設置）

第二条 内閣に、内閣府を置く。

（任務）

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に関係する施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、国の治安の確保、国の防衛を通じた国の安全の確保、金融の適切な機能の確保、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 〔略〕

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項

二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項

三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項

四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

七 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三項第七号を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

八 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

九 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための基本的な政策に関する事項

十 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

十一 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項

十二 前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項

- 十三 北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題への対処に関する事項
- 十四 青少年の健全な育成に関する事項
- 十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

2・3 〔略〕

第二款 重要政策に関する会議

第一目 設置

第十八条 本府に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関（以下「重要政策に関する会議」という。）として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議

総合科学技術会議

2 〔略〕

第三目 総合科学技術会議

（所掌事務等）

第二十六条 総合科学技術会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。
- 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。
- 三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。
- 四 第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号までに掲げる事務を掌理するもの（以下「科学技術政策担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、科学技術政策担当大臣に対し行うものとし、科学技術政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第二十七条 会議は、議長及び議員十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十八条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。
- 4 科学技術政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、科学技術政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。

(議員)

第二十九条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官
- 二 科学技術政策担当大臣
- 三 各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 四 法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている委員会の長及び庁の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 五 前二号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 六 科学又は技術に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 議長は、必要があると認めるときは、第二十七条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
- 3 第一項第六号に掲げる議員の数は、第一項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 4 第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤とすることができる。

(議員の任命)

第三十条 内閣総理大臣は、前条第一項第六号に掲げる議員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

- 2 前条第一項第六号に掲げる議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる議員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。

(議員の任期)

第三十一条 第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の議員は、再任されることができる。

(議員の罷免)

第三十二条 内閣総理大臣は、第二十九条第一項第六号に掲げる議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同号に掲げる議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(議員の服務)

第三十三条 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員(同項第五号に掲げる議員にあっては、一般職の国家公務員であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(議員の給与)

第三十四条 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員の給与は、別に法律で定める。

(資料提出の要求等)

第三十五条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十六条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、会議の組織、所掌事務及び議員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

内閣府の所掌事務は、「内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする」(内閣府設置法第3条第1項)内閣補助事務と、内閣総理大臣を主任の大臣として行う分担管理事務(同条第2項)があるが¹⁶⁰、科学技術に関する事項に関する「企画及び立案並びに総合調整に関する事務」については、内閣補助事務として規定されている(第4条第1項第4号から第6号まで)。すなわち、「科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項」「科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項」その他「科学技術の振興に関する事項」について、「行政各部の施策の統一を図るために必要となる」関係行政機関の事務の「総合調整」は、文部科学省ではなく、内閣府が所掌することとなっている。その具体的には、内閣府本府組織令(平成12年政令第245号)により、内閣府政策統括官が当該事務を行うこととされた。

¹⁶⁰ 藤田(2022)137頁。

○内閣府本府組織令（制定時）※下線は引用者
（政策統括官の職務）

第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

イ～ハ 〔略〕

三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

ホ 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

へ 三及びホに掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

ト～ヲ 〔略〕

二・三 〔略〕

総合科学技術会議は、重要政策に関する会議として内閣府に置かれる「特別の機関」である（第18条第1項）。従来の科学技術会議との相違点については、「総合科学技術会議の性格として、現行の科学技術会議と異なる点は、『知恵の場』として、学識に基づく『助言機関』としての性格を強く持つことである。これは、学識経験議員の比率に関する規定が設けられていることや常勤議員が現行2名から4名以内と増員していることから分かる（〔内閣府〕設置法第29条第3項及び第4項）。また、現行の科学技術会議は既に諮問のあった事項に関してしか意見を述べることができないが（科学技術会議設置法第2条第2項）、総合科学技術会議は諮問の有無に関わらず意見を述べることができる（〔内閣府〕設置法第26条第1項第4号等）こととされており、会議の『自発性』が重視されている」¹⁶¹と説明されている。

総合科学技術会議の事務局については、総合科学技術会議令（平成12年政令第258号。現在は総合科学技術・イノベーション会議令）により、内閣府政策統括官が担当することとされた。

○総合科学技術会議令（制定時）
（庶務）

第三条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

総合科学技術会議の事務局を文部科学省ではなく内閣府（政策統括官）が担当することについては、行政改革会議最終報告において「内閣府の調整部局のうち科学技術を担当する部門が会議の事務局となる。また、事務局は、案件の内容に応じ、関係省庁のほか、内外の組織の幅広い協

¹⁶¹ 赤池（2000）21頁。亀甲括弧内は引用者。

力を得て、その事務を行う。事務局には、行政の内外の人材を幅広く登用するものとする。」¹⁶²とされていたことを踏まえたものである。

なお、内閣府の所掌事務及び総合科学技術会議の対象となる科学技術については、特段の限定が付されていない。

以上を整理すると、中央省庁等改革の前後において、①内閣府は内閣補助事務として科学技術の総合的・計画的な振興のための企画・立案・総合調整の事務を所掌することとなり、（政策統括官）、②文部科学省は分担管理事務として、科学技術に関する基本的な政策の企画・立案・調整の事務を所掌するという役割分担がされ、それに伴い、③（総合）科学技術会議の事務局機能が科学技術庁から内閣府へ移った。④内閣府、文部科学省、総合科学技術会議の対象となる科学技術の範囲については、人文科学のみに係る科学技術及び大学における研究に係る科学技術をも含む科学技術とされた。もっとも、⑤「科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整」は、文部科学省が所掌することとなった。

第7節 総合科学技術会議の司令塔機能強化のための内閣府設置法改正

平成25年、「科学技術イノベーション総合戦略」¹⁶³が策定され、「我が国の科学技術イノベーション政策の司令塔は総合科学技術会議である。『イノベーションに最も適した国』を創り上げていくための司令塔として、権限、予算両面でこれまでにない強力な推進力を発揮できるよう、司令塔機能の抜本的強化策の具体化を図らなければならない。」と規定された。これを受けて、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成26年法律第31号）が制定され、総合科学技術会議が総合科学技術・イノベーション会議へと改められたほか、主として次のような法改正が行われた。

○内閣府設置法（平成26年法律第31号による改正後）

（所掌事務）

第四条 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六の二 〔略〕

七 科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第九条第一項に規定する

¹⁶² 行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）。引用は、行政改革会議事務局OB会（1998）49頁に依った。

¹⁶³ 平成25年6月7日閣議決定（<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2013/honbun.pdf>、2024年9月29日最終確認）

ものをいう。)の策定及び推進に関すること。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

七の四～六十二 〔略〕

○文部科学省設置法（平成 26 年法律第 31 号による改正後）

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四十三 〔略〕

四十四 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

四十五 科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に関する計画の作成及び推進に関すること。

四十六 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

四十七 削除

四十八～九十七 〔略〕

内閣府設置法については、新たに「科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること」（第 4 条第 3 項第 7 号）、「科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること」（第 4 条第 3 項第 7 号の 2）が分担管理事務として追加された。これは、従来、文部科学省の所掌事務となっていた事項であり、前者については「科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」（文部科学省設置法第 4 条第 44 号）、後者は「科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること」（同条第 46 号）に含まれていたものであるが、上記の所掌事務の移管により、それぞれ「（内閣府の所掌に属するものを除く。）」と規定されることとなった。

これらの事務の移管については、「2001 年の中央省庁再編時に、旧科学技術庁時代の所掌を継承する形で文部科学省（文科省）に移管され、CSTP〔総合科学技術会議〕にはこれらの機能はなかったのである。〔科学技術〕基本計画の策定が文科省のリードで進められたとしても、最終的には CSTP で議論した上で閣議決定されたのだが、原案の策定段階から CSTP が議論をリードすることができなかつたため、政府のトップレベルの政策の反映という観点からは限界があったとも言える。文科省はもともと基礎研究寄りの科学技術振興を所管しているので、社会経済的観点に配慮しても、文科省の審議会での議論はボトムアップ的性格を有している。それをトップダウン型の策定方式に転換したのである。見積調整とは元来、旧科学技術庁が関連省庁の科学技術予算の調査を行い、省庁横断的に科学技術予算の重複の排除などの調整を行っていたものである。実際のところ科学技術庁が強力な調整を行っていたとは思えないが、CSTP が設置されて

からは、CSTP も科学技術施策の事前評価（予算編成過程における優先順位づけ。いわゆる SABC 評価）や重点化を進めていたこともあり、文科省と CSTP とのあいだの役割分担は明確ではなく、文科省の見積調整機能はかなり弱体化した印象があった。それでも、予算配分に係る調整機能が法律上文科省に残されていたために、CSTP による府省横断的課題への対応や科学技術予算の要求や配分への関与といった調整機能の法的根拠は明確ではなく、強いリーダーシップを発揮することができなかった。ある意味では機能不全に陥っていた見積調整を実質化し、それを CSTI〔総合科学技術・イノベーション会議〕と内閣府による府省横断的な科学技術予算編成へのリーダーシップという強力な権限へと転換したのが、見積調整機能の移管なのである¹⁶⁴との指摘がある。

内閣府の分担管理事務として新たに追加された事務のうち、「研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること」（内閣府設置法第 4 条第 3 項第 7 号の 3）については、この事務の追加により、「内閣府において『戦略的イノベーション創造プログラム』を執行することが可能となる¹⁶⁵と説明されている。戦略的イノベーション創造プログラムとは、「研究開発成果の社会実装に向けて鍵となる技術、事業、制度、社会的受容性、人材等に係る取組とそれを通じた民間の研究開発投資の拡大を促進するための取組に対して、府省の枠にとらわれず、CSTI が自ら重点的に予算を配分するため」に推進するプログラムのうち、「基礎研究から社会実装までを見据えて研究開発を一気通貫で推進し、府省連携による分野横断的な研究開発等に産学官連携で取り組むプログラム」をいう¹⁶⁶。

第 8 節 研究開発力強化法（現：科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律）

平成 20 年、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化が進む我が国に対して、中国やインドをはじめとする BRICs 諸国の急激な成長により世界の競争が激化している中で、欧米をはじめアジア諸国においては科学技術を国力の源泉と位置付け、それへの取組を急速に強化しているなどの内外の動向に鑑み、特に緊急を要する研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に必要な事項等について措置を講ずることを内容とする法律として、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推

¹⁶⁴ 小林（2018）100-101 頁。

¹⁶⁵ 内閣府「『内閣府設置法の一部を改正する法律』の施行について」（<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/settihu/settihu.html>、2024 年 9 月 29 日最終確認）

¹⁶⁶ 「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」平成 23 年 5 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議（<https://www8.cao.go.jp/cstp/bridge/sipkihonhoushin.pdf>、2024 年 9 月 29 日最終確認）

進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）（以下「研究開発力強化法」という。）が成立した¹⁶⁷。研究開発力強化法の主な内容としては、①科学技術に関する教育水準の向上、若年研究者等の能力の活用、研究者の人事交流及び国際交流の促進、研究開発法人による人材活用等に関する方針の作成等を行うことにより、研究開発等の推進を支える基盤を強化すること、②競争的資金の活用により、研究開発等に係る競争の促進を図ること、③科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分、研究開発法人及び大学等の研究開発能力の強化、研究開発等の適切な評価等を行うことにより、国の資金により行われる研究開発等を効率的に推進すること、④研究開発施設等の共用の促進、研究開発の成果の実用化を不当に阻害する要因の解消等を行い、研究開発成果の普及、実用化を促進すること、⑤研究開発システム及び国の資金により行われる研究開発等の推進の在り方に反映させるため、研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究を行うこと等である¹⁶⁸。

平成 25 年には、研究開発力強化法制定から 5 年が経過しようとしている段階においてもなお、日本は欧米中韓などに比べて研究開発投資額の伸びが低い、研究支援職が未確立であり、研究者一人当たりの研究支援者数が主要国と比べて低水準である、不確実性の高いハイリスク研究等に中長期的視野で取り組むなど、民間企業では担うことが困難な基礎基盤研究等の実施を責務とする研究開発法人が、事務・事業を効率的かつ効果的に行わせることを主目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の適用を受けているなど、研究開発投資やシステム整備等が十分になされているとはいえない状況にあることを背景として、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 99 号）が成立した¹⁶⁹。同法律の主な内容としては、①人材の確保等の支援、②労働契約法の特例、③我が国及び国民の安全に係る研究開発等に対する必要な資源の配分等、④陣属かつ効果的な物品及び役務の調達、⑤研究開発等の適切な評価等、⑥研究開発法人による出資等の業務、⑦研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設等である¹⁷⁰。

研究開発力強化法の平成 25 年の改正を受けて、国立研究開発法人制度や、特定国立研究開発法人制度の整備、革新的な研究開発プログラムの整備及びリサーチアドミニストレーターの育成・確保等、研究開発力の強化に向けたシステム改革が着実に実施されてきた一方で、科学技術・イ

¹⁶⁷ 林（2009）31-32 頁。

¹⁶⁸ 第 169 回国会参議院内閣委員会会議録第 17 号（平成 20 年 5 月 29 日）1 頁。

¹⁶⁹ 塩谷（2015）99-100 頁。

¹⁷⁰ 塩谷（2015）110-112 頁。

ノベーションの国際競争は激化しており、国立研究開発法人や国立大学法人の基盤的経費である運営費交付金の減少傾向、若年研究者の任期なしのポストに占める割合の低下等による研究に専念できる環境が失われつつあること等を原因とする我が国の相対的地位の低下が問題とされていた¹⁷¹。このような状況を背景に、平成30年には、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第94号）が成立した。この法律の主たる内容としては、①題名を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改めること等、②研究開発等の推進のための基盤の強化、③競争の促進等、④国等の資金により行われる研究開発等の効果的推進等、⑤産学官連携の促進、⑥革新的な研究開発の成果の活用等、⑦客観的な根拠となる情報の活用による科学技術・イノベーション政策の推進、⑧更なる科学技術・イノベーション創出の活性化に向けた検討等である¹⁷²。

第9節 科学技術・イノベーション基本法（科学技術基本法の改正）

令和2年には、科学技術基本法、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律、内閣府設置法等を改正すべく、科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第63号）が制定された。同法制定の背景及び経緯については、次のように説明されている¹⁷³。

平成七年に議員立法で制定された〔科学技術〕基本法は、我が国が「科学技術創造立国」を目指して科学技術の振興を強力に推進していく上での政策の基本的な枠組みを与える法律である。本法に基づき、これまで五期にわたる科学技術基本計画が策定され、これに基づく政策が展開されてきた。

また、平成二〇年に議員立法で成立した「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（科技イノベ活性化法〔科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律〕の制定時の題名。以下旧法名は「研究開発力強化法」という）は、科学技術に関する国や独立行政法人、大学などの研究開発能力の強化と研究開発の効率的推進を図ることを目的とした法律である。平成三〇年の同法の改正（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律。平成三〇年法律第九四号）では、「人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方」について検討を行い、必要な措置を講ずる旨の検討規定（四九条）が設けられた。

これを受け、総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会「制度課題ワーキンググループ」（座長：上山隆大総合科学技術・イノベーション会議有識者議員）において、令和元年八月から五回にわたって議論を重ね、同年一一月に「科学技術・イノベーション創出の総合的な

¹⁷¹ 佐藤・秋丸（2019）5頁。

¹⁷² 佐藤・秋丸（2019）6-25頁。

¹⁷³ 佐藤（2021）53-54頁。

振興に向けた科学技術基本法等の在り方について」をまとめた。改正法〔科学技術基本法等の一部を改正する法律〕の内容は、この報告書の内容に沿った形で立法化したものである。

改正法は、令和二年三月一〇日に閣議決定され、同年六月一日に衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会で可決、翌二日に衆議院本会議で可決、同月一六日に参議院内閣委員会で可決、翌一七日に参議院本会議で賛成多数をもって可決・成立し、同月二四日に公布された。

第1項 科学技術基本法の一部改正

科学技術基本法の改正点のうち、本稿において重要なものは、①「人文科学のみに係る科学技術」の追加、②科学技術・イノベーション基本計画である。

○科学技術・イノベーション基本法（令和2年法律第63号による改正後）※改正前との変更について引用者が下線を付した

（目的）

第一条 この法律は、科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

第二章 科学技術・イノベーション基本計画

第十二条 政府は、科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術・イノベーション創出の振興に関する基本的な計画（以下この条において「科学技術・イノベーション基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 科学技術・イノベーション基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 研究開発の推進に関する総合的な方針
 - 二 次に掲げる人材の確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - イ 研究者等
 - ロ 研究開発に係る支援を行う人材（イに該当するものを除く。）
 - ハ 研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材
 - ニ 研究開発の成果を活用した新たな事業の創出に係る支援を行う人材
 - 三 研究施設等の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 四 研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出の促進を図るための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 五 その他科学技術・イノベーション創出の振興に関し必要な事項
- 3 政府は、科学技術・イノベーション基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議の議を経なければならない。
- 4 政府は、科学技術及びイノベーションの創出の進展の状況、政府が科学技術・イノベーション創出の振興に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、科学技術・イノベーション基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 5 政府は、第一項の規定により科学技術・イノベーション基本計画を策定し、又は前項の規定によりこれを変更したときは、これを公表しなければならない。
- 6 政府は、科学技術・イノベーション基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改正前の科学技術基本法はその振興対象となる「科学技術」から「人文科学のみに係るもの」を除いていた（改正前の第1条）。その趣旨は、前述したとおり、人文科学が「人間や社会の本質を取り扱うものであり、それを自然科学の分野に係るものと同列において計画的、総合的な推進策を講ずることが必ずしも適当でない」とされたためとされている¹⁷⁴（前述したとおり、この「人文科学」については、社会科学を含む概念と解されている。）。今回の改正で科学技術・イノベーション基本法の振興対象として「人文科学のみに係る科学技術」を追加する趣旨については、「今日では、社会のグローバル化、デジタル化、AI、生命科学の進展などにより、人文科学の研究対象である人間や社会の在り方が変容し、科学技術・イノベーションの進展と人間社会の在り方が密接不可分なものになっている。現代の複雑化する諸課題に対峙し、豊かで持続可能な社会を実現するためには、人間や社会の多様な側面を総合的に理解することが必須である。そのためには、自然科学のみならず人文科学の知見を生かした研究開発が不可欠であり、分野融合の推進とともに、その基盤としての人文科学自体の持続的振興が必要である。人文科学と社会科学の扱いを異にする妥当性はなくなっている。このため、基本法の振興対象に人文科学のみに係る科学技術を加えることとした」¹⁷⁵と説明されている。この点について、人文科学を含めた学術全体の総合的な振興の必要性¹⁷⁶や、Society 5.0¹⁷⁷による諸課題の解決に向けた人文科学の必要性¹⁷⁸が指摘されていたところであった。前述の総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会「制度課題ワーキンググループ」が令和元年11月に取りまとめた「科学技術・イノベーショ

¹⁷⁴ 尾身（1996）202頁。

¹⁷⁵ 佐藤（2021）55頁。

¹⁷⁶ 「学術の総合的發展をめざして—人文・社会科学からの提言—」（平成29年6月1日日本学術会議第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会）（<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t242-2.pdf>、2024年9月29日最終確認）iv頁には「日本では、人文・社会科学を含む学術全体を視野に入れた国の総合的政策は存在しない。しかし、21世紀社会では「科学技術基本法に基づく科学技術の推進」ではおさまらぬ多くの問題が発生し、それらを議論する必要があることは明らかである。人文・社会科学の振興は、学術全体の総合的かつ調和的な発展を展望して政策化されるべきである」との指摘がある。

¹⁷⁷ 第5期科学技術基本法において、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」である未来社会の姿として示された「狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会」のこと。第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/Shonbun.pdf>、2024年9月29日最終確認）10-13頁。

¹⁷⁸ 「今後のわが国の大学改革のあり方に関する提言」（平成30年6月19日一般社団法人日本経済団体連合会）

（https://www.keidanren.or.jp/policy/2018/051_honbun.pdf、2024年9月29日最終確認）には「Society 5.0により生まれる新たな科学技術を社会実装するうえで、経済、経営、法律、倫理哲学などの人文社会科学系の知識や専門性が必須であることは論を俟たない。新たな科学技術を社会実装するうえで直面する諸課題の解決には、文系、理系の枠を超えた知識が必要」との指摘がある。

ン創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について」においても「人文科学のみに係る科学技術」を科学技術基本法に位置付けるべきと提言されていた¹⁷⁹。

科学技術（・イノベーション）基本計画に定める事項として、新たに「人材の確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」（第12条第2項第2号）、「研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出の促進を図るための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」（同項第4号）が追加された。これは、前述の「科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について」において、平成7年の科学技術基本法制定後の科学技術・イノベーション政策の進展を踏まえ、「科学技術・イノベーション創出の最大の鍵は人材であることに鑑み」追加すべき事項として提言されていたものである¹⁸⁰。

第2項 内閣府設置法の一部改正

内閣府設置法の改正点のうち、本稿において重要なものは、科学技術・イノベーション推進事務局の設置である。

○内閣府設置法（令和2年法律第63号による改正後）※下線は引用者

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十二 〔略〕

十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

十四 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

十五 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

十六 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六の二～三十 〔略〕

2 〔略〕

¹⁷⁹ 「科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について」（令和元年11月20日総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会制度課題ワーキンググループ）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/seidokadai/seidohokoku1-1.pdf>、2024年9月29日最終確認）6-7頁。

¹⁸⁰ 科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について」（令和元年11月20日総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会制度課題ワーキンググループ）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/seidokadai/seidohokoku1-1.pdf>、2024年9月29日最終確認）9頁。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 ～六の二 〔略〕

七 科学技術・イノベーション基本計画（科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

七の四～四十六 〔略〕

四十七 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）。

四十八～六十二 〔略〕

（設置）

第四十条 本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局及び金融危機対応会議を置く。

2・3 〔略〕

（科学技術・イノベーション推進事務局）

第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで並びに第三項第七号から第七号の三まで及び第四十七号に掲げる事務をつかさどる。

2 科学技術・イノベーション推進事務局の長は、科学技術・イノベーション推進事務局長とする。

3 科学技術・イノベーション推進事務局に、所要の職員を置く。

4 前二項に定めるもののほか、科学技術・イノベーション推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

○内閣府本府組織令（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第109号）による改正後）※下線は引用者

第四章 特別の機関

第三節 科学技術・イノベーション推進事務局

（統括官）

第四十二条 科学技術・イノベーション推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、統括官一人を置く。

2 統括官は、科学技術・イノベーション推進事務局長を助け、命を受けて、事務局の事務をつかさどる。

（審議官）

第四十三条 事務局に、審議官を置く。

2 審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。

3 審議官の定数は、併任の者を除き、三人とする。

(参事官)

第四十四条 事務局に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、五人とする。

○総合科学技術・イノベーション会議令（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第109号）による改正後）※下線は引用者

(庶務)

第三条 会議の庶務は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。

総合科学技術・イノベーション会議の事務局は、政策統括官が担っていたが、これを改めて、科学技術・イノベーション推進事務局に行わせることとなった。この趣旨については、「科学技術・イノベーション政策に関する司令塔会議としては、総合科学技術・イノベーション会議、知的財産戦略本部、健康・医療戦略推進本部、宇宙開発戦略本部、総合海洋政策本部等が存在している。科学技術・イノベーション政策に関する司令塔機能を強化するためには、これらの事務局との間において関連施策の横断的な調整が重要であることから、現在の政策統括官（科学技術・イノベーション担当）に代わり、新たに『科学技術・イノベーション推進事務局』を設置することとした¹⁸¹と説明されている。総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能の問題については、「第2次安倍内閣後、内閣府・CSTIの権限は強化され、科学技術イノベーション政策に強力な司令塔が実現したように見えるが、現実には単純ではない。政府全体を俯瞰すると、CSTIの科学技術イノベーション政策はむしろ弱体化しているとみられる面もある。現在、CSTIとは別に、科学技術イノベーションに関連する本部組織が官邸や内閣府に複数置かれており、しかも、2001年の中央省庁再編後に徐々に増えてきている。官邸に本部が置かれているものとしては、IT総合戦略本部¹⁸²（2001年設置）、知的財産戦略本部¹⁸³（2003年設置。事務局は2016年度に内閣府に移管）、総合海洋政策本部¹⁸⁴（2007年設置。事務局は2018年度に内閣府に移管予定）、

¹⁸¹ 佐藤（2021）63頁。

¹⁸² 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第25条（当時）。同法は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）附則第2条により廃止され、IT戦略本部も廃止された。現在は、ITを含めたデジタル社会形成の司令塔機能を担う組織として内閣にデジタル庁が設置され（デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第2条）、また、デジタル庁にデジタル社会推進会議が設置されている（同法第14条第1項）。

¹⁸³ 知的財産基本法（平成14年法律第122号）第24条

¹⁸⁴ 海洋基本法（平成19年法律第33号）第29条

宇宙開発戦略本部¹⁸⁵（2008年設置。2012年に内閣府に宇宙戦略室、宇宙政策委員会設置。2016年に官邸の戦略本部事務局を内閣府宇宙戦略室と一元化し、内閣府宇宙開発戦略推進事務局設置）、健康・医療戦略推進本部¹⁸⁶（2015年設置）などがある。この中で、IT、宇宙、健康・医療の各分野については、CSTPが明確にはもてなかった予算要求の府省横断的な調整機能を有している¹⁸⁷（海洋分野も、施策の企画立案・総合調整の権限を有する¹⁸⁸）。いわば、司令塔が乱立している状態にあるわけだが、科学技術イノベーション政策において、CSTIがそれらの司令塔の中で一段高い立場にあるかということ、そうとは言えない。歴史的にみても、CSTPが総合調整機能を十分に発揮できない中で、法的根拠のある調整機能を有するIT、海洋、宇宙などの各司令塔が登場し、いわば科学技術政策の飛び地を築いたのである。CSTIへと改組され、司令塔機能が強化され総合調整機能を獲得した後も、飛び地は残り、CSTIの政策立案・推進においては、これらの司令塔などとの連携が条件とされている。政府には科学技術イノベーション以外の分野にも多数の司令塔（いわば、島）が存在している。科学技術イノベーション政策と多数の飛び地や島との連携は、第3期基本計画以来、要請されてきた¹⁸⁹。第4期基本計画では、宇宙基本計画、海洋基本計画、エネルギー基本計画、原子力政策大綱などとの整合性にも配慮することが求められ¹⁹⁰、科学技術基本計画が他の基本計画に対して必ずしも高い立場にあるわけではないことが暗に示された。その後の科学技術イノベーション総合戦略でも同様の留意事項が付記されている¹⁹¹。

¹⁸⁵ 宇宙基本法（平成20年法律第43号）第25条。宇宙政策に関する司令塔機能として、現在は、内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第35号）により内閣府に宇宙政策委員会が設置されている（内閣府設置法第37条第1項）。

¹⁸⁶ 健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第20条

¹⁸⁷ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第26条第2号（当時）「関係行政機関の経費の見積りの方針の作成」、健康・医療戦略推進法第21条第3号「医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること」。宇宙開発戦略本部については、「宇宙開発利用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進及び総合調整に関すること」（宇宙基本法第26条第2号）とあるが、予算に関する総合調整について明示的な規定はない。宇宙政策委員会については、その所掌事務に「関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項」と規定されている（内閣府設置法第38条第1項第1号）。

¹⁸⁸ 海洋基本法第30条第3号「海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること」

¹⁸⁹ 第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/honbun.pdf>、2024年9月29日最終確認）において、総合科学技術会議の運営について「日本学術会議、経済財政諮問会議、知的財産戦略本部、IT戦略本部、規制改革・民間開放推進会議、男女共同参画会議、地域再生本部等と密接な連携をとる」と規定され（43頁）、また、具体的取組として「施策の不必要な重複など府省縦割りの弊害排除、連携の強化を図り、政策目標に向けて相乗効果・融合効果を発揮するため、科学技術連携施策群に係る取組を概要要求前から実施し、これを本格的に推進する」と規定された（44頁）。

¹⁹⁰ 第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/4honbun.pdf>、2024年9月29日最終確認）25頁は、研究開発の重点的推進に際して「宇宙基本計画や海洋基本計画、エネルギー基本計画、原子力政策大綱など、他の計画等に基づく推進との整合性に配慮する」と規定する。また、47頁は、「新成長戦略やエネルギー基本計画、原子力政策大綱など、政府が定める他の計画等の検討結果を踏まえ、第4期基本計画の内容についても、必要に応じて見直しを行う」と規定する。

¹⁹¹ 科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2013/honbun.pdf>、2024年9月29日最終確認）「総合科学技術会議の『総合性』を発揮するため、科学技術イノベーションに関連する本部組織（IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、健康・医療戦略室等）と、定期的な情報交換の場を設ける、合同での作業部会を開催するなどにより、連携強化に取り組むとともに、司令塔機能の総合性の更なる発揮について検討する」（54頁）。

科学技術・イノベーション総合戦略2014（平成26年6月24日閣議決定）

つまり、CSTIの科学技術イノベーションに関する権限は、強化されているようでいて、実はIT、海洋、宇宙、健康・医療などの飛び地が次第に形成され、それぞれの司令塔で予算要求を含む総合調整が行われる結果、CSTIが独自に権限を発揮できる分野はむしろ絞り込まれ、相対的には弱体化が進んできたとみることもできる¹⁹²と指摘されていた。

第10節 科学技術と規制

第1項 原子力

原子力利用開発の歴史は、昭和13年に核分裂現象が発見され、原子エネルギー開放の可能性が示唆されたことをきっかけに各国が原子エネルギー研究を進め、原子爆弾という形で始まることとなった¹⁹³。昭和28年の国連総会においてアイゼンハワー米国大統領が「原子力の平和利用」

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2014/honbun2014.pdf>, 2024年9月29日最終確認)「総合科学技術・イノベーション会議は、科学技術とイノベーション政策の一体化に向け、他の司令塔機能(日本経済再生本部、規制改革会議等)や科学技術イノベーションに関連する本部組織(IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、健康・医療戦略推進本部等)との連携を強化するとともに、府省間の縦割り排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口までの迅速化のためのつなぎ、などに総合科学技術・イノベーション会議自らが、より直接に行動していく」(73頁)。

科学技術イノベーション総合戦略2015(平成27年6月19日閣議決定)

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2015/honbun2015.pdf>, 2024年9月29日最終確認)「総合科学技術・イノベーション会議は、科学技術政策とイノベーション政策の一体化に向け、他の司令塔機能(日本経済再生本部、規制改革会議、国家安全保障会議、まち・ひと・しごと創生本部、IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、健康・医療戦略推進本部、サイバーセキュリティ戦略本部等)との連携や我が国の科学者の代表機関である日本学術会議との連携を強化するとともに、府省間の縦割り排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口までの迅速化のためのつなぎ、などに総合科学技術・イノベーション会議自らが、より主体的に行動していく」(75頁)。

科学技術イノベーション総合戦略2016(平成28年5月24日閣議決定)

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2016/honbun2016.pdf>, 2024年9月29日最終確認)「海洋、宇宙空間、サイバー空間のリスク対応には総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、サイバーセキュリティ戦略本部と連携し、海洋基本計画、宇宙基本計画、サイバーセキュリティ戦略とそれぞれ整合を図りつつリスクへの対応に必要な技術開発課題などの解決に向けた取組を推進する」(61頁)、「総合科学技術・イノベーション会議は、総合海洋政策本部や宇宙開発戦略本部と連携し、海洋基本計画や宇宙基本計画と整合を図りつつ、海洋や宇宙に関する技術開発課題等の解決に向けた取組を推進する」(68頁)、「総合科学技術・イノベーション会議は、他の司令塔機能(日本経済再生本部、規制改革会議、国家安全保障会議、まち・ひと・しごと創生本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、健康・医療戦略推進本部、サイバーセキュリティ戦略本部、国土強靱化推進本部等)や日本学術会議との連携を更に深める」(95-96頁)。

科学技術イノベーション総合戦略2017(平成29年6月2日閣議決定)(<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2017/honbun2017.pdf>, 2024年9月29日最終確認)「海洋、宇宙空間、サイバー空間のリスク対応には総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、サイバーセキュリティ戦略本部と連携し、海洋基本計画、宇宙基本計画、サイバーセキュリティ戦略とそれぞれ整合を図りつつリスクへの対応に必要な技術開発課題などの解決に向けた取組を推進する」(68頁)、「総合科学技術・イノベーション会議は、総合海洋政策本部や宇宙開発戦略本部と連携し、海洋基本計画や宇宙基本計画、地理空間情報活用推進基本計画等と整合を図りつつ、海洋や宇宙に関する技術開発課題等の解決に向けた取組を推進する」(76頁)、「総合科学技術・イノベーション会議は、他の司令塔機能(経済財政諮問会議、日本経済再生本部、規制改革推進会議、国家安全保障会議、まち・ひと・しごと創生本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、健康・医療戦略推進本部、サイバーセキュリティ戦略本部、国土強靱化推進本部等)や日本学術会議との連携を更に深める」(116頁)。

¹⁹²小林(2018)103-104頁。注は引用者。

¹⁹³ 科学技術政策史研究会(1989)233頁。

を提唱したことを契機に、我が国においても、経済社会発展のための原子力の平和利用の積極的推進の機運が高まっていった¹⁹⁴。これを受けて、我が国では、昭和 29 年、第 19 回国会において自由党、改進黨及び日本自由党の三派による予算修正案として 2 億 5000 万円の原子力予算が提出、予算が修正可決され、最初の原子力予算が成立した¹⁹⁵。

原子力予算の成立を受け、その執行に当たり原子力政策の方針を審議するため、同年 5 月 11 日の閣議決定により内閣に原子力利用準備調査会が設置された¹⁹⁶。昭和 30 年 11 月に米国との間で「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」¹⁹⁷が調印された。

こうした状況を受け、我が国の原子力関係の行政機構の整備の必要から、政府は、総理府設置法の一部を改正する法律案¹⁹⁸及び原子力委員会設置法案¹⁹⁹並びに原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件²⁰⁰が国会に提出された。一方、議員提出法案として、原子力基本法案²⁰¹が国会に提出され、三法案が成立し²⁰²、また同協定についても承認が行われ²⁰³、批准された²⁰⁴。

原子力基本法は、第 1 条において「原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする」と規定していた。ここで重要なのは、推進の対象が原子力の「研究、開発及び利用」とされている点であり、第 2 条の「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その

¹⁹⁴ 科学技術政策史研究会（1989）233 頁。

¹⁹⁵ 原子力委員会（1957）13 頁。

¹⁹⁶ 原子力委員会（1957）16 頁、「制度紹介 原子力利用準備調査会」時の法令 172 号（1955 年）42 頁。

¹⁹⁷ 同協定は、研究用原子炉に係る資材と濃縮ウランの米国からの供与に関するもので、昭和 33 年に、動力用の原子炉も含む同名の協定（昭和 33 年条約第 13 号）に置き換えられた。昭和 43 年には、商業用原子炉を含む協定として、「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（昭和 43 年条約第 14 号）が発効し、昭和 62 年に現在の「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（昭和 63 年条約第 5 号）が発効した。詳細は、渡邊（2017）。なお、同協定は、平成 30 年 7 月に 30 年の有効期間を迎えたが、同協定第 16 条により自動延長された。

¹⁹⁸ 第 23 回国会閣法第 8 号

¹⁹⁹ 第 23 回国会閣法第 9 号

²⁰⁰ 第 23 回国会条約第 2 号

²⁰¹ 第 23 回国会衆法第 8 号

²⁰² 原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）、総理府設置法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 187 号）及び原子力委員会設置法（昭和 30 年法律第 188 号）

²⁰³ 第 23 回国会衆議院会議録第 9 号（昭和 30 年 12 月 14 日）15 頁、第 23 回国会参議院会議録第 8 号（昭和 30 年 12 月 16 日）23 頁。

²⁰⁴ 昭和 30 年条約第 19 号

成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」とする平和利用目的、民主・自主・公開の三原則等の基本方針も、原子力の「研究、開発及び利用」について規定したものである。原子力基本法は、原子力の「研究、開発及び利用」の推進に関する事項として、原子力委員会（第2章）、原子力の開発機関（第3章）、原子力に関する鉱物の開発取得（第4章）、核燃料物質の管理（第5章）原子炉の管理（第6章）、特許発明等に対する措置（第7章）、放射線による障害の防止（第8章）等について規定しており、核燃料物質の管理や原子炉の管理については、「核燃料物質を生産し、輸入し、輸出し、所有し、所持し、譲渡し、譲り受け、使用し、又は輸送しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない」（第12条）、「原子炉を建設しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。これを改造し、又は移動しようとする者も、同様とする。」（第14条）と規制に関する規定を置いていた。

総理府設置法の一部を改正する法律により、総理府の所掌事務に「原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する事務」が追加され、原子力局が置かれることとなった。原子力委員会設置法は、第1条において「原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会……を置く」と規定していた。

総理府原子力局及び原子力委員会が所掌するのは、当初から、原子力全般に関するのではなく、原子力の「研究、開発及び利用」とされていた。

科学技術庁の設置に当たっては、科学技術庁原子力局が総理府原子力局の所掌事務を引き継いだ²⁰⁵。科学技術庁設置法においては、第3条の「科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。）に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする」との任務規定のうち、前半の振興の対象としての「科学技術」にも、後半の科学技術庁が主たる任務とするところの行政の対象としての「科学技術」にも、「原子力（の研究、開発及び利用）」は言及がない。第4条の権限規定のうち、「科学技術（原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を含む。以下次号及び第十三号において同じ。）に関する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること」（同条第11号）、「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行うこと」（同条第12号）及び「関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方

²⁰⁵ 科学技術政策史研究会（1989）234頁。

針の調整を行うこと」(同条第13号)の3カ所に登場する「科学技術」に限定して「原子力の研究、開発及び利用……を含む」こととされていた。これは、「原子力利用及び資源の総合的利用方策等については必ずしも『科学技術』に関しない処の行政も処理する必要があるから」²⁰⁶と説明されていることから、「原子力の研究、開発及び利用」には必ずしも「科学技術」に関しない事項も含まれるため、所掌事務として単に「科学技術」とすると、「原子力の研究、開発及び利用」に含まれる事項を全て読むことができないため、あえて「原子力の研究、開発及び利用……を含む」としてその範囲を付加するためであると考えられる。なお、その他権限規定においては「原子力利用に関する試験研究の助成を行うこと」(同条第14号)が規定されているのみであった。

一方で、原子力局の所掌事務としては、上記の権限規定に対応する形で、「原子力利用(大学における研究に係るものを除く。以下第二号、第三号及び第十号において同じ。)に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること」(第8条第1号)、「関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること」(同条第2号)、「関係行政機関の試験研究機関の原子力利用に関する経費及び関係行政機関の原子力利用に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整並びにこれらの経費の配分計画に関すること」(同条第3号)及び「原子力利用に関する試験研究の助成に関すること」(同条第9号)が規定されていた。そして原子力に関する規制であるところの「核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること」(同条第4号)をはじめとする、その他の原子力局の所掌事務については、原子力の研究、開発及び利用を含む「科学技術」に関する企画、立案及び推進並びに総合調整事務をつかさどるところの政策の企画調整庁としてではなく、原子力行政の実施庁としての所掌事務として規定されていた。この点は、「原子力局については原子力平和利用の分野が全く新しい分野で、現段階においては各省庁行政が少なく当面科学技術において強力かつ集中的に推進する必要があるため他の科学技術一般とその所掌する行政の内容が異なる。即ち一般の方は各省行政の総合調整に重点が置かれるが原子力利用については、科学技術庁自ら行政を行うことに重点が置かれている」²⁰⁷と説明されていたことから明らかである。

原子力の研究、開発及び利用に関する規制については、政策の企画、立案及び推進並びに総合調整に関するものであれば、「原子力の研究、開発及び利用……を含む」ものとする第4条の権限規定を根拠とするものとして整理され、実施庁として行う原子力行政であれば、第3条の「主

²⁰⁶ 佐治(1956b)5頁。

²⁰⁷ 佐治(1956b)5頁。

たる任務」でない従たる任務として行う行政として整理されていた。このため、科学技術庁設置法上、原子力の研究、開発及び利用に関する規制は、「科学技術」（に関する行政）の概念からは形式的には区別されており、科学技術の「振興」と「規制」との関係についてこの点から示唆を得ることは難しい。

文部科学省設置法は、その制定時、第3条（任務）において「文部科学省は、……科学技術の総合的な振興を図る……ことを任務とする」と規定し、科学技術庁設置法とは異なって、特段の限定や追加はなく単に「科学技術」とされ、また、「主たる」任務（・従たる任務）ではなく単に「任務」としていた。そして、第4条（所掌事務）においても単に「科学技術」に関する所掌事務が規定されていた。原子力については、「国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること」（第4条第69号）及び「試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉（発電の用に供するものを除く。）並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること」（同条第70号）において、「規制」が明示されたものの、これら「規制」と「科学技術」との関係は示されず、その他の部分においては、例えば「原子力政策のうち科学技術に関するものに関すること」（同条第66号）や「原子力の安全の確保のうち科学技術に関するものに関すること」（同条第71号）のように「原子力……のうち科学技術に関するものに関すること」が所掌事務とされた。すなわち、「原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること」や「核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制……に関すること」は、「科学技術の総合的な振興を図る」という文部科学省の「任務を達成するため」「つかさどる」事務であるが、これら原子力に係る規制は、科学技術の単なる「振興」を図るためのものではなく、「科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」（同条第42号）、「科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること」（同条第43条）、「……科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること」（同条第52号）、「科学技術に関する基礎研究及び科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）に関すること」（同条第57号）等と合わせて「総合的な振興」を図るために行われるものであるとされた。

第2項 ヒトクローン

次にヒトクローンに関する法規制を取り上げる。ヒトに関するクローン技術等の規制に関する

法律（平成 12 年法律第 146 号）の制定の主な経緯は次のとおりである²⁰⁸。

- ・平成 9 年 2 月 ほ乳類初のクローン羊「ドリー」誕生の発表
- ・平成 9 年 3 月 科学技術会議政策委員会がヒトのクローン研究に対して政府資金の配分を行わない旨を決定（「ヒトのクローン研究に関する考え方について」²⁰⁹）
- ・平成 9 年 6 月 デンバーサミットにおいてクローン人間産生の禁止の合意
- ・平成 9 年 9 月 科学技術会議に生命倫理委員会を設置
- ・平成 11 年 12 月 生命倫理委員会がクローン人間等の産生に対し罰則を伴う法規制を行うことを決定（「クローン技術による人個体の産生等について」²¹⁰）
- ・平成 12 年 3 月 生命倫理委員会が人クローン胚等の規制をクローン人間を禁止する法律に位置付けることを決定（「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究について」²¹¹）
- ・平成 12 年 11 月 「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」成立

科学技術会議は、内閣総理大臣の諮問事項である「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に関すること」（科学技術会議設置法第 2 条第 1 号）、「科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定に関すること」（同条第 2 号）、「前号の研究目標を達成するために必要な研究で特に重要なものの推進方策の基本の策定に関すること」（同条第 3 号）及び「日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関することのうち重要なもの」（同条第 4 号）について答申を行うこととなっており、同会議の政策委員会は「科学技術会議における重要事項の適時、的確な処理を行い、機動的かつ弾力的な科学技術政策の展開を図るため」昭和 58 年 3 月に設置され²¹²、また、生命倫理委員会は「人に関連する生命倫理に係わる科学技術の在り方に関することを検討すべく」平成 9 年 9 月 25 日に設置された²¹³。科学技術会議政策委員会が決定した「ヒトのクローン研究に関する考え方について」においては、「ヒトのクローンに関する研究については、人文・社会科学的な視点を含めて多面的に、人間・社会に及ぼす影響を考慮しつつ、特に慎重に取り扱うべきものであり、科学技術会議を始めとする種々の場における本件に対する議論の中で基本的な方針が見定められるまで、当面、そのような研究に対する政府資金の配分を差し控えることが適切である。また、国以外においても、当面、そのような研究を差し控えることを期待する。」と規定されている。科学

²⁰⁸ 菱山（2001）28-32 頁を参考に作成した。

²⁰⁹ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kagaku/crone.htm（2024 年 9 月 29 日最終確認）

²¹⁰ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kagaku/rinri/cl00215.htm（2024 年 9 月 29 日最終確認）

²¹¹ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kagaku/rinri/ken00313.htm（2024 年 9 月 29 日最終確認）

²¹² 科学技術庁（1984）306 頁。

²¹³ 科学技術庁（1998）第 3 部第 1 章第 2 節 1. 科学技術会議の活動
（https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa199801/hpaa199801_2_046.html、2024 年 9 月 29 日最終確認）

技術会議生命倫理委員会が決定した「クローン技術による人個体の産生等について」においては、「クローン技術による人個体の産生には人間の尊厳の侵害等から重大な問題があり、その弊害の大きさから、法律により罰則を伴う禁止がなされるべきである」と規定されている。また、同生命倫理委員会が決定した「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究について」においては、「人クローン胚等に関する規制の枠組みについて、人クローン個体等の産生を禁止する法律に位置付けて早急に整備すること」と規定されている。

このような上記各決定は、内閣総理大臣の諮問を前提としておらず、内閣総理大臣の諮問事項の形で科学技術会議の所掌事務を規定している科学技術会議設置法第2条各号には必ずしも当たるような内容ではないが、科学技術会議の設置目的である「科学技術の振興に資するため」（同法第1条）に行われたものであると形式的には整理しうる。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律は、第1条において、社会・国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期することを究極目的とし、間接目的としては、①人クローン個体・交雑個体の生成の防止、②これらに類する個体の人為による生成の規制を規定している。そして、そのための手段として、特定のクローン技術等の禁止、クローン技術等による胚の作成・譲受・輸入の規制、禁止する特定のクローン技術等により作成される胚の適正な取扱いを確保するための措置を規定している。

○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（制定時）

（目的）

第一条 この法律は、ヒト又は動物の胚又は生殖細胞を操作する技術のうちクローン技術ほか一定の技術（以下「クローン技術等」という。）が、その用いられ方のいかんによっては特定の人と同一の遺伝子構造を有する人（以下「人クローン個体」という。）若しくは人と動物のいずれであるかが明らかでない個体（以下「交雑個体」という。）を作り出し、又はこれらに類する個体の人為による生成をもたらすおそれがあり、これにより人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持（以下「人の尊厳の保持等」という。）に重大な影響を与える可能性があることにかんがみ、クローン技術等のうちクローン技術又は特定融合・集合技術により作成される胚を人又は動物の胎内に移植することを禁止するとともに、クローン技術等による胚の作成、譲受及び輸入を規制し、その他当該胚の適正な取扱いを確保するための措置を講ずることにより、人クローン個体及び交雑個体の生成の防止並びにこれらに類する個体の人為による生成の規制を図り、もって社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期することを目的とする。

※ 第2条以下の規定の内容は、次のとおりである。

第二条（定義）

第三条（禁止行為）

第四条（指針）

第五条（遵守義務）

第六条（特定胚の作成、譲受又は輸入の届出）

- 第七条（計画変更命令等）
- 第八条（実施の制限）
- 第九条（偶然の事由による特定胚の生成の届出）
- 第十条（記録）
- 第十一条（特定胚の譲渡等の届出）
- 第十二条（特定胚の取扱いに対する措置命令）
- 第十三条（個人情報の保護）
- 第十四条（報告徴収）
- 第十五条（立入検査）
- 第十六条～第二十条（罰則）

科学技術庁設置法及び科学技術庁組織令において、ライフサイエンスに関する規定は、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律の公布時においては次のとおりであった。

○科学技術庁設置法（昭和 58 年法律第 78 号による改正後）

（任務）

第三条 科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。）に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

（所掌事務）

第四条 科学技術庁の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 科学技術（原子力の研究、開発及び利用（大学における研究に係るものを除く。）を含む。第五号、第六号及び第十六号並びに次条第四号を除き、以下同じ。）に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。
- 二 科学技術に関する制度一般の企画及び立案に関すること。
- 三 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。
- 四 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 五 科学技術及び原子力利用（原子力の研究、開発及び利用をいう。以下同じ。）に関する内外の動向の調査及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 六 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）
- 七～三十一 〔略〕
- 三十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき科学技術庁に属させられた事務

（権限）

第五条 科学技術庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 科学技術に関する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。
- 二 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行うこと。
- 三 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する

る試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整を行うこと。

四 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究について助成を行うこと。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

五～十八 〔略〕

十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき科学技術庁に属させられた権限

○科学技術会議組織令（平成9年政令第222号による改正後）

（科学技術振興局の事務）

第六条 科学技術振興局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 科学技術一般に関し、関係行政機関の事務の総合調整に関すること。
 - 二 前号に掲げる事務に係る科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。
 - 三 科学技術一般に関し、試験研究機関の経費等の見積り方針の調整に関すること。
 - 四 関係行政機関の科学技術に関する事務（国際交流に係るものに限る。）の総合調整に関すること。（原子力局の所掌に属することを除く。）
 - 五 試験研究機関の経費等の見積り方針の調整に関する事務のうち、国際交流に係るものに関すること。（原子力局の所掌に属することを除く。）
 - 六 科学技術に関する制度一般の企画及び立案に関すること。
 - 七 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施化の推進に関すること。
 - 八 技術士に関すること。
 - 九 科学技術庁の所掌事務に関する統計及び調査資料の頒布及び刊行に関すること。
 - 十 科学技術庁の所掌事務に関する啓発に関すること。
 - 十一 科学技術庁の所掌に係る国際交流及び研究交流に関する事務の総括に関すること。
 - 十二 科学技術庁の所掌事務に関する情報処理システムに関する総合的な施策の企画及び実施に関すること。
 - 十三 理化学研究所及び科学技術振興事業団に関すること。
 - 十四 科学技術庁の所掌に係る公益法人に関する事務の総括に関すること。
- （研究開発局の事務）

第七条 研究開発局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関する事務のうち、宇宙の開発に係る科学技術、海洋科学技術、地球科学技術、ライフサイエンス（生命現象の解明及びその成果の応用に関する総合的科學技術をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）その他の科学技術の各分野に係るものに関すること。（科学技術振興局及び原子力局の所掌に属することを除く。）
- 二 宇宙の開発に係る科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。
- 三 地震に関する調査研究に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。
- 四 第一号に掲げる事務に係る科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。
- 五 試験研究機関の経費等の見積り方針の調整に関する事務のうち、宇宙の開発に係る科学技術、海洋科学技術、地球科学技術、ライフサイエンスその他の科学技術の各分野に係るものに関すること。（科学技術振興局及び原子力局の所掌に属することを除く。）

- 六 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成（第二十六条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条において「総合的試験研究等の助成」という。）に関する事。 （原子力局及び他の行政機関の所掌に属することを除く。）
- 七 宇宙の利用の推進に関する事。 （他の行政機関の所掌に属することを除く。）
- 八 科学技術庁に置かれる試験研究機関に関する総合的施策の企画、立案及び連絡調整に関する事。
- 九 航空宇宙技術研究所、金属材料技術研究所、防災科学技術研究所及び無機材質研究所に関する事。
- 十 宇宙開発事業団に関する事。
- 十一 海洋科学技術センターに関する事。

（研究開発局の分課）

第二十五条 研究開発局に、次の八課を置く。

- 企画課
- 地震調査研究課
- 総合研究課
- ライフサイエンス課
- 宇宙政策課
- 航空宇宙開発課
- 宇宙利用課
- 海洋地球課

（ライフサイエンス課）

第二十九条 ライフサイエンス課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関する事務のうち、ライフサイエンス並びに健康の増進、日常生活の向上及び環境の改善に関する科学技術（以下この条において「ライフサイエンス等」という。）に係るものに関する事。
- 二 前号に掲げる事務に係る科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関する事。
- 三 試験研究機関の経費等の見積り方針の調整に関する事務のうち、ライフサイエンス等に係るものに関する事。
- 四 総合的試験研究等の助成に関する事務のうち、ライフサイエンス等に係るものに関する事。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律は科学技術庁研究開発局ライフサイエンス課が立案したとされている²¹⁴。ライフサイエンス課の所掌事務を見ると、「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関する事務のうち、ライフサイエンス並びに健康の増進、日常生活の向上及び環境の改善に関する科学技術（以下この条において「ライフサイエンス等」という。）

²¹⁴ 財団法人新技術振興渡辺記念会（2009）65頁。

に係るものに関すること」（科学技術庁組織令第29条第1号）、「前号に掲げる事務に係る科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること」（同条第2号）とある。ヒトに関するクローン技術等に関する法規制は、医療分野や大学における研究等の複数の行政分野にまたがる科学技術に関するものであることから、ライフサイエンス（生命現象の解明及びその成果の応用に関する総合的科学技術）に係る関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関する事務に係る科学技術（ここではクローン技術等）に関する法規制という基本的な政策の企画、立案と整理されたものであろう。ライフサイエンス課は研究開発局に置かれる課であり、また、研究開発局も科学技術庁の内部部局であることから、所掌事務を逆に辿ると、ヒトに関するクローン技術等に関する法規制に関する事務は、科学技術庁設置法上「科学技術……に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること」（同法第4条第1号）及び「科学技術に関する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること」（同法第5条第1号）に当たるということになる。ただし、上記の所掌事務規定の「科学技術」からは「大学における研究に係るもの」が除かれていることから（同法第3条）、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律は大学における研究については、厳密にはライフサイエンス課、ひいては科学技術庁の所掌事務の範囲外の部分も含んではいるものの、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律の施行日には、文部科学省が発足していることを見越して、立案されたものであろう。

現行の文部科学省設置法及び文部科学省組織令において、ライフサイエンスに関連する規定は、次のとおりである。

○文部科学省設置法（現行）

（任務）

第三条 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツ及び文化に関する施策の総合的な推進を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

2・3 〔略〕

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四十二 〔略〕

四十三 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

四十四 科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に関する計画の作成及び推進に関すること。

四十五 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

四十六～五十五 〔略〕

五十六 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること。

五十七～九十五 〔略〕

2 〔略〕

○文部科学省組織令（現行）

（研究振興局の所掌事務）

第八条 研究振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策（研究開発の評価一般に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 科学技術に関する各分野の研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 学術の振興に関すること（高等教育局及び科学技術・学術政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 五 大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、学術に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 六 研究者その他の関係者に対し、学術に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 七 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）に関する事務のうち情報システムに係るもの並びに研究開発に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進に関すること。
- 八 国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十三条第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務に関すること。
- 九 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）の施行に関すること。
- 十 発明及び実用新案の奨励に関すること。
- 十一 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関する事務のうち、ライフサイエンス（生命現象の解明及びその成果の応用に関する総合的科学技術をいう。以下同じ。）に関する研究開発に関する安全の確保及び生命倫理に係るものに関すること。
- 十二 科学技術に関する基礎研究に関すること。
- 十三 基盤的研究開発（科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）、科学技術に関する研究開発で関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの並びに科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なもの（他の府省の所掌に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 十四 国立研究開発法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究（基盤的研究開発を除く。）に関すること。
- 十五 放射線の利用に関する研究開発に関すること。
- 十六 放射性同位元素の利用の推進に関すること。
- 十七 国立大学附置の研究所、国立大学の附属図書館及び大学共同利用機関（国立大学法人法

第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)における教育及び研究に関すること(研究開発局の所掌に属するものを除く。)

十八 国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会の庶務に関すること。

十九 日本学士院の組織及び運営一般に関すること。

二十 大学共同利用機関法人の組織及び運営一般に関すること。

二十一 国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会及び国立研究開発法人理化学研究所の組織及び運営一般に関すること。

(研究振興局に置く課等)

第六十条 研究振興局に、次の五課及び参事官二人を置く。

振興企画課

基礎・基盤研究課

大学研究基盤整備課

学術研究推進課

ライフサイエンス課

(ライフサイエンス課の所掌事務)

第六十五条 ライフサイエンス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 ライフサイエンス並びに健康の増進、日常生活の向上及び人命の安全の確保に関する科学技術(以下この条において「ライフサイエンス等」という。)に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 ライフサイエンス等に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。

三 ライフサイエンス等に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関する事務のうち、ライフサイエンスに関する研究開発に関する安全の確保及び生命倫理に係るものに関すること。

五 基盤の研究開発に関する事務のうちライフサイエンス等に係るものに関すること。

六 放射線の医学的利用に関する研究開発に関すること。

七 大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する基礎生物学に係る大学共同利用機関及び生理学に係る大学共同利用機関並びに大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が設置する遺伝学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する事務は「ライフサイエンス並びに健康の増進、日常生活の向上及び人命の安全の確保に関する科学技術(以下この条において「ライフサイエンス等」という。)に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」

(文部科学省組織令第65条第1号)、「科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関する事務のうち、ライフサイエンスに関する研究開発に関する安全の確保及び生命倫理に係るものに関すること」(同条第4号)として研究振興局ライフサイエンス課の所掌事務であると考えられ、文部科学省設置法の所掌事務を逆に辿ると、「科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(内閣府の所

掌に属するものを除く。）」（文部科学省設置法第4条第1項第43号）、「科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること」（同項第56号）に当たると考えられる。文部科学省設置法においては、このようなヒトに関するクローン技術等の規制に関する事務は、他の科学技術に関する事務と合わせて「科学技術の総合的な振興……を図る」（同法第3条）ために行われる一事務と位置付けられることになるであろう。

この点、上記のヒトに関するクローン技術等の規制に関する事務に関わる所掌事務の規定は、「科学技術に関する研究開発」に関するものである点は注意を要する。すなわち、文部科学省の所掌事務としては、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する事務は、「科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること」（同法第4条第1項第56号）、「……ライフサイエンス等……に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」（文部科学省組織令第65条第1号）、「科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関する事務のうち、ライフサイエンスに関する研究開発に関する安全の確保及び生命倫理に係るものに関すること」（同条第4号）に当たると考えられ、「科学技術に関する研究開発」に係る安全の確保・生命倫理に係る措置として位置付けられている。

第3項 科学技術に係る ELSI

科学技術に係る倫理的・法的・社会的課題（ELSI²¹⁵）は、科学技術に関する法制度においてどのように位置付けられているのか。この点、文部科学省設置法においては、同省の所掌事務として「科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること」（第4条第1項第56号）が規定されており、この事務は科学技術に係る ELSI に関連する事務であるように見受けられよう。しかるに、同号の規定の法制上の由来は、これまでに入手し得た資料による限りでは明らかではない。そもそも科学技術庁設置法及び科学技術庁組織令においては、「科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること」自体が科学技術庁の所掌事務として規定されていたわけではなかったのである。

²¹⁵ Ethical, Legal and Social Issues の略称であり、例えば大阪大学社会技術共創研究センターのウェブサイトにおいては、「新規科学技術を研究開発し、社会実装する際に生じる、技術的課題以外のあらゆる課題を含」むものであると説明されている（https://elsi.osaka-u.ac.jp/what_elsi、2024年9月29日最終確認）。ELSIの概要に関する説明の例として、上記大阪大学社会技術共創研究センターのウェブサイトの説明のほか、岸本（2021）101頁を参照。

「科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うこと」は、法制上、「科学技術に関する研究開発」に関し「評価を行うこと」の一種であるといえなくない。「科学技術に関する研究開発」の「評価」の実施自体は、ELSI との関係を一まず措けば、科学技術庁組織令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 238 号）による改正後の科学技術庁組織令において、同庁の所掌事務として掲げられている。当該改正においては、科学技術庁科学技術政策局に置かれていた「計画課」の名称が「計画・評価課」に改められ、同局及び同課の所掌事務として「科学技術庁の所掌に係る研究開発の評価の実施に関する事務の総括に関すること」（改正後の同令第 5 条第 9 号及び第 16 条第 2 号）が加えられたのである。

この改正の趣旨については、科学技術基本計画（第 1 期）において「研究開発課題及び研究開発機関についての評価を充実し、効果的なものとするため、国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針を、平成 8 年度中に結論を得ることを目途に検討し、策定する」旨が計画されたところ、同計画に基づく「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成 9 年 8 月 7 日内閣総理大臣決定）の策定を受けたものとして科学技術庁が定めた「科学技術庁における研究開発評価の推進について」（平成 9 年 9 月 11 日）に則り、同庁内の研究開発の評価体制の整備として行われたものと説明されている²¹⁶。

このように、平成 10 年政令第 238 号による科学技術庁内の研究開発の評価体制の整備については、科学技術基本計画（第 1 期）に基礎付けられるものであった旨が説明されている。しかるに、同計画においては、「研究開発の推進に関する総合的方針」のうちの一項目として「厳正な評価の実施」が掲げられており、この「厳正な評価の実施」について、「その際、必要に応じ…、科学技術と人間の生活・社会及び自然との調和等を図るべく、人文科学の視点も十分に織り込んでいくよう留意す」べき旨が掲げられている。加えて、同計画に基づく「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」においては、「評価の在り方」の「留意すべき事項」の一項目として「人間の生活・社会及び自然との調和」が掲げられており、「科学技術の推進に当たっては、人間の生活・社会及び自然との調和等を図ることが重要となる場合が少なくない。このような研究開発活動について評価する場合、評価目的や評価方法の設定及び評価者の選任にあたり、人文・社会科学の視点も十分に織り込まれるよう留意しなければならない」と説明されている。

○文部科学省設置法（現行）※下線は引用者
（所掌事務）

²¹⁶ 科学技術庁（1999）75-76 頁。

第四条 文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十五 〔略〕

五十六 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること。

五十七～九十五 〔略〕

2 〔略〕

○科学技術庁組織令（平成10年政令第238号による改正後）※下線は引用者
（科学技術政策局の事務）

第五条 科学技術政策局においては、次の事務をつかさどる。

一～八 〔略〕

九 科学技術庁の所掌に係る研究開発の評価の実施に関する事務の総括に関すること。

十・十一 〔略〕

（科学技術政策局の分課）

第十四条 科学技術政策局に、次の四課を置く。

政策課

計画・評価課

調整課

調査課

（計画・評価課）

第十六条 計画・評価課においては、次の事務をつかさどる。

一 〔略〕

二 科学技術庁の所掌に係る研究開発の評価の実施に関する事務の総括に関すること。

○科学技術基本法（制定時）※下線は引用者

第二章 科学技術基本計画

第九条 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「科学技術基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 科学技術基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）の推進に関する総合的な方針

二 研究施設及び研究設備（以下「研究施設等」という。）の整備、研究開発に係る情報の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 その他科学技術の振興に関し必要な事項

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、科学技術会議の議を経なければならない。

4・5 〔略〕

6 政府は、科学技術基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措

置を講ずるよう努めなければならない。

○科学技術基本計画（第1期）²¹⁷ ※下線は引用者

第1章 研究開発の推進に関する総合的方針

II. 新たな研究開発システムの構築

(3) 厳正な評価の実施

研究開発活動を活性化し、優れた成果をあげていくため、研究開発機関及び研究開発課題について、これまでの評価の実情も踏まえつつ、評価の在り方を抜本的に見直し、研究開発機関又は研究開発課題を実施あるいは推進する主体において、それぞれの目的・任務、性格・態様、規模・期間等に応じて、厳正な評価を実施し得る適切な評価の仕組みを整備するとともに、評価のための基準等を充実、整備する。その際、必要に応じ、外部有識者の意見の聴取等による評価を取り入れるとともに、科学技術と人間の生活・社会及び自然との調和等を図るべく、人文科学の視点も十分に織り込んでいくよう留意する。また、特に大規模かつ重要なプロジェクトについては、研究開発を実施する主体から独立したかたちで評価を行う。なお、評価の結果等についての情報開示に努める。また、評価の研究資金の配分への反映を図る。

こうした評価の実施の円滑化を図るため、国民各般の意見が反映されるよう配慮しつつ、国の研究開発全般に共通する評価の在り方に関する大綱的な指針を策定する。

研究者についても、その所属機関において、効果的な研究の推進、適切な処遇の確保等を図るために、業績等の評価を適切に行う。

評価に際し、大学等については、自主性の尊重など大学等における研究の特性に十分配慮するものとする。

第2章 総合的かつ計画的な施策の展開

I. 研究者等の養成・確保と研究開発システムの整備等

(3) 各種評価の実施

研究開発の効果的推進を図るため、厳正な評価を実施することとし、研究開発課題、研究開発機関、研究者の評価を実施するための仕組みの整備等に関し、研究開発実施・推進主体、研究開発機関において、早急に所要の措置を講ずる。また、研究開発課題及び研究開発機関についての評価を充実し、効果的なものとするため、国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針を、平成8年度中に結論を得ることを目途に検討し、策定する。その際、国民各般の意見が反映されるよう配慮する。なお、大学等については、自主性の尊重など大学等における研究の特性に十分配慮するものとする。

1. 研究開発課題の評価

研究開発の目的、性格、態様、規模、期間等に応じ、計画段階、実施期間中、研究完了後等において、意義・目的、目標、手法、資源（人材、資金等）配分等の妥当性の評価を行う。評価の時期、評価者、評価項目、評価基準など具体的な評価実施の方法については、上述の研究開発の目的等を勘案しつつ、また評価の実効性、継続性、柔軟性、客観性、公正さ及び透明性の確保に

²¹⁷ 平成8年7月2日閣議決定。本文は科学技術庁（1997）に依った。

配慮しつつ、実施・推進主体において決定するものとする。また、評価の結果等についての情報開示に努める。また、評価の研究資金の配分への反映を図る。

研究開発課題のうち大規模なものについては、外部有識者の意見の聴取等による評価を実施するものとする。

国を挙げて実施する、メガサイエンス等の特に大規模かつ重要なプロジェクトについては、事前、中間及び事後の各段階において、必要に応じ経済性評価も含め、研究開発を実施する主体から独立したかたちで評価を行い、課題の選択、継続の判断等に反映するものとする。

2. 研究開発機関の評価

国立試験研究機関について、その研究能力が最大限に発揮されるような条件が整備され、研究成果があがるよう、評価を実施する。このため、各機関又は所管省庁において、外部有識者から意見を聴取する等により、定期的に評価を行い、組織・人事管理、研究開発分野・課題の選定、施設設備・情報基盤・研究支援体制等の整備、共同研究等外部との交流その他研究開発機関の運営の改善を図る。

評価の具体的な実施方法については、各機関の性格等を勘案して当該機関自らが決定し、内部規程の整備等所要の措置を講ずる。なお、外部有識者の構成については、当該機関を国際的な水準に高め、維持する観点から、必要に応じ海外の卓越した研究者を登用する。

また、評価の結果等についての情報開示に努める。

また、大学等についても、自主性の尊重など大学等における研究の特性に十分配慮しつつ、外部有識者の意見の聴取等による評価の導入の検討など評価システムの充実を図るとともに、評価結果等の社会への発信等に努める。

3. 研究者の評価

国家公務員たる研究者については、その所属する各研究開発機関又は所管省庁において、業績の評価が行われているが、各機関の目的、性格等に応じ、効果的な研究の推進、適切な処遇の確保を図るため、適切に実施されることが必要である。

ただし、研究開発の専門化、細分化が進んでいる中で、特に先端的な研究開発の業績について適切な評価を行い得る専門家は非常に数少ないため、そのような研究開発を実施している研究開発機関又はその部門においては、内部評価のみで評価の実を十分にあげることが困難な場合もあり、そのような場合には、各機関の判断により、外部専門家による評価を導入することとする。

なお、短期間では論文、特許等のかたちでの業績をあげにくい業務や、安全性等に関する試験評価や技術の普及指導、各種観測調査、遺伝子資源の収集・利用、計量標準の維持等相対的に定型的、継続的な業務に従事する研究者については、論文数、特許件数等の評価指標とは異なる適切な評価指標を適用することも必要である。

○国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針²¹⁸ ※下線は引用者

第1章本指針の位置付けと目的

1. 科学技術基本計画と本指針の位置付け

²¹⁸ 平成9年8月7日閣議決定。本文は科学技術庁（1999）に依った。

現在、我が国は、科学技術基本法の成立及び同法に基づく科学技術基本計画の策定により、科学技術の振興を最重要課題の一つとして推進している。科学技術基本計画は、我が国の科学技術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、今後10年程度を見通し、平成8年度から12年度までの5年間の科学技術政策を具体化するものとして策定されたものであり、新産業の創出等の社会・経済ニーズに対応した研究開発の強力な推進や、基礎研究の積極的振興を図るとともに、新しい時代に向けて研究者の創造性の発揮に基礎を置いた新たな研究開発システムを構築することを目指している。

この新たな研究開発システムを構築するに当たり、極めて重要なことの一つは、研究開発についての厳正な評価が行われることである。科学技術の振興を図るためには、国費が投入された研究開発活動について、厳正な評価を実施し、その適切さを判断するとともに、評価の結果を適切に研究資金等の研究開発資源の配分に反映するなどにより、研究開発活動の効率化・活性化を図り、より優れた成果を上げていくことが必要である。本指針は、こうした評価を実施する上でのガイドラインとなるものであり、科学技術基本計画の目的を達成するための重要な柱となるものである。

2. 本指針策定の目的と意義

本指針は、各省庁等の研究開発実施・推進主体又は各国立試験研究機関・国立大学・特殊法人等の研究開発機関（以下「評価実施主体」（注）という。）が実施する研究開発の評価を対象とするものであり、その策定の目的と意義は以下の通りである。

（注）研究開発機関等が当該研究開発機関等自身を機関評価の対象とする場合は、評価実施主体と被評価主体が同じものになる。

（1）目的

本指針が対象とする研究開発の評価とは、研究開発課題及び研究開発機関の評価を指すものであり、本指針の策定は、各評価実施主体が行うこれらの評価について、外部評価の導入、評価結果の公開、研究資金等の研究開発資源の配分への適切な反映等を求めることにより、研究開発評価の一層効果的な実施を図ることを目的とする。

（2）意義

本指針の策定及び本指針に沿った評価の実施によって各種の効果が期待されるが、それらを意義としてまとめれば、以下の点を挙げることができる。

[1]研究開発評価を厳正に行うことにより、厳しい財政事情の下、国の研究開発資金について、限られた財政資金の重点的・効率的配分が図られること。

[2]研究内容・研究実績等に関する適切な評価を行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の実現に資すること。[3]評価結果を積極的に公開することにより、国民が国の研究開発の実態を知ることが可能となり、その結果、基本計画に基づき、研究開発に国費を投入していくことに関し、広く国民の理解と支持を得ること。

第4章 評価の在り方

3. 留意すべき事項

（5）人間の生活・社会及び自然との調和

科学技術の推進に当たっては、人間の生活・社会及び自然との調和等を図ることが重要となる場合が少なくない。このような研究開発活動について評価する場合、評価目的や評価方法の設定及び評価者の選任にあたり、人文・社会科学の視点も十分に織り込まれるよう留意しなければならない。

○科学技術庁における研究開発評価の推進について²¹⁹ ※下線は引用者

「国の研究開発全般に共通する評価の実施の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月7日付内閣総理大臣決定。以下「指針」と言う。）の策定を受けて、科学技術庁における研究開発評価の推進のための基本的な方針を、以下のとおり定める。

なお、本方針は、研究開発評価に係る今後の動向を踏まえ、適宜、見直しを行うものとする。

1 科学技術庁における厳正な評価の実施

科学技術庁（科学技術庁の試験研究機関並びに所管する特殊法人及び特別認可法人を含む。以下「当庁」という。）における研究開発全般について、以下の取組を基本として、指針に沿って外部評価の導入による厳正な評価を実施するものとする。

1. 研究開発の評価

(1) 研究開発課題の評価

1) 各研究開発機関（試験研究機関のほか、所管する特殊法人及び特別認可法人を含む。以下同じ。）は、当該機関における研究開発課題について、それぞれの内容・性格等に応じて具体的な評価の実施方法を定め（3.（1）参照）、適切な評価を実施する。

2) 内局予算に基づく研究開発課題については、その資金形態・目的等には種々のものがあるため、それぞれの特徴等に応じて適切な評価の方法を整備・充実する。科学技術振興調整費に係る研究評価は科学技術会議において実施されており、同評価がさらに充実するよう引き続き適切に補佐する。

3) 原子力開発や宇宙開発分野などにおける、特に大規模かつ重要なプロジェクトについては、研究開発を実施する主体から独立した組織において、広く国民の意見が評価に適切に反映されるように留意しつつ、評価を実施する。

(2) 研究開発機関の評価

各研究開発機関は、具体的な機関評価の実施方法を定め（3.（1）参照）、内局所管部局と十分な連携を取りつつ、指針に沿って、定期的に機関の運営全般にわたる評価を実施する。

2. 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の活用

評価結果は、それが進行中の研究開発課題に係わるものであれば、その継続の是非について判断することも含め、それぞれの研究開発活動の改善等に活用する。内局各部局にあっては、所管する研究開発の評価結果が適切に活用されるよう対応するとともに、当庁全体としても、これらの評価の結果を適宜集約し、当庁における研究開発全般が効果的に遂行されるよう、予算措置等の施策に反映させる。

(2) 評価結果の公開

評価結果は、それに基づいて講ずる又は講じた措置を含め、インターネットなどの手段も効果的に活用して、積極的に公開する。またその際、簡略な概要版を作成したり、研究開発の専門的な内容については適切な解説を加えるなどにより、公開する情報の内容が、国民に分かりやすいものとなるよう留意する。

3. 評価推進体制の整備等

²¹⁹ 平成9年9月11日科学技術庁。本文は https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kagaku/hyoka/709121.htm（2024年9月29日最終確認）に依った。

(1) 評価のための実施要領の策

各研究開発機関は、科学技術政策局において作成した研究開発評価のための実施要領モデルを参考としつつ、それぞれの機関の使命や任務、研究開発活動の内容・性格等に応じて、指針に沿った評価を行うため、自らに相応しい実施要領を速やかに策定する。

(2) 評価推進体制の整備・充実

1) 指針に沿った評価を推進するため、各研究開発機関及び内局における、評価に係る要員の確保など体制の整備・充実を図る。

2) 当庁における研究開発の評価が、指針に沿って全体として適切に実施されるよう、別紙のとおり評価推進委員会及び評価推進室を設置するなどにより、体制の整備・充実を図り、当庁における評価の実施を総合的に推進する。

II 国全体の評価に係る取組の支援等の推進

指針に沿って各省庁やその研究開発機関が行う評価の実施状況について、科学技術会議が行うフォローアップを適切に補佐するとともに、評価を一層適切に行うため、

- 1) 科学技術政策研究所における評価手法に関する調査研究
- 2) 科学技術振興事業団における研究評価指標データベースの調査
- 3) 関係省庁との連携による国の研究開発評価の現状のとりまとめ

等により、研究開発の評価に係る関係省庁の取組を支援し、これによって指針策定の目的と意義の実現に資するよう努める。

文部科学省設置法第4条第1項第56号に掲げる「科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響」については、科学技術に係る ELSI のうち、科学技術に関する研究開発に係るものに相当するものと見受けられる。同号については、当該影響の評価を行うことを文部科学省の所掌事務とすることを規定しているものと解せられる。ここで、同号においては、科学技術の「研究開発」の経済社会及び国民生活への影響の評価を行うことを所掌事務とすることは規定されているが、研究開発の成果の社会実装²²⁰及び社会実装された成果の利活用²²¹に関することについて明示的に規定されていないことを付言しておく。このことは、同号が「研究開発……の推進に関する総合的な方針」（科学技術基本法（当時）第9条第2項第1号）について規定することとされている科学技術基本計画に由来して設けられるに至ったという経緯と符合している。科学技術基本計画が「研究開発……の推進に関する総合的な方針」について規定することとされたことについては、「科学技術基本計画は、我が国が科学技術創造立国をめざし、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定されるものであり」、「政府の研究開発投資の抜本的拡充を図るべく、講ずべき施策や規模等についてできるだけ具体的な記述を行うとともに、施策等に関するタイムスケジュールも織り込んだアクションプログラムとしていく

²²⁰ 「社会実装」は、科学技術イノベーション政策との関係で用いられるようになった背景がある。金澤（2018）17頁参照。

²²¹ 科学技術の「利活用」については、AIに関する論考ではあるが、例えば、福田（2019）24頁を参照。

必要がある」²²²と説明されている。

科学技術基本法（制定時）においては、ELSI との関係では、研究開発の成果の公表等について定める第 16 条において「研究開発の成果……の適切な実用化の促進」について国が必要な措置を講ずる旨が規定されている点が重要である。これは「科学技術の利用にあたっては安全性を確保しつつ進めることが重要である。国は研究開発の成果の『適切な』実用化に必要な施策を講ずるものとするを定めているが、『適切な』実用化のためには安全性に配慮したものでなければならないとの趣旨が込められている」と説明されており、ここで念頭に置かれているものとしては「薬事法による医薬品製造の承認、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく新規化学物質の審査等」の個別法による対応や、製造物責任法の「研究開発、新技術の利用を阻害しないように配慮しつつ……、利用者、被害者の権利保護が図られるよう、欠陥があれば無過失であっても責任を問うことのできる制度」であり、「このような枠組みの下で、今後とも新技術利用にあたっての安全性確保に取り組むことが基本法の求めていることである」と説明されている²²³。ここで研究開発の成果の「実用」ではなく研究開発の成果の「実用化」と規定されていることに鑑みると、同条の規定については、科学技術の研究開発に加えて、研究開発の成果の実用化、すなわち、いわゆる「社会実装」にも着目している規定であるものと見受けられる。ただし、科学技術の研究開発の成果を実用化した後の実用、すなわち、科学技術の利活用に関することについて明示的に規定されていないことを付言しておく。

令和 2 年改正後の科学技術・イノベーション基本法においては、「科学技術・イノベーション創出の振興」の「イノベーションの創出」は、「研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出」をいうものと定義されている。

なお、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においても、「広範で複雑な社会課題を解決するためには、知のフロンティアを開拓する多様で卓越した研究成果を社会実装し、イノベーションに結び付け、様々な社会制度の改善や、研究開発の初期段階からの ELSI 対応を促進する必要がある」²²⁴とされ「人文・社会科学と自然科学との融合による『総合知』を用いた対応が必須となる課題をターゲットにした研究開発について、2021 年度より、関連のファンディングを強化する」²²⁵こととされている。ここにおいても、ELSI については、研究開発及び社会実装の見地

²²² 尾身（1996）224 頁。

²²³ 尾身（1996）250-251 頁。

²²⁴ 第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>、2024 年 9 月 29 日最終確認）42-43 頁。

²²⁵ 第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>、2024

から言及されていることを付言しておく。

○科学技術基本法（制定時）

（研究開発の成果の公開等）

第十六条 国は、研究開発の成果の活用を図るため、研究開発の成果の公開、研究開発に関する情報の提供等その普及に必要な施策及びその適切な実用化の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

○科学技術・イノベーション基本法（現行）※下線は引用者

（定義）

第二条 この法律において「イノベーションの創出」とは、科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。

2 この法律において「科学技術・イノベーション創出の振興」とは、科学技術の振興及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の振興をいう。

3～6 〔略〕

（研究開発の成果の活用等）

第十九条 国は、研究開発の成果の活用を図るため、研究開発の成果の適切な保護及び公開、研究開発に関する情報の提供等その普及に必要な施策並びにその適切な実用化及びこれによるイノベーションの創出の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

第4項 科学技術の振興と規制との関係

以上をまとめると、①原子力利用に関する行政は、科学技術に関する行政ではないものも含むものとされており、科学技術庁設置法の所掌事務としては括弧書きや「主たる任務」という特別の整理がされていたため、原子力利用に関する所掌事務規定からは、科学技術の振興と規制との関係について示唆を得ることは難しいことが分かった。

②ヒトに関するクローン技術等の「規制」については、「科学技術の振興に資するため」（科学技術会議設置法第1条）、「科学技術の総合的な振興……を図る」（文部科学省設置法第3条）ための事務である一方で、「科学技術に関する研究開発」に関する事務であると整理し得ることが分かった。この点、科学技術庁設置法上「科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。）に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする」（第3条）、「科学技術庁長官……は、科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため必要があると認める

ときは、関係行政機関の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることができる」（第11条第2項）、「長官は、科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し科学技術の振興及び資源の総合的利用に関する重要事項について勧告することができる」（同条第3項）というように「科学技術」は「振興」の対象として捉えられているが、中央省庁等改革後は、文部科学省設置法上、「科学技術の総合的な振興」（第3条）、「科学技術の総合的な振興に関する重要事項」（第7条第1項イ）と規定されているように、「科学技術」は単なる「振興」の対象とはされておらず、「総合的な振興」の対象とされており、「学術」や「スポーツ」や「文化」が単なる「振興」の対象とされ、第4条以下の所掌事務規定においてもこれらの「振興」に関する事務が規定されていることと明確に区別されている。これを踏まえると、ヒトに関するクローン技術等の「規制」に関する係る事務は、科学技術に関する基本的政策の企画立案、関係行政機関の事務の調整や経費の見積りの方針の調整等の「科学技術の総合的な振興」を図る上で講ぜられる種々の所掌事務の一つとして（文言としては使用されていないものの）科学技術の「振興」と重要な関係に位置付けられている科学技術に関する「研究開発」²²⁶に係る事務に含まれるものであり、そのうち、「科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関する措置に関する事務と位置付けられているもの、と理解し得る。科学技術を「総合的に振興」するために行われる行政事務のうち、「科学技術に関する研究開発」の安全性・生命倫理に係る措置として、ヒトに関するクローン「技術」等の規制が行われている。

③現行の文部科学省設置法においては、ELSI に関し、研究開発の評価を含む「研究開発」に関する規定が設けられている。研究開発の成果の実用化及び実用化された成果の利活用に関することについては、明示的に規定されていない。

他方、科学技術・イノベーション基本法においては、ELSI に関し、科学技術に関する「研究開発の成果の……適切な実用化の促進」として、研究開発の成果の実用化、すなわち、「社会実装」に着目する規定が設けられている。

²²⁶ 科学技術・イノベーション基本法において、「科学技術・イノベーション創出の振興に当たっては、広範な分野における各分野の特性を踏まえた均衡のとれた研究開発能力の涵養、学際的又は総合的な研究開発の推進……について配慮されなければならない」とされ（第3条第2項）、「科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に科学技術・イノベーション基本計画において「研究開発の推進に関する総合的な方針」について規定することとされている（第12条）。

第4章 戦後の学術政策と法制度

この章においては、戦後における学術政策の展開に関し、本稿の目的に鑑み、第3章で述べた科学技術政策との関係上重要であろうと考えられる事項を中心に、法制上の見地から概観する。

第1節 文部省における学術行政

戦後の学術政策は、文部省において「振興」の見地から取り扱われてきた。

文部省設置法はその制定時には任務規定（第4条）及び権限規定（第5条）において「学術」について明示的な規定を置いておらず、学術を含む意味での「教育」（第2条第2項）に関する規定、「所掌事務に関する」という概括的な意味の規定又は学術を担う組織である「大学及び研究機関」に関する任務についての規定があるのみであった。また、「学術」に関する行政は、大学学術局において「大学教育」と合わせてつかさどることとされていた（第9条）。

○文部省設置法（制定時）※下線は引用者

（定義）

第二条 この法律の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

一 「学術」とは、人文科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究をいう。

二～六 〔略〕

2 この法律で単に「教育」という場合には、学術及び文化を含むものとする。

3 〔略〕

（文部省の任務）

第四条 文部省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 教育委員会、大学、研究機関（他の行政機関に属するものを除く。以下同じ。） その他教育に関する機関に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

二 民主教育の体系を確立するための最低基準に関する法令案その他教育の向上及び普及に必要な法令案を作成すること。

三 教育のための予算案の作成及び国庫支出金の割当、配分を行うこと。

四 教育のための物資の確保について援助すること。

五 大学及び研究機関の研究活動を連絡調整すること。

六 国際的な教育に関する国内における諸活動を連絡調整すること。

七 教育に関する調査研究を行い、及びその調査研究を行う機関に対し、協力し、又は協力を求めること。

八 教育に関する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

九 前各号に掲げるもののほか、教育に関し、法律（これに基く命令を含む。）に基き文部省に属せしめられた事務を行うこと。

（文部省の権限）

第五条 文部省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但

- し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。
- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
 - 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
 - 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
 - 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
 - 五 不用財産を処分すること。
 - 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
 - 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。
 - 八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
 - 九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
 - 十 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
 - 十一 文部省の公印を制定すること。
 - 十二 広く利用に供する適当な記録を整備すること。
 - 十三 大学の設置及び所掌事務に関する法人の設立を認可すること。
 - 十四 教育職員、学徒、研究者、作家、芸術家並びに国際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外国との交換に関し、条約その他国際的約束に従い、国際的取決めを交渉し、締結すること。
 - 十五 所掌事務に関する国際会議の政府代表を選考し、関係行政機関に勧告すること。
 - 十六 在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並びに個人的な研究のための海外旅行及び在外研究を援助すること。
 - 十七 教育職員の研修について連絡し、及び援助を与えること。
 - 十八 大学及び研究機関に、国庫支出金によつて支持される研究の計画及びその経費の見積を提出させること。
 - 十九 所掌事務に関する国庫支出金及び物資を割り当て、配分すること。
 - 二十 自然物に関する調査研究、観察及び実習の場として、国立自然教育園を管理運営し、及び整備すること。
 - 二十一 所掌事務に関する調査研究をし、その結果を利用に供し、及び教育に関する調査研究を行う機関に対し、協力し、又は必要がある場合調査研究を委託すること。
 - 二十二 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。
 - 二十三 教育委員会、大学、研究機関その他教育に関する機関に、報告書その他資料を提出させ、収集するための手続及び方式の基準を設定すること。
 - 二十四 国家的又は国際的関心のある題目について、会議、研究会、討論会その他の催しを主催すること。
 - 二十五 小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園に関し、教育課程、教科用図書その他の教材、施設、編制、身体検査、保健衛生、学校給食及び教育職員の免許等についての最低基準に関する法令案を作成すること。
 - 二十六 教育委員会、大学及び研究機関に関する法令案を作成すること。
 - 二十七 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基く命令を含む。）に基き文部省に属せしめられた権限

2 〔略〕

（大学学術局の事務）

第九条 大学学術局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 大学教育及び学術に関する法令案を作成すること。
- 二 大学教育及び学術の発達及び普及、奨励に関し、指導と助言を与えること。
- 三 左に掲げる事項のための予算案を準備すること。
 - イ 大学教育及び学術のための国庫補助金
 - ロ 専門的、技術的な援助及び資料を与える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費
- 四 左のような方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。
 - イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。
 - ロ 大学教育及び学術に関する全国的、地域的又はその他の研究集会、講習会、会議その他の催しを主催し、又はそれに参加すること。
- 五 大学教育及び学術に関する統計調査を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに関し指導し、若しくは協力すること。
- 六 学校教育法に基き大学の行う通信教育に関し、援助と助言を与えること。
- 七 奨学及び学徒の厚生援護に関し、援助と助言を与えること。
- 八 大日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。
- 九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。
- 十 教員及び研究者の養成計画に関し、連絡調整を行い、及び援助、助言を与えること。
- 十一 日本学術会議、その他の学術団体との連絡に関すること。
- 十二 研究者及び研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。
- 十三 大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。
- 十四 教育機関及び研究機関に対し、学術に関する情報の提供その他の便宜を与えること。
- 十五 自然物に関する調査研究、観察及び実習の場として、国立自然教育園を管理運営し、及び整備すること。
- 十六 史料の収集、保存、及び利用に関する事務を処理すること。
- 十七 大学教育及び学術に関し、外国との教育職員、学徒、研究者及び出版物の交換並びにユネスコその他の国際機関、国際会議その他の国際的事項に関する国内事務を処理すること。
- 十八 国費による在外研究員及び内地研究員の任命に関する事務を処理し、並びに個人的な研究のための海外旅行及び在外研究を援助すること。
- 十九 外国人留学生に関し、援助と助言を与えること。
- 二十 大学に準ずる各種学校に関し、援助と助言を与えること。
- 二十一 大学（大学に準ずる各種学校を含む。）及び学術に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。
- 二十二 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を与えること。
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、大学教育及び学術に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

文部省設置法の一部を改正する法律（昭和 27 年法律第 271 号）による改正により、「学術…の振興及び普及を図ることを任務」とする旨の規定が置かれることとなり（第 4 条）、文部省の行う学術行政は、学術の「振興及び普及」であることが法律上位置付けられることとなった。

なお、この点について、「現行法上疑義を生じやすい規定とか重複する規定とかを整備いたしました。たとえば、現行の設置法においては文部省の任務として掲げられている事項、及び文部省の権限として掲げられている事項の区別が内容的にも不分明であり、また形式上も不統一で、解釈上しばしば誤解を招くおそれがありますので、他の国家行政機関との関係においての文部省の任務及び責任の範囲を、第四条において明らかにするとともに、第五条において、文部省の権限として掲げられている事項を整備して規定いたしましたのであります。その他各局の共通事務の規定を設けたり、各種規定を簡潔にわかりやすくすることに努めたのであります」²²⁷と説明されるとおり、この改正により従来の文部省の任務・権限が変更されたわけではなくあくまで整理し直しその意味を明確にしたものであると考えられる。

○文部省設置法（昭和 27 年法律第 271 号による改正後）※下線は引用者
（定義）

第二条 この法律の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

一～六 〔略〕

七 「学術」とは、人文科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究をいう。

八 〔略〕

（文部省の任務）

第四条 文部省は、学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図ることを任務とし、これらの事項及び宗教に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

（文部省の権限）

第五条 文部省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十一 文部省の公印を制定すること。

十二 教育（学校教育及び社会教育をいう。以下同じ。）、学術及び文化の振興に関し、調査

²²⁷ 第 13 回国会衆議院内閣委員会議録第 17 号（昭和 27 年 5 月 9 日）〔今村忠助文部政務次官発言〕

し、及び企画すること。

十三 地方公共団体及びその機関の行う教育、学術、文化及び宗教の事務に関する制度並びに地方公務員たる教育職員に関する制度に関し、調査し、及び企画すること。

十四 教育、学術、文化又は宗教に係る国際的に供給の不足する物資を割り当て、及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてあつ旋すること。

十五 国立自然教育園、史料館及び国民体育館を管理し、及び運営すること。

十六 国立学校（これに附置する機関を含む。）の施設を復旧整備すること。

十七 大学の設置及び教育、学術又は文化に関する法人の設立につき認可を行うこと。

十八 大学、研究機関その他の教育、学術又は文化に関する機関（他の行政機関に属するものを除く。）に対し、その運営に関して指導と助言を与えること。

十九 地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関に対し、教育、学術、文化及び宗教に関する行政の組織及び運営について指導、助言及び勧告を与えること。

二十 教育、学術及び文化に関する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

二十一 教育、学術又は文化に関する重要な題目について、会議、研究会、討論会その他の催しを主催すること。

二十二 教育職員の研修について連絡し、及び援助すること。

二十三 大学及び研究機関の研究活動について連絡し、及び援助すること。

二十四 国内における教育、学術又は文化に関する国際的諸活動について連絡調整すること。

二十五 教育職員、学徒、研究者、作家、芸術家、国際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外国との交換に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること。

二十六 教育、学術又は文化に関する国際会議の政府代表の候補者を選考し、関係行政機関に意見を述べること。

二十七 国費による在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並びに公費又は私費による在外研究を援助すること。

二十八 所掌事務に関する調査研究を行い、その結果を利用に供し、及び関係調査研究機関に対し、協力し、又は必要がある場合に調査研究を委託すること。

二十九 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。

三十 宗教に関する情報資料を収集し、及び宗教団体と連絡すること。

三十一 教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関及び大学に対し、報告書、資料等の提出を求めること。

三十二 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き文部省に属させられた権限

2 〔略〕

（大学学術局の事務）

第九条 大学学術局においては、左の事務をつかさどる。

一 大学の設置、廃止、設置者の変更等の認可を行うこと。

二 国立大学及びこれに附置する学校その他の機関に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

三 大学教育及び学術の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

四 大学教育のための補助に関すること。

五 大学教育の基準の設定に関すること。

- 六 大学の行う通信教育に関し、援助と助言を与えること。
- 七 教育職員の免許、養成及び大学において行う現職教育並びに研究者の養成に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。
- 八 学徒の奨学について企画し、並びに学徒の奨学、厚生及び補導に関し、援助と助言を与えること。
- 九 国立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。
- 十 日本学術会議その他の学術団体との連絡に関すること。
- 十一 研究機関及び研究者に対する学術の振興のための補助に関すること。
- 十二 国費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の国際交換のための候補者の選考に関すること。
- 十三 外国人留学生の教育に関し、援助と助言を与えること。
- 十四 研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。
- 十五 学術に関する情報資料を収集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これらの情報を提供する等の便宜を与えること。
- 十六 大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。
- 十七 国立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。
- 十八 左のような方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。
 - イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。
 - ロ 大学教育及び学術に関する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

第2節 学術行政と大学行政との関係

文部省の学術行政は、昭和24年の文部省設置法制定時から、大学学術局が所掌していた。これは戦前「学校教育局と科学教育局とで分離所掌されていた大学行政と学術行政」²²⁸について、「大学行政と学術行政とを一体的に推進する他の観点から」²²⁹両者を同じ部局が所掌することとされたためである。

昭和49年には、大学学術局が大学局（昭和59年に高等教育局へ改組²³⁰）と学術国際局に分離し、大学行政と学術行政を所掌する部局が再び分離することとなった²³¹。これは「社会の様々

²²⁸ 文部省（1992）231頁。

²²⁹ 文部省（1992）522頁。

²³⁰ 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和58年法律第78号）により、内部部局の組織については政令事項とされ、また、同法に伴い制定された文部省組織令（昭和59年政令第27号）により文部省組織令（昭和27年政令第387号）が全部改正された。昭和59年政令第27号第1条第1項において高等教育局が置かれる旨規定し、同政令第10条に所掌事務を規定していた。

²³¹ 文部省設置法の一部を改正する法律（昭和49年法律第82号）による改正。

な変化の進行に伴って、学術研究に対しても多岐にわたる課題が出現し、大学行政及び学術行政に対する需要が飛躍的に増大したことから、これに適切にこたえるため²³²であるとされる。

第3節 科学技術庁・科学技術会議及び科学技術基本計画との関係

科学技術庁の科学技術行政の対象は、人文科学のみに係る科学技術と大学における研究に係る科学技術を対象から除いていた。科学技術会議における諮問の対象となる科学技術には、人文科学のみに係る科学技術は対象とされていなかった。大学における研究は対象とされ、科学技術会議における総合調整の対象とされたものの、当該事項に関しては、科学技術庁と文部省が共同して事務局を担うこととされた。こうした学術行政を担う組織と科学技術行政を担う組織との関係に関し、「人文科学をも含めて大学を中心とする学術研究を一体的に振興する文部省の学術行政の施策と、科学技術振興施策との間の調和調整を図る上で、複雑な関係と問題がもたらされた²³³と指摘される。

科学技術基本計画においても、その対象とする科学技術からは人文科学のみに係る科学技術は除かれていた。人文科学のみに係る科学技術については、科学技術庁の所掌する科学技術行政の対象としてではなく、学術行政の対象として文部省がその振興及び普及について専管的に所掌していた。

第4節 中央省庁等改革と文部科学省の設置

中央省庁等改革基本法において、「学術及び科学技術行政に関し、明確な目標の下に総合的、積極的かつ計画的な取組を強化するとともに、学術及び科学技術研究の調和及び総合性の確保を図ること」と規定され（同第26条第2号）、学術行政と科学技術行政の調和・総合性が求められていた。

この点については、行政改革会議の最終報告において「大学行政・科学技術行政の統合による、学術・科学技術研究の調和、総合性の確保」について提言されていたところである²³⁴。

文部科学省は、「文部科学省は、……学術……の振興並びに科学技術の総合的な振興を図る……ことを任務」とし（文部科学省設置法第3条（制定時））、学術振興と科学技術振興を同じ文

²³² 文部省（1992）522頁。

²³³ 文部科学省（2022）232頁。

²³⁴ 行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）。引用は、行政改革会議事務局OB会（1998）71頁に依った。

部科学省が担うこととなったが、学術の方は単に「振興」とされ、科学技術の方は「総合的な振興」とされている。前述のように科学技術に関する事務については関係行政機関の調整を行うことが想定されているが、学術については文部科学省だけが所掌しており、そのような関係行政機関間における分担管理事務としての調整が前提とされないためであると考えられる。学術行政に関する文部科学省の所掌事務として「学術の振興を図ること」（同法第4条第46号（制定時））及び「研究者の養成及び資質の向上に関すること」²³⁵（同条第47号（制定時））が規定されている。

○文部科学省設置法（制定時）※下線は引用者

（任務）

第三条 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関すること。
- 二 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。
- 三 地方教育行政に関する制度の企画及び立案並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- 四 地方教育費に関する企画に関すること。
- 五 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- 六 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。
- 七 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 八 初等中等教育のための補助に関すること。
- 九 初等中等教育の基準の設定に関すること。
- 十 教科用図書の検定に関すること。
- 十一 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。
- 十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安

²³⁵ 文部科学省組織令（平成12年政令第251号）において、文部科学省科学技術・学術政策局の所掌事務として「学術の振興に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」（第7条第5号。制定時）と並び「研究者の養成及び資質の向上に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）」（同条第9号。制定時）が規定されており、前者は政策課（第55条第3号。制定時）、後者は基盤政策課（第57条第5号。制定時）〔現在は人材政策課（第57条第3号）〕の所掌事務とされていた。

- 全教育及び安全管理をいう。)、学校給食及び災害共済給付(学校の管理下における児童、生徒、学生及び幼児の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。)に関する事。
- 十三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する事。
- 十四 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関する事。
- 十五 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事。
- 十六 大学及び高等専門学校における教育のための補助に関する事。
- 十七 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関する事。
- 十八 大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関する事。
- 十九 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関する事。
- 二十 学生及び生徒の奨学、厚生及び補導に関する事。
- 二十一 外国人留学生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留学生の派遣に関する事。
- 二十二 政府開発援助のうち外国人留学生に係る技術協力に関する事(外交政策に係るものを除く。)
- 二十三 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事。
- 二十四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関する事。
- 二十五 国立学校(国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第二条第一項に規定する国立学校をいう。以下同じ。)における教育及び研究に関する事。
- 二十六 私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関する事。
- 二十七 文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定並びにその経営に関する指導及び助言に関する事。
- 二十八 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関する事。
- 二十九 私立学校教職員の共済制度に関する事。
- 三十 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事。
- 三十一 社会教育のための補助に関する事。
- 三十二 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関する事。
- 三十三 通信教育及び視聴覚教育に関する事。
- 三十四 外国人に対する日本語教育に関する事(外交政策に係るものを除く。)
- 三十五 家庭教育の支援に関する事。
- 三十六 公立及び私立の文教施設の整備に関する指導及び助言に関する事。
- 三十七 公立の文教施設の整備のための補助に関する事。
- 三十八 学校施設及び教育用品の基準の設定に関する事。
- 三十九 学校環境の整備に関する指導及び助言に関する事。
- 四十 青少年の健全な育成の推進に関する事(内閣府の所掌に属するものを除く。)
- 四十一 体力の保持及び増進の推進に関する事。
- 四十二 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- 四十三 科学技術に関する研究及び開発(以下「研究開発」という。)に関する計画の作成及び推進に関する事。

- 四十四 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四十五 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 四十六 学術の振興に関すること。
- 四十七 研究者の養成及び資質の向上に関すること。
- 四十八 技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限る。）。
- 四十九 技術士に関すること。
- 五十 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）、研究開発に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関すること。
- 五十一 科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関すること。
- 五十二 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること。
- 五十三 科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進に関すること。
- 五十四 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施化の推進に関すること。
- 五十五 科学技術に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。
- 五十六 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること。
- 五十七 科学技術に関する基礎研究及び科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）に関すること。
- 五十八 科学技術に関する研究開発で、関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするものに関すること。
- 五十九 科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なものに関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- 六十 理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究に関すること。
- 六十一 放射線の利用に関する研究開発に関すること。
- 六十二 宇宙の開発及び原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。
- 六十三 宇宙の利用の推進に関すること。
- 六十四 放射性同位元素の利用の推進に関すること。
- 六十五 資源の総合的利用に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- 六十六 原子力政策のうち科学技術に関するものに関すること。
- 六十七 原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他これに類する経費の配分計画に関すること。
- 六十八 原子力損害の賠償に関すること。
- 六十九 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。
- 七十 試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉（発電の用に供するものを除く。）並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。
- 七十一 原子力の安全の確保のうち科学技術に関するものに関すること。
- 七十二 放射線による障害の防止に関すること。

- 七十三 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。
- 七十四 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 七十五 スポーツのための助成に関すること。
- 七十六 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。
- 七十七 スポーツに関する競技水準の向上に関すること。
- 七十八 スポーツ振興投票に関すること。
- 七十九 文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十五号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十二号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 八十 文化の振興のための助成に関すること。
- 八十一 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。
- 八十二 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。
- 八十三 国語の改善及びその普及に関すること。
- 八十四 著作者の権利、著作権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること。
- 八十五 文化財の保存及び活用に関すること。
- 八十六 アイヌ文化の振興に関すること。
- 八十七 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。
- 八十八 国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 八十九 ユネスコ活動（ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第二条に規定するユネスコ活動をいう。）の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 九十 文化功労者に関すること。
- 九十一 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、教育、学術、スポーツ、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九十二 教育関係職員、研究者、社会教育に関する団体、社会教育指導者、スポーツの指導者その他の関係者に対し、教育、学術、スポーツ及び文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九十三 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 九十四 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 九十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき文部科学省に属させられた事務

第5節 総合科学技術（・イノベーション）会議

前述のとおり、総合科学技術（・イノベーション）会議における総合調整の対象としての科学技術は、人文科学のみに係る科学技術及び大学における研究に係る科学技術を含めて科学技術全体を対象としたものであった。そのため、文部科学省が分担管理事務として所掌する「学術」（自然科学及び人文科学並びにそれらの応用の研究）の振興に関する事務は、総合科学技術（・イノベーション）会議による総合調整を受けることとされた。

中央省庁等改革前においては、大学における研究に係る自然科学に関する事項については、科

学技術会議の事務局を科学技術庁と共同して文部省が行うこととなっており、事務局機能を通じて、一定の関与を行うことが可能な法制となっていた（科学技術会議令第4条ただし書）。これに対して、中央省庁等改革後は、総合科学技術（・イノベーション）会議の事務局は、内閣府政策統括官が行うこととなっており（令和3年政令第109号による改正前の総合科学技術会議令第3条）、従前のような事務局機能を介した総合科学技術（・イノベーション）会議の行う科学技術に関する事務の総合調整への関与の法制上の建前はなくなった。

第6節 科学技術・イノベーション基本法

科学技術基本法等の一部を改正する法律により、科学技術・イノベーション基本法の対象に人文科学のみに係る科学技術が追加されることとなり、科学技術・イノベーション基本計画に人文科学のみに係る科学技術についても正面から取り上げることが可能となった。すなわち、基本計画が対象としない学術行政の対象となる科学技術はなくなった。これにより、学術行政の在り方は、科学技術・イノベーション基本法上、科学技術・イノベーション基本計画により、これまで除外されていた人文科学のみに係る科学技術に関する事項についても余すところなく方向付けることが可能となったといえる。

第7節 学術の振興に関する法制度

戦後、学術行政について、敗戦を契機として、民主的改革を求める運動が起こった。昭和22年8月、全国各分野の研究者から民主的に選出された委員で構成する学術体制刷新委員会が成立し、同委員会の報告を受けて、昭和23年7月、日本学術会議法（昭和23年法律第121号）が制定され、科学者による選挙が行われて、昭和24年1月に内閣総理大臣の所轄の下に日本学術会議が設けられた。また、科学技術行政協議会も同月、科学技術行政協議会法（昭和23年法律第253号）により内閣総理大臣の所轄の下に設けられ、戦後我が国の基本的な学術体制が確立されることとなったとされる²³⁶。

昭和31年、日本学術会議に附置する機関となっていた日本学士院については²³⁷、日本学士院法（昭和31年法律第27号）により、「学術上功績顕著な科学者」を優遇するための機関として

²³⁶ 文部科学省（2022）231頁。

²³⁷ 日本学術会議法第24条〔制定時〕において「日本学術会議に、学術上の功績顕著な科学者を優遇するために、日本学士院を置く」（同条第1項）と規定されていた。

文部省の所管機関となり²³⁸、日本学術会議から独立した²³⁹。

終戦当時、学術行政を所掌する文部省の内部部局は科学局であったが、昭和 20 年 9 月に文部省官制中改正ノ件（昭和 20 年勅令第 516 号）により科学教育局に拡大された。その後、昭和 24 年 6 月の文部省設置法の施行により、科学教育局は廃止されて大学学術局が設けられ、従来学校教育局と科学教育局とで分離所掌されていた大学行政と学術行政との一体化が図られた²⁴⁰。

さらに昭和 30 年代に至り、急速に高まってきた学術研究の規模の拡大と国際化に伴い、膨張する学術振興業務に対処するため、文部省は、国の学術に関する施策と密接な関連を持ちながら、流動的・弾力的に運営する必要がある事業を実施する主体を確立し、併せてこの種の機関の国際的信用を高めるため、昭和 42 年 9 月、財団法人日本学術振興会を発展的に解消して、新たに特殊法人「日本学術振興会」を発足させた²⁴¹。平成 15 年には、業務の弾力化・効率化を図りながら、研究者や学術研究機関への支援を一層充実・向上させるため、日本学術振興会は新たに独立行政法人として発足した²⁴²。

学術行政に関する審議会については、昭和 24 年 6 月に、学術の奨励及び普及に関する事項の調査・審議を目的として学術奨励審議会が設置され²⁴³、昭和 42 年 6 月にはこれを発展的に解消して学術審議会が設置された²⁴⁴²⁴⁵。学術審議会は、昭和 48 年には、学術振興に関する当面の基本的な施策について答申を取りまとめた²⁴⁶。この答申は、学術研究体制の充実と改革、大学等における研究条件の整備等各般にわたる基本的施策について様々な提案を行っており、戦後初めて我が国の学術の振興の基本的方向を示すものであった²⁴⁷。平成 4 年には、「21 世紀を展望した

²³⁸ 日本学士院法第 1 条〔制定時〕において「日本学士院は、学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関とし、この法律の定めるところにより、学術の発達に寄与するため必要な事業を行うことを目的とする」と規定されており、同法附則第 4 項により文部省設置法が改正され、「文部大臣の所轄の下に……左の機関を置く。……日本学士院」（第 14 条）と規定されることとなった。

²³⁹ 文部科学省（2022）231 頁。

²⁴⁰ 文部科学省（2022）231 頁。

²⁴¹ 文部科学省（2022）231 頁。

²⁴² 文部科学省（2022）685 頁。

²⁴³ 文部省設置法第 24 条第 1 項〔制定時〕には「第十三条に掲げるもののほか、本省に左表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする」として「学術奨励審議会 学術の奨励及び普及に関する事項を調査審議すること。」と規定されていた。

²⁴⁴ 昭和 42 年法律第 17 号による改正後の文部省設置法第 27 条第 1 項には「本省に次の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする」として「学術審議会 文部大臣の諮問に応じて学術に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関する事項について文部大臣に建議すること。」と規定されていた。

²⁴⁵ 文部科学省（2022）231-232 頁。

²⁴⁶ 学術振興に関する当面の基本的な施策について（第 3 次答申）（学術審議会第 10 号昭和 48 年 10 月 31 日）。文部省（1975）93 頁。

²⁴⁷ 文部科学省（2022）340-341 頁。

学術研究の総合的推進方策について」²⁴⁸、平成11年には「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について－「知的存在感のある国」を目指して－」²⁴⁹の答申を行った²⁵⁰。平成13年には、科学技術・学術審議会の設置に伴い²⁵¹、同審議会に置かれた学術分科会に、学術審議会が担っていた学術の振興に関する重要事項を調査審議する機能が移管された²⁵²。平成27年には、我が国の学術研究を支えるシステムの弱体化を危惧して「学術研究の総合的な推進方策について」²⁵³の報告を取りまとめた。本報告の中で、「学術研究はイノベーションの源泉そのものである」との整理が行われるとともに、学術研究に対する現代的要請として、「挑戦性」、「総合性」、「融合性」、「国際性」が掲げられた。²⁵⁴こうした議論の蓄積を踏まえ、第5期基本計画において、初めて学術研究がイノベーションの源泉として位置付けられた²⁵⁵。科学技術・イノベーション基本法では、「学術研究及び学術研究以外の研究の均衡のとれた推進」について配慮されなければならないとされ²⁵⁶、第6期科学技術・イノベーション基本計画では「『学術研究』の卓越性・多様性こそが、価値創造の源泉」であると位置付けられた²⁵⁷。令和2年には、世界的な新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受けて、学術分科会と情報委員会が合同で、「コロナ新時代に向けた今後の学術研究及び情報科学技術の振興方策について」²⁵⁸提言を行った。

²⁴⁸ 21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について（答申）（平成4年7月23日学術審議会）

²⁴⁹ 科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について－「知的存在感のある国」を目指して－（答申）（平成11年6月29日学術審議会）

²⁵⁰ 文部科学省（2022）684頁。

²⁵¹ 中央省庁等改革により制定された文部科学省設置法第6条第1項〔制定時〕には「本省に、次の審議会等を置く。科学技術・学術審議会……」と規定している。

²⁵² 科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）第5条第1項〔制定時〕には「審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。」として「学術分科会 学術の振興に関する重要事項を調査審議すること。」と規定していた。

²⁵³ 学術研究の総合的な推進方策について（最終報告）（平成27年1月27日科学技術・学術審議会学術分科会）
（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1355910.htm、2024年9月29日最終確認）

²⁵⁴ 文部科学省（2022）684頁。

²⁵⁵ 「知のフロンティアが急速な拡大と革新を遂げている中で、研究者の内在的動機に基づく学術研究は、新たな学際的・分野融合的領域を創出するとともに、幅広い分野でのイノベーション創出の可能性を有しており、イノベーションの源泉となっている」との記載がある。第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>、2024年9月29日最終確認）30頁。

²⁵⁶ 科学技術・イノベーション基本法〔令和2年法律第63号による改正後〕第3条第2項

²⁵⁷ 「新型コロナウイルス感染症の拡大や気候変動による甚大な災害の発生など、想定を超えた事象が起きる不確実性の高い社会において、既存の手法や仕組みの延長では対応しきれない課題が顕在化し、切迫性を増している。このような状況にあって、未知の困難に立ち向かう武器として厚みのある「知」を生み出す研究者の役割に対し、かつてないほどに期待が高まっている。真理の探究、基本原理の解明、新たな発見を目指す「基礎研究」と、個々の研究者の内在的動機に基づき行われる「学術研究」の卓越性・多様性こそが、価値創造の源泉であり、国家の基盤的機能の一つとして、これらを維持・強化するための研究環境や、人文・社会科学も含んだ総合知を創出・活用する枠組みを整備することが不可欠である」との記載がある。第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>、2024年9月29日最終確認）49頁。

²⁵⁸ コロナ新時代に向けた今後の学術研究及び情報科学技術の振興方策について（提言）（令和2年9月30日科学技術・学術審議会学術

学術振興については、戦後、文部省はまず戦時研究に関連した目的を有する研究所を廃止し、既存研究所の統合と、新しい研究領域の開拓あるいは産業経済と国民生活向上のために必要とされる研究所の新設を行うとの方針に沿って、昭和 21 年から 27 年にかけて研究所の整備を行ったとされる²⁵⁹。次に文部省では、民間研究所のうち優秀なものに対しては昭和 22 年以来補助金を交付し、昭和 26 年 6 月制定の民間学術研究機関の助成に関する法律（昭和 26 年法律第 227 号）に基づいてこれら機関に対し国の財政的援助を行った。その後、我が国の国力回復、学界の研究活動の活発化に伴い、研究の総合化・組織化が重要となり、共同研究体制の確立が求められたことにより、文部省は昭和 28 年に国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和 28 年法律第 88 号）により国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）を改正していわゆる国立大学附置の共同利用研究所の制度を創設した²⁶⁰。さらに、従来の共同利用研究所の構想を一步進めて、特定の大学に附置しない国立大学の共同利用研究所として、昭和 46 年に国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和 46 年法律第 23 号）により筑波研究学園都市に高エネルギー物理学研究所が設置された²⁶¹。平成 16 年には国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）による国立大学法人化を受けて、大学共同利用機関は大学共同利用機関法人たる四法人の下に再編されるとともに²⁶²、平成 20 年には学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 22 号）により国公立大学を通じた「共同利用・共同研究拠点」制度が設立され、「共同利用・共同研究体制」を支える機関として学術研究の振興に寄与しているとされる²⁶³。

文部省の科学研究費は、戦前以来我が国の学術の発達に大きな役割を果たしてきたとされる²⁶⁴。科学研究費は、戦後、幾多の変遷を経て、昭和 40 年に科学研究費補助金となり、さらにその後も曲折を経て科学研究費と研究成果刊行費に大別されることとなった²⁶⁵。昭和 38 年には社会的あるいは学術的に要請の極めて強い研究領域を指定し、その領域の基礎的研究を年次的かつ集中的に推進するため、科学研究費の一種目として「特定研究」が設けられ、当該研究の画期的な発展に寄与したとされる²⁶⁶。昭和 41 年には、がん対策の社会的な要請に鑑み、がんの予防・診断・

分科会・情報委員会）（https://www.mext.go.jp/content/20201105-mxt_sinkou01-000010450_001.pdf、2024 年 9 月 29 日最終確認）

²⁵⁹ 文部科学省（2022）231 頁。

²⁶⁰ 文部科学省（2022）232 頁。

²⁶¹ 文部科学省（2022）232-233 頁。

²⁶² 大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

²⁶³ 文部科学省（2022）687 頁。

²⁶⁴ 文部科学省（2022）233 頁。

²⁶⁵ 文部科学省（2022）233 頁。

²⁶⁶ 文部科学省（2022）233 頁。

治療法の確立を目的として、がんの基礎的研究を集中的に推進するため、「がん特別研究」が設けられ²⁶⁷、昭和 47 年以降、「自然災害特別研究」、「環境科学特別研究」、「エネルギー特別研究」が新設された²⁶⁸。昭和 59 年の学術審議会の答申²⁶⁹及び昭和 60 年の同審議会建議²⁷⁰の趣旨に沿い、学術的・社会的要請の強い研究を重点的、機動的に推進する為の方策として、これまでの「特別研究」、「特定研究」を整理統合する形で、新たな研究種目として「重点領域研究」が設置された²⁷¹。昭和 57 年には我が国が世界の最先端で競っている分野の研究であって格段に優れた成果をもたらす可能性のある研究のための補助金の種目として「特別推進研究」が設けられた²⁷²。昭和 60 年には、将来の日本を背負う研究者養成の重要性に鑑み、我が国の本格的なフェローシップ制度として、日本学術振興会に「特別研究員制度」が創設された。これに併せて、優れた若手研究者にその研究生活の初期において自由な発想の下に主体的に研究活動に専念するための研究費として、特別研究員に科学研究費補助金の「奨励研究 A」の申請資格を与えたが、その後、特別研究員の拡充と併せて平成 3 年度からは、新たな研究種目としてこれを独立して特別研究員奨励費として予算措置した²⁷³。平成 2 年には、研究の芽生え期に創意豊かな着想を育てる方途として、自己の研究課題を「萌芽的研究」である旨を説明する制度（自己申告制）を導入するとともに、申請採択制度の多様化を図るため、学術審議会が選定したテーマを新プログラム方式で推進するための「創成的基礎研究費」を創設した²⁷⁴。また、平成 3 年には、学術研究の流れに柔軟に対応するため、既存の分科細目に加えて期限を限って流動的に運営する「時限付き分科細目」の制度を導入した²⁷⁵。平成 11 年には、科学研究費補助金の応募件数の増加への対応や審査・評価の一層の充実等を図るため、文部省で行っていた科学研究費補助金の審査・交付事務を日本学術振興会への移管が開始され、平成 26 年度には科学研究費の全ての交付事務が日本学術振興会に移管された²⁷⁶。平成 13 年度には科学研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な間接経費が措置され、平成 15 年度には、育児休業等の取得による研究の中断や再開を可能とした²⁷⁷。平成 23 年度には、複数年度にわたる研究費の使用が可能になるよう日本学術

²⁶⁷ 文部省（1968）53 頁。

²⁶⁸ 文部省（1992）530 頁。

²⁶⁹ 学術研究体制の改善のための基本的施策について（答申）（昭和 59 年 2 月 6 日学術審議会）

²⁷⁰ 科学研究費補助金における重点領域の取扱いの改善について（建議）（昭和 60 年 7 月 25 日学術審議会）

²⁷¹ 文部省（1992）530 頁。

²⁷² 文部省（1992）530 頁。

²⁷³ 文部省（1992）530-531 頁。

²⁷⁴ 文部省（1992）531 頁。

²⁷⁵ 文部省（1992）531 頁。

²⁷⁶ 文部科学省（2022）686 頁。

²⁷⁷ 文部科学省（2022）686 頁。

振興会に学術研究助成基金が創設された。

第5章 科学技術振興機構

科学技術振興機構は、昭和 32 年に設立された日本科学技術情報センターと昭和 36 年に設立された新技術開発事業団を母体として平成 8 年に設立した特殊法人である科学技術振興事業団を前身としており、科学技術基本計画の中核的な実施機関として科学技術イノベーションの創出に貢献する事業を実施している²⁷⁸。この章においては、科学技術振興機構について、法制上の見地から改めて概観する。

第1節 日本科学技術情報センター

昭和 32 年、日本科学技術情報センター法（昭和 32 年 84 号）により、日本科学技術情報センターは設立された。日本科学技術情報センター設立の背景は、「現今、世界各国における経済の発展と生活水準の向上に対し、科学技術の飛躍的発展と、これを媒介とする技術革新とが重要な原動力となっていることは、注目すべきところであります。かかる趨勢におきまして、わが国における科学技術の進歩を一段と推進するためには、急激に増大しつつある内外の科学技術情報を迅速かつ適確に収集し、これを学界、産業界等各般の需要にこたえて提供する必要があるのでありましてその具体的施策がつとに各方面から要望されているところであります。従来、わが国におきましては、科学技術に関する研究とその成果の工業化等生産への導入の基礎をなす科学技術情報は、それぞれ学界あるいは産業界の努力により収集されていたのでありますが、個々の研究者や企業体がみずから網羅的に収集するには、情報量はあまりには膨大であり、また、収集せられた情報は、各分野に分散されていて有機的関連に欠け、十分活用されないで、その一部は死蔵されるといった状況であります。科学技術の振興政策の一環としての科学技術情報活動の推進という国家的観点から見ますと、これは大きな損失であり、科学技術情報を総合的に収集し、蓄積し、これを必要に応じて各方面に掛供することが緊要であり、司立、公立、民間の試験研究機関における研究調査の能率化を促進し、産業における生産活動の合理化に資する等、その期待される効果も非常に大きいものとする次第であります。先進諸外国におきましても、科学技術情報活動の重要性にかんがみて、国家機関ないしこれに準ずる機関を設けてその任務の遂行に当らしめております。わが国におきましては、昨年五月科学技術庁の発足以来、鋭意検討を重ねて参り

²⁷⁸ 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター（2021）19 頁。

ましたが、今般成案を得ましたので、ここに、内外の科学技術情報の収集提供を推進する中枢的機関として、日本科学技術情報センターを設立する運びとなった次第であります。」²⁷⁹と説明されている。

日本科学技術情報センター法（制定時）の条文のうち、本稿の目的と関係するものは、次のとおりである。

○日本科学技術情報センター法（制定時）

（目的）

第一条 日本科学技術情報センターは、わが国における科学技術情報に関する中枢的機関として内外の科学技術情報を迅速かつ適確に提供することにより、わが国における科学技術の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する情報をいう。

（業務の範囲）

第二十二条 情報センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 内外の科学技術情報を収集すること。
- 二 内外の科学技術情報を分類し、整理し、及び保管すること。
- 三 内外の科学技術情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて提供すること。
- 四 前各号に掲げる業務を妨げない範囲内において、情報センターが保管する内外の科学技術情報を閲覧させること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 〔略〕

第2条の「科学技術情報」の定義規定は、法案段階では次のとおりであった。

（定義）

第二条 この法律において「科学技術情報」とは、自然科学を基礎とする技術に関する情報をいい、当該技術に直接関係する自然科学に関する情報を含むものとする。

「科学技術情報」の定義規定は、衆議院で修正されたものが成立時の条文となっている。この修正の趣旨については、「まず科学技術という言葉の内容につきましては、先ほども齋藤委員からもいろいろと質疑がございまして、この内容のこまかい点につきましてはまだ不明確な点が多々あります。これはぜひ一つ今後政府関係その他関係者によりまして、定義を明らかにしなければならぬと思うのであります。しかしながら、科学技術庁設置法の任務におきましても、「科学技

²⁷⁹ 第26回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第9号（昭和32年3月2日）3-4頁〔宇田耕一國務大臣発言〕。

術の振興を図り」という場合の科学技術という言葉、及びこのセンター法案における第一条の「わが国における科学技術の振興に寄与する」というこの科学技術、これは科学技術のすべてを含めた広範なものであるということは明瞭であると思うのであります。ただ、設置法におきましては、その後の行政の範囲を一応限定しておるのであります。この際、本科学技術センター法案におきましても、科学技術情報という場合は、この法律案においてはその一部を制限するということはやむを得ないと思うのでありますけれども、しかし今政府が御提出になっておりますような定義で参りますと、実は自然科学と自然科学を基礎とするところの自然科学技術関係の情報は集めることができると思うのであります。最近の科学技術の進歩から見ますと、自然科学技術に関連いたしまして、人文科学の関係のものが相当できておるのであります。特に最近のオートメーションでありますとか、あるいは原子力の方面から生命であるとか、いろんな問題にどんどん入って参りまして、その関係の情報というものは全然政府提案の定義でいきますと収集することができないようなことになるのであります。そこで、私の方から修正案を提出いたしましたのは、これは人文科学のみの場合には、なるほど収集する必要はないと思いますけれども、自然科学の関係から、その関連として人文科学の必要なものは収集ができるということにしておかないことには、支障が起るのではないかと、こういうことで、この法案におきますところの科学技術情報の範囲というものをこの際少し広げようというのでございます。しかしながら、この情報の運用に当りましては、政府間でもいろいろ調整されました通りに、大体この定義で書いてありますような範囲を主としておやりになるということについては、われわれとしては別に異論があるわけではございません。こういうように範囲を広げるから、広い範囲で情報センターを運営せよというのではありませんで、政府間で調整されました通り、政府提出の法案に書いてありますような定義の範囲において主として業務が行われるということについては、われわれは異論はないのであります。ただ、関連して、人文科学というものが出てきましたときには、その人文科学の情報を集め得るようにしておきませんと、事実上最近の科学技術の進歩の情勢に合わないのではないかと、こういう点でわれわれは修正案を抽出したような次第であります。」²⁸⁰と説明されている。

昭和39年には、日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律(昭和39年法律第54号)により、政府が日本科学技術情報センターに対して現物出資できるようにする法改正が行われた。その趣旨については、「日本科学技術情報センターは、わが国における科学技術情報に関する中枢的機関として昭和三十二年に設立されて以来、科学技術情報の迅速かつ適確な収集及び提供につとめてまいったところでありますが、その業務量は発足当時に比して著しく増加してまいっており、さらに、今後、この傾向はますます強まるものと考えられるのであります。このように増

²⁸⁰ 第26回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第16号(昭和32年3月15日)7頁(前田正男委員発言)。

加しつつあります業務を円滑に処理いたしますためには、整備された施設、設備を必要とするところはいままでのないところでもあります。しかるに、現在、日本科学技術情報センターが賃借しております建物は、数カ所に分散しており、しかもすでに狭隘となっているため、施設の十分な整備をはかることがきわめて困難となっているばかりでなく、業務の遂行にも著しい支障を来している状況にあります。かかる状況にかんがみまして、政府は同センターの機能を十分発揮し得る建物を建設することとした次第であります。これに要する土地等につきましては、政府が出資することとし、このため、現在、政府が同センターに対し、予算の範囲内においてのみ出資し得ることとなっている日本科学技術情報センター法の一部を改正し、現物出資をも行なうことができるよう改めようとするものであります。」²⁸¹と説明されている。

第2節 新技術開発事業団

昭和36年、新技術開発事業団法（昭和36年法律第82号）により、新技術開発事業団が設立された。新技術開発事業団の設立の背景は、「近年、日本経済の発展は、目ざましいものがありますが、これには遺憾ながら外国技術の導入が大きな役割を果たしております。そのため対外支払額は、毎年増加の一途をたどり、昭和二十五年以来の累計は一千億円を突破してありまして、日本経済の健全かつ自主的な発展の上からも憂慮すべきことであります。このような外国技術依存の体制を脱却し、国民経済の向上をはかるためには、この際、わが国の新技術の開発を強力に推進することが必要であります。新技術の開発とは申すまでもなく、わが国独自のすぐれた研究成果を開発育成することではありますが、これが企業化に際し不安が大きいために、企業化することに多大の困難と支障を伴うものについて、実際の規模において行なうことをいうのであります。従来わが国には、すぐれた研究成果が少なからずあることは、一般に認められているところではありますが、その研究成果を、産業に導入できるようなところまで発展させ、開発することに遺憾の点が多かったのが実状であります。英国においては、昭和二十四年に研究開発公社が設立され、国の投資による資金をもとにして、公共的発明を企業化する事業を開始しておりますが、現在は百億円の投資限度ワクに拡大されるという段階にまで発展し、多数の成果を上げております。わが国では、英国の例などを範とし、昭和三十三年、理化学研究所法施行にあたり同研究所に開発部を設け、新技術の開発業務をも担当せしめたのであります。その業務は、国の研究機関、大学、その他の研究機関において上げられた研究成果のうち、民間企業の危険負担によっては、開発することが困難である重要な新技術を企業に委託して開発するとともに、その開発の成果をできるだけ広く、民間企業に活用させるという新しい事業であります。以来今日まで三年間に三億四千

²⁸¹ 第46回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第5号（昭和39年2月20日）1頁〔佐藤榮作国務大臣発言〕。

万円の政府出資金で七件の新技術の開発を委託し、そのうち三十三年度に開発を行なった二件はすでに成功の域に達しました。このように委託開発事業について明るい見通しを得ましたので、より強力にこの業務を推進させるため、この際、理化学研究所の開発部を分離独立させ、新技術開発事業団を設置するにいたったものであります。これが本法案を提出するにいたった経緯であります。本事業団の、業務は、理化学研究所の開発部で行なってきた事項をそのまま踏襲しております。ただ、事業団として独立するにあたって、従来理化学研究所に置かれておりました開発委員会を開発審議会に改め、諮問機関としての責務を明確にさせる等若干の改訂を加えております。」²⁸²と説明されている。

新技術開発事業団法（制定時）の条文のうち、本稿の目的と関係するものは、次のとおりである。

<p>○新技術開発事業団法（制定時）※下線は引用者</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 新技術開発事業団は、<u>新技術の開発を効率的に行ない、及びその成果を普及することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、「<u>新技術</u>」とは、<u>国民経済上重要な科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験研究の成果であつて、企業化されていないものをいう。</u></p> <p>2 この法律において「<u>開発</u>」とは、<u>科学技術に関する試験研究の成果を企業の規模において実施することにより、これを企業としうようにするをいう。</u></p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第二十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。</p> <p>一 <u>企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること。</u></p> <p>二 <u>前号に掲げる業務に係る新技術の開発の成果を普及すること。</u></p> <p>三 <u>新技術の開発について企業等にあつせんすること。</u></p> <p>四 前各号の業務に附帯する業務</p>

第1条については、「理研法〔理化学研究所法（昭和33年法律第80号）：引用者注〕では、『理化学研究所は、科学技術に関する試験研究を総合的に行ない、新技術の開発を効率的に実施し、並びにこれら試験研究及び新技術の開発の成果を普及することを目的とする』（第1条）と規定されていたが、この『新技術の開発を効率的に実施し』の意味が、理研法第29条（業務の範囲）第4号『新技術の開発について企業にあつせんすること』と関連して問題となった。実定法の解釈としては、『新技術の開発を効率的に実施し』ということは（イ）新技術の開発を自ら

²⁸² 第38回国会参議院商工委員会第7号（昭和36年3月14日）4-5頁〔池田正之輔國務大臣発言〕。

の手で実施すること、(ロ)新技術の開発を他に委託し、実施すること、及び(ハ)新技術の開発についてあつせんすることをも含むと考えられるが、『新技術の開発についてあつせんすること』を『実施』で読み切ることを疑義を感じる向きもあったので、この際、手直しを加えることとした。すなわち、いささか、職人的技巧に走り過ぎるきらいがあったが、この法律案では『実施する』と『行なう』を区別し、『行なう』という概念は『実施する』という概念より広義で『あつせんする』という概念をも含むものときめた。その結果、第1条の表現は、理研法と若干異なり『新技術開発事業団は、新技術の開発を効率的に行ない、及びその成果を普及することを目的とする。』という表現になったわけである。²⁸³と説明されている。

第2条については、「『開発』の定義の部分であるが、理研法第2条(定義)第2項では、『この法律において『開発〔』が脱落している：引用者〕とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業の規模において実施し、企業としうるようにするという。』となっていた。この表現も当時苦勞した結果、このような形態になったと考えられる事情もあるが、しかし、(イ)『実施する』ということと『企業としうるようにする』ということとの連関はどうか、(ロ)何を企業としうるようにするのかあいまいである、という疑問が起きる。そこで、抜本的に修正することは、響くところ大きく、問題が続出するので、できるだけ、理研法の表現を尊重し、最小限の手直しを加えることとし、『この法律において『開発』とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業の規模において実施することにより、これを企業としうるようにするをいう』と改めた。この表現でも、必ずしも、明確でなく、特に『これを企業としうるようにする』の『これ』とは何か、ボカした表現になっているきらいがあるが、しかし、一步前進した表現と考えたわけである²⁸⁴と説明されている。

第28条については、「(1)この事業団は、企業等に委託して開発を実施するのであって、企業等に委託せず、自らの手で開発を実施することはやらない。すでに、のべたように、この事業団の目的は、『新技術の開発を効率的に行なう』ことにあるのであるから、もし、自らの手で開発することが、効率的であるならば、目的の範囲内で、自らの手で開発できることになるが、われわれの方針としては、種々の事情を考慮した結果、自らの手で、企業等に委託せず、開発することは、行なわないこととし、その点の疑義を防ぐために、理研法で規定されたような『前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務』という包括的な業務の規定は削除することとした。そのため、理研法時代では、内閣総理大臣の認可を受ければ、自らの手で

²⁸³ 科学技術庁官房総務課(1961)6-7頁。

²⁸⁴ 科学技術庁官房総務課(1961)7頁。

開発を実施することができたのだが、今回の事業団法案では、事業団法案の改正を行わなくては、自らの手で開発を実施することはできなくなった。(2) この事業団は、新技術の開発について企業等にあっせんした場合、そのあっせんにもとづき、企業等が開発した新技術の開発成果の普及は行わないこととした。この問題は、第28条において、第2号の業務と第3号の業務について、どちらも〔「を」の誤植か：引用者注〕先に書くかという表現の問題に関連したわけだが、『成果の普及』というのは、事実上『開発の成果の実施』が中心になることを勘案し、あっせん業務に附帯する業務という観点からのみ、あっせん業務についてのPRを行えば十分だという結論に達し、この法案のような表現となった。(3) 理研法では『企業』とあったのを『企業等』に変えたのは、この事業団が、開発を委託する、あるいは、あっせんする相手先は、研究組合、公益法人等も考えられるが、研究組合、公益法人等を『企業』という概念でよみきることは、必ずしも問題なしとしないので、『企業等』と拡大したわけである。²⁸⁵と説明されている。

昭和56年には、新技術開発事業団法の一部を改正する法律(昭和56年法律第53号)が成立し、新技術開発事業団法が改正された。改正の経緯としては、「国土が狭く資源に乏しい我が国としては、引き続き、経済の安定成長と国民生活の向上を図るため、積極的に技術革新を促進し、科学技術立国を目指すことが不可欠となっている。これまで我が国は、主として、海外からの技術導入とその改良、発展により、技術力の向上を図り、世界にも例を見ないほどの経済的発展を遂げてきた。しかしながら、世界的に技術革新が停滞し、技術導入も困難になりつつある今日、我が国としては、従来の導入技術依存型の体質からの脱却を図り、自らの力で技術革新の一層の展開を図ることが必要となっている。このためには、特に、物資や生命が本質的に持っている特性に着目して、革新技術の源泉となる科学技術のシーズ(芽)を我が国独自に探求することが肝要であり、これを目的とする創造的な科学技術活動を積極的に展開することが強く求められるに至った。この場合のシーズとは、科学上の知見に支えられた初期的段階の技術に関する知見であって、多様な新技術を生み出す可能性を秘めたものである。こうした状況の下で、昭和五六年度予算編成過程において、科学技術の振興に必要な総合推進調整のための科学技術振興調整費から革新技術のシーズ探索を目的とした創造的な研究を推進する方策に所要の経費を充当することが認められ、その実施については、科学技術会議の方針に沿って決められることとなった。科学技術会議では、これを受けて、同会議内の総合部会において前記方策を検討した。その結果、同部会は、本年〔昭和56年：引用者注〕二月二十七日『流動研究システムによる革新技術シーズの探索研究の推進方策について』とする報告を作成し、三月九日、科学技術会議に報告し、了承さ

²⁸⁵ 科学技術庁官房総務課(1961)9頁。

れた。この報告が基となり、今次法改正が行われた」²⁸⁶と説明されている。同報告については、その要点が次のように説明されている。

「一般に、革新的な技術に育つ可能性のあるシーズは、優れた研究者の創造的な探索研究活動により生み出され、更にその後の各種の研究開発により、革新技術へと開花していくものである。

このように、シーズを探索する上では、優秀な個人の創造性が重要である。この創造性は、実用化を踏まえた問題意識に支えられたものであることが必要であり、また、産・官・学など各方面、異分野の研究者が相互に知的刺激を受け触発されることにより、一層効果的に発揮されることが多い。

したがって、シーズ探索を目的とする研究をより効果的に推進するためには、創造性に富んだ研究者の確保とともに、研究者の創造性を発揮させる以下のような流動研究システムをつくることが極めて重要である。

(1) プロジェクト・リーダー制

優れた研究指導者をプロジェクト・リーダーとして任命する。プロジェクト・リーダーには、一定範囲内で研究運営に関する裁量権を与え、その下で研究の総合的推進を図る。

(2) 人中心の研究システム

産・官・学の各界から、取り上げる研究プロジェクトに関連する研究に従事している優秀な人材を集め、これを研究グループとして組織化する。

(3) 一定期間、契約による参加

研究者は、その所属研究機関に在籍のまま又は復帰することを前提として、所属機関との調整を図ったうえ契約により一定期間（例えば五年間）研究プロジェクトに参加し、研究終了後研究グループは解散する。実際の研究は、既存の研究機関の施設等を活用して行う。

(4) 弾力的な運営

研究プロジェクトの推進に当たっては、研究者の独創性を活かすため、研究過程で研究目標を弾力的に変更できるよう柔軟な運営を行う。

²⁸⁶ 大熊（1981）8-9頁。

(5) 研究参加のインセンティブ

産・官・学の優秀な研究者、特に民間企業の研究者の参加意欲を促すようインセンティブに関し配慮する。

こうした流動研究システムによる革新技术シーズの探索研究を推進するに当たっては、特殊法人を活用することが適切であり、更に、そのシステムの特徴を活かすためには、自らは恒久的な研究施設を持たず、広くシーズ探索にかかわる内外の研究動向等に精通し、産・官・学にわたる研究者の積極的参加を得て研究プロジェクトをオーガナイズする機能を有するものが望ましい。

また、研究プロジェクトの選定、プロジェクト・リーダーの選任、研究成果の評価等重要事項については、学識経験者等によって構成される『審議機関』において検討される必要がある。」

287

この報告を受けて新技術開発事業団法の改正を行うこととした理由については、「以上の結論に基づき、活用すべき特殊法人としては、新技術開発事業団が適当であり、同事業団に、革新技术のシーズ探索の研究を推進させることとし、このための所要の法改正を行った。これは、新技術開発事業団が、昭和三五年に設立されて以来、これまで、大学や国立試験研究機関で生まれた新技術を企業に開発委託し、あるいは開発のあっせんを行ってきており、学界、国、産業界とを結びつける研究プロジェクトをオーガナイズする機能と実績を有してきたからである。」²⁸⁸と説明されている。

改正法の主要点については、次のように説明されている。

「第一は、新技術開発事業団の目的及び業務を改正し、従来の業務に加えて、新技術の創製に資することとなる初期段階の技術に関する知見（シーズ）を探索することを内容とする基礎的研究を行わせることとした。

第二は、事業団が第一の基礎的研究を行うに当たっての実施方法を左のように規定した。

- ① 研究の対象となる主題を定め、この主題ごとにその実施に必要な期間を設定するとともに必要な研究者を雇用すること

²⁸⁷ 大熊（1981）9-10頁。

²⁸⁸ 大熊（1981）10頁。

- ② 研究者を雇用する場合には、研究を指揮することとなる総括責任者をあらかじめ指定するものとし、他の研究者の雇用に関しては、総括責任者の意見を尊重するものとする
- ③ 研究を行うための施設を特に取得することのないよう配慮しなければならないものとする

これは、科学技術会議の報告書で指摘されたプロジェクト・リーダーを総括責任者とおきかえる等、流動研究システムの主要点を法文化したものである。

第三は、事業団にすでに設置されている開発審議会の検討事項に、基礎的研究に関する基本方針の決定、総括責任者の指定等を追加したことである。これは、自らの研究者を持たない事業団が、研究業務を適切に行えるための措置として講じたものである。」²⁸⁹

改正後の新技術開発事業団法の条文のうち、本稿の目的と関係するものは、次のとおりである。

<p>○新技術開発事業団法（昭和 56 年法律第 53 号による改正後）※下線は引用者</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 新技術開発事業団は、新技術の開発を効率的に行うほか、<u>新技術の創製に資すると認められる基礎的研究を行い、並びにこれらの開発及び基礎的研究の成果を普及することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験研究の成果であつて、企業化されていないものをいう。</p> <p>2 この法律において「開発」とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業の規模において実施することにより、これを企業としようようにすることをいう。</p> <p>3 <u>この法律において「創製」とは、科学技術に関する試験研究を行うことにより、その成果としての新技術を生み出すことをいう。</u></p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第二十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること。</p> <p>二 <u>新技術の創製に資することとなる初期的段階の技術に関する知見を探索することを内容とする基礎的研究（以下単に「基礎的研究」という。）を行うこと。</u></p> <p>三 前二号に掲げる業務に係る新技術の開発<u>及び基礎的研究の成果を普及すること。</u></p> <p>四 新技術の開発について企業等にあつせんすること。</p> <p>五 前各号の業務に附帯する業務</p> <p>（基礎的研究の実施）</p> <p>第三十条の二 <u>事業団は、基礎的研究を行うときは、その対象となる主題を定め、当該主題ごと</u></p>
--

²⁸⁹ 大熊（1981）10 頁。

に、その実施に必要な期間を設定するとともに必要な研究者を雇用して、これらの研究者に当該基礎的研究を実施させなければならない。

2 事業団は、前項の規定により研究者を雇用する場合には、当該基礎的研究を指揮することとなる総括責任者をあらかじめ指定するものとし、当該基礎的研究に従事する他の研究者の雇用に関しては、当該総括責任者の意見を尊重するものとする。

3 事業団は、基礎的研究を行うための施設を特に取得することのないよう配慮しなければならない。

平成元年には、新技術開発事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第 52 号）が成立し、新技術開発事業団は新技術事業団に名称変更し、法律の題名も新技術開発事業団法から新技術事業団法に変更となった。改正の背景としては、「科学技術は、国の社会・経済を支えるうえで極めて重要な役割を果たしており、我が国だけでなく、海外諸国も科学技術の振興・発展に努めている。このような情勢の中で、科学技術立国を志向し、目覚ましい経済発展を遂げている我が国に対して、海外諸国の関心・期待は高まってきている。我が国においては、科学技術の成果が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済力に見合った国際貢献が必要であるとの観点から、国際研究交流を一層推進することが、国の重要かつ緊急の課題であると認識されており、この点について、科学技術政策大綱や前川レポートなどにより指摘されている。また、科学技術分野の国際協力については、従来から二国間科学技術協定等により協力活動が推進されてきているが、近年では、例えば昭和六三年六月に改定された日米科学技術協力協定において科学技術面における日米の衡平な貢献の原則が謳われるなど、欧米諸国をはじめ海外諸国から我が国の科学技術分野における国際貢献に対する期待が寄せられている。一方、我が国の国際研究交流の現状は、従来、各省庁各機関がそれぞれのニーズに応じ人材交流・情報交換等を実施してきたが、これまで我が国として必ずしも十分な実施体制がとられていたとはいえなかった。そこでまず、昭和六一年には、研究交流促進法（昭和 61 年法律第 57 号）の成立により、国家公務員法、国有財産法の特例を定めるなど国際研究交流を行ううえでの法制上の隘路が改善された。しかし、研究者交流の現状を見ると、特に先進諸国との間では、国立試験研究機関において、日本からの派遣が受入れの約五倍、人数にして一二〇〇名以上の不均衡が存在しており、その改善の必要性が指摘されている。このため、科学技術庁では、昭和六三年度から、海外の研究者を我が国国立試験研究機関等に受け入れる『科学技術庁フェロシップ制度』を創設し、海外の研究者の受入れを進めているが、一層の拡大を図るとともに、制度を効率的に運営していく必要がある。さらに、これら研究者交流等とともに、国際研究交流を促進するための幅広い科学技術情報の提供も求められている。このような状況から、我が国として研究者交流、情報交換等の国際研究交流を総合的、横断的に促進するための実施体制を整備することが不可欠となっていた。……新技術開発事業団は……研究者・研究機関等との交流を推進することについての経験を蓄積してきた。このため、今回、科学技術分野の国際研究交流を総合的、効率的に促進するための実施体制を整備するにあたり、新たに国際研究交流促進事業を本事業団に加えることが適当であるとの判断から、法

改正を行うこととなった。」²⁹⁰と説明されている。

改正後の新技術開発事業団法の条文のうち、本稿の目的と関係するものは、次のとおりである（下線は引用者）。

<p>○新技術事業団法（平成元年法律第 52 号による改正後）※下線は引用者</p> <p><u>新技術事業団法</u></p> <p>（目的）</p> <p>第一条 新技術事業団は、新技術の開発を効率的に行うとともに、新技術の創製に資すると認められる基礎的研究を行い、並びにこれらの開発及び基礎的研究の成果を普及するほか、<u>科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験研究に係る国際交流（以下「国際研究交流」という。）の促進に関する業務を行うこと</u>を目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術に関する試験研究の成果であつて、企業化されていないものをいう。</p> <p>2 この法律において「開発」とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業の規模において実施することにより、これを企業としうるようすることをいう。</p> <p>3 この法律において「創製」とは、科学技術に関する試験研究を行うことにより、その成果としての新技術を生み出すことをいう。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第二十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること。</p> <p>二 新技術の創製に資することとなる初期の段階の技術に関する知見を探索することを内容とする基礎的研究（以下単に「基礎的研究」という。）を行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げる業務に係る新技術の開発及び基礎的研究の成果を普及すること。</p> <p>四 新技術の開発について企業等にあつせんすること。</p> <p><u>五 国際研究交流に関し、外国の研究者の受入れに係る支援、外国の研究者のための宿舎の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務（科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。）を行うこと。</u></p> <p><u>六 国際研究交流に関する情報を収集し、整理し、及び提供する業務（科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。）を行うこと。</u></p> <p>七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>（基礎的研究の実施）</p> <p>第三十条の二 事業団は、<u>基礎的研究（外国の政府又は公共的団体、国際機関その他総理府令で定める外国の団体とのみ共同して行うものを除く。）</u>を行うときは、その対象となる主題を定め、当該主題ごとに、その実施に必要な期間を設定するとともに必要な研究者を雇用して、これらの研究者に当該基礎的研究を実施させなければならない。</p> <p>2 事業団は、前項の規定により研究者を雇用する場合には、当該基礎的研究を指揮することと</p>
--

²⁹⁰ 秋谷（1990）26-28頁、30頁。

なる総括責任者をあらかじめ指定するものとし、当該基礎的研究に従事する他の研究者の雇用に関しては、当該総括責任者の意見を尊重するものとする。

3 事業団は、基礎的研究を行うための施設を特に取得することのないよう配慮しなければならない。

事業団の名称の変更については、「従来、新技術開発事業団は、新技術の開発を主要な業務としてきたが、今回の国際研究交流促進業務を加えるにあたって新技術開発以外の業務規模が増大することとなり、『新技術開発』では、事業団の業務を代表する名称として適当でなくなるとの考えから、この際、名称を『新技術開発事業団』から『新技術事業団』に変更するとともに、法律名も『新技術事業団法』とすることとした。」²⁹¹と説明されている。

第2条（目的）の改正については、「国際研究交流とは、研究者の交流、研究開発に関する知識・情報の交換、共同研究の実施、研究施設の共同利用等が国際的に行われることである。これらは個別の国立試験研究機関等がそれぞれの設置目的の範囲内で、既に実施しているところであるが、今後このような国際研究交流を、一層円滑に進めるためには、これらの個別の研究機関の行う国際研究交流を適切に支援するための共通的、横断的な制度、あるいは既存の制度では実施し得ない国際共同研究等の制度を整備し、適切に運用していくことが重要である。このため、新事業団の新規業務の共通的な目的として、『科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験研究に係る国際交流（以下『国際研究交流』という。）の促進に関する業務を行うこと』を追加し、国際研究交流を我が国全体として促進するために必要な措置を講じることとした。国際研究交流促進業務の対象として、科学技術のうち人文科学のみに係るものを除くこととしているのは、その他の科学技術と比べ、研究開発の態様・目的等が異なるためである。」²⁹²と説明されている。

第28条第5号（研究者交流促進業務）については、「まず、新技術事業団の業務に国際研究交流促進業務の柱の一つである研究者交流促進業務として、『国際研究交流に関し、外国の研究者の受入りに係る支援、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと』を追加した。研究者の国際交流について大きな不均衡があるのは前述のとおりであるが、この不均衡を是正し、科学技術分野における諸外国の期待にこたえ、国際貢献を果たすうえで外国の研究者の受入れの促進を図ることが、今回の法改正の目的の一つである。そこで、『外国の研究者の受入りに係る支援』を新技術事業団の研究者交流促進業務の柱と

²⁹¹ 秋谷（1990）31頁。

²⁹² 秋谷（1990）31-32頁。

して位置付けている。当面昭和六三年度から開始した『科学技術庁フェローシップ制度』を運営することとし、今後必要に応じ、外国の研究者の受入りに係る支援として適切な制度を整備していくこととなろう。また、外国の研究者が日本での生活に不安を感じ、来日を躊躇することがあるとも聞かれる。特に、日本の住宅事情の悪さは諸外国にも知られており、外国の研究者が来日するに際してもこのことに最も不安を抱いている。この問題を解決し、受入れ体制を整備するため、『外国の研究者のための宿舎の設置及び運営』を研究者交流促進業務の一つとし、現物出資の規定の整備と併せ、宿舎を取得しあるいは建設し事業団自ら運営して外国の研究者に供することにより、その受入れの促進に大きな役割を果たすものと期待されている。当面、国立試験研究機関が集中し、来日研究者が多数集まる筑波研究学園都市に宿舎を建設することとしている。その他、外国の研究者が来日をためらうことなく安心して日本における研究活動に専念できるよう、その生活環境を整備するため、外国の研究者及びその家族を対象として、日本語研修、生活相談、生活情報誌の提供等を行っていくこととしている。なお、新技術事業団が行う研究者交流促進業務は、個別機関が行う研究者交流を横断的に支援するものである。」²⁹³と説明されている。

第 28 条第 6 号（国際研究交流に関する情報提供業務）については、「国際研究交流を行うためには、我が国及び外国の双方が相手国の研究機関、研究課題、研究動向等について、十分な情報を入手することが必要であるとの認識のもと、国際研究交流促進業務の一環として『国際研究交流に関する情報を収集し、整理し、及び提供する業務を行うこと』を新技術事業団の業務に加えた。具体的には、我が国に関する情報として国際研究交流に資する研究開発動向等の情報を外国の研究者に提供し、逆に外国の研究開発動向等についての情報を、我が国の研究者等に提供することなどがある。」²⁹⁴と説明されている。

第 30 条の 2 の改正については、「今回国際研究交流を促進する観点から、基礎的研究に関する規定を整備し、国際共同研究を行うための体制整備を図ることとした。旧法の規定によれば、基礎的研究を実施する場合には、対象となる主題を定め、当該主題ごとに、その実施に必要な機関を設定するとともに必要な研究者を雇用し、総括責任者を指定することを義務付けているが、外国と共同して基礎的研究を行うには研究者の雇用義務等不都合な面もあり、今回の改正により、『外国の政府又は公共的団体、国際機関その他総理府令で定める外国の団体とのみ共同して行う』基礎的研究については、この規定の適用を除外することとし（法三〇条の二第一項・二項）、外国との共同研究に対して柔軟に対処できるようになった。なお、国際共同研究は、具体的には、

²⁹³ 秋谷（1990）32-33 頁。

²⁹⁴ 秋谷（1990）33 頁。

外国との科学技術協力協定等を勘案しつつ、個別の契約等に基づいて進められることとなる」²⁹⁵と説明されている。

平成5年には、新技術事業団法の一部を改正する法律（平成5年法律第20号）が成立し、新技術事業団法が改正された。改正の背景としては、「我が国が、創造的な科学技術の振興とそれによる国際社会への貢献を図っていくためには、研究者の創造性が最大限に発揮されるよう、既存の研究組織・分野にとらわれることなく、産学官及び外国との研究交流の促進を図っていくことが重要である。これまで、海外から若手研究者を長期間招へいするフェローシップ事業をはじめとする国際研究交流促進事業等を新技術事業団において推進するとともに、制度面に関して、昭和六一年に研究交流促進法を制定し、職務専念義務の免除による研究集会の参加等産学官及び外国との研究交流を行う上での制度上の制約を緩和するための措置を講じたところである。また平成四年四月には、研究交流促進法を改正し、研究公務員の採用について任期を定めることを可能とする等その内容の充実を努めているところである。今後、我が国において研究交流をさらに充実強化していくためには、こうした制度面での改善等を踏まえ、研究組織、研究分野等を超えた情報交流、共同研究の促進等総合的な研究交流を促進する施策を充実、強化することが必要である。このような研究交流の促進に関する業務は、いずれもその実施に際し、（1）最新の研究開発動向に精通し、研究者、研究機関のニーズ等を踏まえ、これらの間の交流を適切にオーガナイズする等高度の専門性を必要とすること（2）研究交流を効率的、効果的なものとするため、研究交流の結果生じた成果を円滑に次のステップに展開させることができること（3）多様な組織に所属する研究者、研究組織間の研究交流が想定されることから、研究者の流動化に伴う研究者の雇用及び成果の取り扱い等について弾力的かつ多様な対応が可能であることが必要である。一方、新技術事業団は、これまで海外との研究交流、産学官の研究者の参画による創造科学技術推進事業の運営等を通じ豊富な経験を有する専門家集団であるとともに、新技術開発事業をはじめとする既存業務との有機的連携による効率的、効果的な事業実施、特殊法人として事業の弾力的実施が期待できるため、研究交流の促進に関する業務の主体として最適である。このため、新技術事業団法を改正して、研究交流の促進に関する業務等を追加し、内外の研究交流を効率的、総合的に促進する体制を整備するものである。」²⁹⁶と説明されている。

改正後の新技術事業団法の条文のうち、本稿の目的と関係するものは、次のとおりである。

○新技術事業団法（平成5年法律第20号による改正後）※下線は引用者

²⁹⁵ 秋谷（1990）34頁。

²⁹⁶ 柴田（1993）19-20頁。

(目的)

第一条 新技術事業団は、新技術の開発を効率的に行うとともに、新技術の創製に資すると認められる基礎的研究を行い、並びにこれらの開発及び基礎的研究の成果を普及するほか、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験研究に係る交流（以下「研究交流」という。）の促進に関する業務を行うことを目的とする。

(業務の範囲)

第二十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること。
- 二 新技術の創製に資することとなる初期の段階の技術に関する知見を探索することを内容とする基礎的研究（以下単に「基礎的研究」という。）を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に係る新技術の開発及び基礎的研究の成果を普及すること。
- 四 新技術の開発について企業等にあつせんすること。
- 五 研究交流に関し、外国の研究者の受入れに係る支援、国内及び国外の試験研究機関への研究者の派遣、研究集会の開催、外国の研究者のための宿舎の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務（科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。）を行うこと。
- 六 研究交流に関し、国の試験研究機関と政府以外の者とが科学技術に関する試験研究を共同して行うことについてあつせんする業務（科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。）を行うこと。
- 七 研究交流に関する情報を収集し、整理し、及び提供する業務（科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。）を行うこと。
- 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

改正により新技術事業団において行われる研究交流の促進に関する具体的業務については、次のように説明されている。

「ア 科学技術特別研究員事業

我が国における基礎研究の推進と活性化を図るため、創造性豊かな若手研究者を国立試験研究機関等へ派遣する。

イ 共同研究等促進事業

a 研究交流情報提供事業

研究者が共用し得る施設・設備、共同研究のニーズ等研究交流に関する情報を収集・整理し、提供する。

b 共同研究のあっせん

産学官の研究機関の参加する研究交流の場を提供する等により、国の研究機関と政府以外の者との共同研究のあっせんを行う。

c 研究者派遣等による共同研究支援

研究者を派遣する等により、共同研究を支援する。

ウ 研究協力者海外派遣事業

アジア太平洋諸国等との研究交流を活発化するため、国内の研究者を募り、海外の研究機関へ派遣する。

エ 異分野研究者交流促進事業

異分野の研究者との交流の機会を提供するため研究集会を開催する。」²⁹⁷

第3節 科学技術振興事業団

平成8年には、科学技術振興事業団法（平成8年法律第27号）が成立し、日本科学技術情報センターと新技術開発事業団が統合され、新たに科学技術振興事業団が設立された。科学技術振興事業団設立の趣旨については、「科学技術の振興は、人類共通の夢を実現する未来への先行投資であり、研究開発活動によって得られた知的資産は、豊かな国民生活と高度な産業活動を生み出す基盤を構成し、また、環境、エネルギー等の諸問題を解決し、安心して暮らせる潤いのある社会の構築に貢献するものである。平成七年一月には科学技術基本法が成立し、『科学技術創造立国』を国政の最重要課題の一つと位置づけ、科学技術の振興を国策として協力に推進していくことを国に義務づけた。このように科学技術の役割に対する期待が高まりつつある状況の下、平成七年一月二五日の閣議決定『当面の行政改革の推進方策について』において、『新技術事業団及び日本科学技術情報センターの二法人については、科学技術振興の基盤整備を図る観点から、平成八年度において統合する。』ことが定められた。新技術事業団は研究交流促進等の業務、日本科学技術情報センターにおいては科学技術情報の流通の業務を実施してきており、我が国科学技術の振興に重要な役割を果たしてきたところであるが、両法人の業務は、研究者及び技術者が研究開発を効果的・効率的に進め、画期的な成果を上げることができるような環境を整備するという共通した目的を有する。この点に着目し、所要の合理化を図りつつ、両法人を統合して『科学技術振興事業団』……を設立し、『科学技術振興のための基盤整備の総合的推進と独創的、先端的研究開発の推進』を任務とする、科学技術基本法に定められた諸施策の重要な担い手に脱皮させることとする。」²⁹⁸と説明されている。

²⁹⁷ 柴田（1993）20-21頁。

²⁹⁸ 野家（1996）36-37頁。

科学技術振興事業団法（制定時）の条文のうち、本稿の目的と関係するものは、次のとおりである。

○科学技術振興事業団法（制定時）※下線は引用者

（目的）

第一条 科学技術振興事業団は、我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務、研究交流の促進に関する業務等を行うことにより科学技術の振興のための基盤の整備を図るとともに、新技術の創製に資すると認められる基礎的研究及び新技術の開発を行い、並びにこれらの成果を普及し、もって科学技術の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する情報をいう。

2 この法律において「研究交流」とは、科学技術に関する試験研究に係る交流のことをいう。

3 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術に関する試験研究の成果であって、企業化されていないものをいう。

4 この法律において「創製」とは、科学技術に関する試験研究を行うことにより、その成果としての新技術を生み出すことをいう。

5 この法律において「開発」とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業の規模において実施することにより、これを企業とし得るようにすることをいう。

（業務の範囲）

第三十条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 内外の科学技術情報を収集し、分類し、整理し、保管し、又は提供するほか、これらの業務を妨げない範囲内において、事業団が保管する科学技術情報を閲覧させること。

二 研究交流に関し、次に掲げる業務（科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。）を行うこと。

イ 外国の研究者の受入れに係る支援、国内及び国外の試験研究機関への研究者の派遣、研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務

ロ 科学技術に関する試験研究を行う者が科学技術に関する試験研究を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあつせんする業務

三 科学技術に関する試験研究を行う者に対し、試験研究を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供する業務（科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。）を行うこと。

四 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。

五 新技術の創製に資することとなる初期的段階の技術に関する知見を探索することを内容とする基礎的研究を行い、その成果を普及すること。

六 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施し、その成果を普及するほか、新技術の開発について企業等にあつせんすること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けな

ればならない。

第1条のうち、「我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務、研究交流の促進に関する業務等を行うことにより科学技術の振興のための基盤の整備を図る」については、「『科学技術の振興のための基盤』とは、『科学技術に関する試験研究及び成果の実用化に係る活動を円滑、効果的かつ効率的に進めていくために必要な諸条件』をいう。一般的にいえば、このような諸条件としては次のものが挙げられる。①人的側面・試験研究等にかかわる人材（研究者・技術者・支援者）の養成確保 ②資金的側面・試験研究等に必要資金の確保 ③物的側面・研究用の施設・機器・設備・資材及び関連する技術的役務の提供 ④情動的側面・情報の流通、知識の交換（研究交流、技術移転等） ⑤組織的側面・試験研究等を行う組織体制の整備、研究マネジメント ⑥科学技術に関する国民の関心と理解・試験研究等に直接かかわるものではないが、将来科学技術を志す若者を育てる上で重要であり、また社会的な支持が得られることが科学技術の振興にとって不可欠であることにかんがみ、国民の理解と関心も科学技術振興基盤の重要な一要素である。事業団は、科学技術創造立国の推進を、このようなハード、ソフト両面において底辺から支え、我が国の科学技術活動を取り巻く様々な環境を整備し、産学官全体のけんきゅう開発能力の向上に貢献する、いわば『縁の下の力持ち』としての役割を積極的に果たすことを第一の目的とし、このために、両法人から引き継ぐ科学技術情報の流通に関する業務、研究交流の促進に関する業務に加え、新たに研究支援業務（試験研究に対する人的・技術的援助、設備・資材の提供）、国民理解増進業務を実施する。」²⁹⁹と説明されている。

第1条のうち、「新技術の創製に資すると認められる基礎的研究及び新技術の開発を行い、並びにこれらの成果を普及し」については、「産学官の研究者を結集して、技術シーズ探索等各種の基礎研究を推進するとともに、広く大学、国公立試験研究等及び事業団自らが実施する基礎研究から生み出される技術シーズを積極的に発掘し、多様な応用分野への展開を図り、技術シーズを円滑かつ効果的に企業化に結びつけることを第二の目的とする。」³⁰⁰と説明されている。

第2条の各定義については、従前の日本科学技術情報センター法及び新技術事業団法のことを踏襲している。

第30条第1項の業務のうち、同項第1号、第2号、第5号及び第6号については、日本科学技

²⁹⁹ 野家（1996）37-38頁。

³⁰⁰ 野家（1996）38頁。

術情報センター及び新技術事業団から引き継ぐ業務である。同項第3号及び第4号については、科学技術振興事業団として新たに行う業務である。

第30条第1項第1号（科学技術情報流通業務）については、「①文献情報提供業務 内外の科学技術に関するジャーナル、学協会誌等に掲載される論文、予稿集、政府が発表する成果報告書等を収集・整理し、抄録等を作成してオンライン情報検索システムを通じて利用者に提供する。②研究情報基盤高度化事業 i 高機能データベース開発 高分子、合金、無機、錯体等の物質に関するデータ、DNA 塩基配列データ、蛋白質等遺伝子関連物質に関するデータ等に関し、データ補完等高度な機能を有するデータベースの開発を行う。ii 研究情報ネットワークの構築 全国の国立試験研究機関等を結び、数値、グラフ、画像等多様な形態の情報を高速で伝達しうる情報ネットワークを整備する。③研究交流情報提供事業 政府研究機関の概要に関する資料、政府研究機関の研究者に関する資料等の収集、整理、提供を行い、研究交流の促進を図る。」³⁰¹と説明されている。

第30条第1項第2号（研究交流促進業務）については、「①STA フェローシップ 国立試験研究機関等において研究活動を行う外国の若手研究者を招聘する。②若手研究者長期在外研究制度 国立試験研究機関等で将来従事することを希望する優秀な若手研究者を海外の優れた大学又は研究機関に派遣し、長期間研究に専念させる。③科学技術特別研究員制度 ポスト・ドクトラル等創造性豊かな若手研究者を国立試験研究機関等に三年を限度として派遣する。④異分野研究者交流促進事業 フォーラム、ワークショップ等を開催し、国内及び海外の異なる研究組織、研究分野から広く研究者を集め、新たな研究領域、コンセプト、研究課題等を創出する。⑤外国人研究者宿泊施設の運営 ⑥共同研究等促進事業 研究開発動向等に精通している専門家により収集・整理された共同研究に関する情報を基に研究会を開催し、機関間の新たな共同研究の提案、フィージビリティスタディを行うとともに、共同研究を行う研究機関に対し研究者を派遣して共同研究を支援する。」³⁰²と説明されている。

第30条第1項第5号（基礎的研究推進業務）については、「①戦略的基礎研究推進事業 投資的経費である特殊法人への出資金を活用することにより我が国の基礎研究の抜本的強化を図る。具体的には、国が基礎研究の戦略目標を定め、これを受けて事業団が具体的な研究領域を設定し、これらの研究領域の下で研究テーマを公募し、事業団と国立試験研究機関、大学等との五年を限度とする共同研究又は委託研究の形を取って、研究資金や研究者を提供する。②創造科学技術

³⁰¹ 野家（1996）39頁。

³⁰² 野家（1996）39-40頁。

推進事業 産・学・間及び海外の優れた研究者を、総括責任者の下に一定期間組織の壁を超えて結集し、人中心の研究システムにより基礎研究を推進するもので、研究者の創造性を十分発揮しつつ、科学技術のシーズを創出することを目的とする。③国際共同研究 外国の研究機関と基礎研究分野で共同研究を行う。④先端的研究成果展開事業 創造科学技術推進事業や国立試験研究機関、大学等における研究成果の中から独創的かつ広い応用分野への展開可能なものについて、新たな技術の育成を図るため、異業種企業等や研究者の参加する試験推進グループを形成して展開試験を行い、多様な技術分野への展開とその応用の可能性を探る。」³⁰³と説明されている。

第30条第1項第6号（新技術開発業務）については、「①委託委開発事業 国立試験研究機関、大学等の研究成果であって開発に伴うリスクが大きく企業化困難な新技術について企業に開発を委託し、開発が成功した場合には開発費の返済を求めるが、開発不成功の場合には返済を求めない。②開発あっせん事業 開発に伴うリスクがそれほど大きくないが企業化の機会に恵まれなかった新技術について企業に開発をあっせんする。」³⁰⁴と説明されている。

第30条第1項第3号（研究支援業務）については、「我が国においては、研究者が研究以外の活動に忙殺されており、効果的・効率的な研究を行う環境が整備されているのはほど遠い状況にある。例えば、電子顕微鏡による分析において試料の精密な調製を行ったり、細胞の培養や系統管理を行ったり、分析機器等の試作・較正を行ういわゆる研究支援者は、研究開発を効率的・効果的に推進し、研究者を研究に専念させ、研究者の優れた着想を成果に結実させるために必要な時間を短縮する等のために重要な役割を果たすものであるが、欧州では研究者一人当たり約一人の研究支援者がいるのに対して、我が国においては大学で約〇・一人、国立試験研究機関でも約〇・二人と低い水準にとどまっている。このため、事業団において新たに『研究者等に対する人的・技術的援助、資材・設備の提供といったいわゆる研究支援サービス』を行い、研究者が自らの研究に専心でき、独創的な研究成果を生み出せる環境の整備を図ることとする。平成八年度においては、次の二つの事業が予定されている。①重点研究支援協力員制度 基礎研究を担う国立試験研究機関に対し、高度な知識・技術を有する技術者のチーム（一チーム約五人）を派遣し、試作・加工・分析・試験・評価等の技術的作業に従事させ、当該機関が重点を置く創造的・基礎的研究の効率的・効果的実施に資する。②研究情報データベース化支援事業 研究機関等の試験研究過程で得られたデータ（ファクトデータ）は国全体の観点からも重要なものであるが、こ

³⁰³ 野家（1996）40-41頁。

³⁰⁴ 野家（1996）41頁。

れらは放置すれば散逸してしまう。しかし、研究者にはこのようなデータを自ら整理し保存するインセンティブやマンパワーに乏しい。このため、事業団のデータベース選定委員会が選定した国立試験研究機関等にデータベース・エンジニア及びデータ入力者を派遣するとともにデータベース作成用の資機材を提供して、試験研究の成果であるデータのデータベース化を支援する。」³⁰⁵と説明されている。

第30条第1項第4号（科学技術国民理解増進業務）については、「国民の科学技術に対する関心と理解の増進は、将来の人材育成のために重要であり、また、科学技術の振興にも不可欠の基盤である。しかし近年、若者の科学技術に対する関心が低下するなど若者の科学技術離れが各方面で憂慮されるに至っており、科学技術が身近に感じられるような社会環境の構築に向け積極的に対応し、国民の科学技術に対する関心と理解を深めていく必要がある。このため、事業団において新たに科学技術国民理解増進業務を担わせ、青少年が科学技術に親しむとともに科学技術的なものの見方・考え方を身につける機会を提供するための事業を強力に推進することとしている。平成八年度に予定されているのは次の三つの事業である。①バーチャル科学館（仮想科学館）開発事業 ネットワークを介して、地域、家庭等にいながらにして最新の科学技術の知識に触れることを可能とする『バーチャル科学館』を構築する。②科学館充実強化事業 科学館職員から研究テーマを募集し、展示物の試作からその影響までの展示手法調査を行う。また、全国の科学館の間のパソコン通信ネットワーク整備を図り各科学館での展示計画、所有展示物等の情報提供を行う。③出前レクチャー 国立試験研究機関等の研究者、技術者を小中高の教育現場に派遣し、講義や実験などを行わせ、子供たちと研究者が直接触れ合う機会を提供する。」³⁰⁶と説明されている。

第4節 特殊法人等改革－科学技術振興機構として独立行政法人化－

平成15年には、前述の特殊法人等改革の一環として、独立行政法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）により、科学技術振興事業団は新たに独立行政法人科学技術振興機構として発足した。

平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画は、科学技術振興事業団の事業

³⁰⁵ 野家（1996）41-43頁。

³⁰⁶ 野家（1996）43頁。

に関し講ずべき措置について、次のとおり規定している³⁰⁷。

【基礎的研究事業（創造科学技術推進事業等）】

①研究者支援業務・交流業務

○効率的な業務実施の観点から、科学技術特別研究員制度等の研究支援業務・交流業務について、日本学術振興会で実施している同種の業務と統合する。

②基礎的研究・新技術開発業務

○競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複や特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。

○競争的資金供給業務について、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。

○国の目標を明確に設定するとともに、研究成果を厳格に評価し、成果や評価を国民にわかりやすい形で公表する。

○研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。

○これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

【科学技術理解増進業務（日本科学未来館）】

○効率的な業務実施の観点から、日本科学未来館の運営について、国立科学博物館が行う業務と緊密な連携を図るとともに、民間委託を拡大するなど業務の効率化を図り、国費投入を縮減する。

【科学技術情報流通業務（科学技術情報のデータベース化、提供）】

○データの充実強化を図るべく、国立情報学研究所の情報提供業務との連携を強化し、同種の業務は統合する。

○効率的な業務実施の観点から、文献情報提供業務について、全面的な民間委託化を目指して民間委託を大幅に拡大するなど業務の効率化を図るとともに、国庫補助を縮減する。

また、組織形態に関し講ずべき措置については、「独立行政法人とする。」³⁰⁸と規定されている。

これを受け、特殊法人等改革関連 46 法の一つとして、平成 14 年には、独立行政法人科学技術振興機構法が制定された。

³⁰⁷ <https://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/tokusyu/gourika/jigyous.html>（2024 年 9 月 29 日最終確認）

³⁰⁸ <https://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/tokusyu/gourika/jigyous.html>（2024 年 9 月 29 日最終確認）

科学技術振興事業団の独立行政法人化については、「科学技術振興事業団の独立行政法人化につきましては、特殊法人等整理合理化計画を受けまして、事業団が行っている業務のうち、日本学術振興会が実施をする同種業務との統合や、あるいは競争的資金供給業務の運用改善、評価体制の構築、また分かりやすい成果の公表を行うこととするなど、全般的な業務の見直しを行っているところでもございます。一方、この科学技術振興機構につきましては、一つには、国が定める戦略目標に基づくトップダウン方式による公募型の基礎研究、二つには、大学等の研究現場で生まれる研究成果を企業等に技術移転をして実用化を図る技術移転事業、三つ目には、青少年を始めとする国民に対する科学技術の理解増進、こうした三点を中心といたしまして、科学技術振興のための業務を総合的に行うことを目的といたしております。言わば、第二期科学技術振興計画で定められている重要事項の実施を担う中枢的機関として位置付けられております。今後とも、事業や業務運営の評価を適切に行いつつ、必要な業務につきましては強化を図り、科学技術創造立国の実現を目指してまいりますと、こうしているところでございます。」³⁰⁹と説明されている。

独立行政法人科学技術振興機構法（制定時）の条文のうち、本稿の目的と関係するものは、次のとおりである。

○独立行政法人科学技術振興機構法（制定時）※下線は引用者
（定義）

第二条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術（人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第十八条において同じ。）に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）の成果であって、企業化されていないものをいう。

2 この法律において「基盤的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいう。

- 一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する共通的な研究開発
- 二 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する研究開発であって、多数部門の協力を要する総合的なもの

3 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業の規模において実施することにより、これを企業化することができるようにすることをいう。

4 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報をいう。

（機構の目的）

第四条 独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

（業務の範囲）

³⁰⁹ 第155回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（平成14年12月5日）4頁〔大野松茂文部科学大臣政務官発言〕。

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。
- 二 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 四 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。
- 五 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。
- 六 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行うこと。
 - イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務
 - ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあっせんする業務
- 七 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。
- 八 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第2条第1項において、「新技術」の定義として、「国民経済上重要な科学技術（人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第十八条において同じ。）に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）の成果であって、企業化されていないもの」とされている。この点、新技術開発事業団法から科学技術振興事業団法に至るまで一貫して使用されていた「試験研究」の語に変わって新たに「研究開発」の語が用いられている。

平成7年に成立した科学技術基本法（制定時）において、科学技術基本計画に定める事項として第一に「研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）の推進に関する総合的な方針」（第9条第2項第1号）が規定されており、また、「国は、広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進に必要な施策を講ずるとともに、国として特に振興を図るべき重要な科学技術の分野に関する研究開発の一層の推進を図るため、その企画、実施等に必要な施策を講ずるものとする」（第10条）等の研究開発が施策の中心に位置付けられている。平成11年の文部科学省設置法（制定時）においても所掌事務として「科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に関する計画の作成及び推進に関すること。」（第4条第43号）等の研究開発に関する規定が置かれている。一方で、「試験研究」について（「試験研究機関」という名詞を除いて）科学技術基本法では言及する規定はなく、文部科学省設置法においても、「理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究に関すること。」（同条第60号）、「原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他これに類する経費の配分計画に関すること。」（同条第67号）、「試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉（発電の用に供するものを除く。）並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に

関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。」（同条第70号）等の規定において言及されるにとどまっている。これらのことから、科学技術政策の重点が「研究開発」に位置付けられることになったことに伴って、「新技術」の定義においても「試験研究」から「研究開発」へと文言が変更されたものと考えられる。

第5節 平成26年改正－革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）－

平成26年には、平成25年度補正予算、独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（平成26年法律第1号）により、平成31年3月31日までの時限的な措置として、革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）のための基金が創設された。同法（案）の趣旨説明によると「平成二十五年十二月五日に閣議決定した好循環実現のための経済対策では、その具体的施策として、科学技術イノベーション、技術開発の推進の観点から、ハイリスク・ハイインパクトな革新的研究開発を強力に推進することとしております。この法律案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、独立行政法人科学技術振興機構に、革新的な新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等の業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講じるものであります。」³¹⁰と説明されている。関連して、「今回の補正予算は好循環実現のための経済対策に即したものでありまして、この対策では、一つは、御指摘のように短期で需要が発現されるということがありますが、それだけでなく、同時に、力強い成長軌道に早期に復帰できるように、経済の成長力底上げや持続的な経済成長の実現に資する、イノベーションの誘発効果が高い施策に取り組むということで補正予算の中に入れたものでございます。この革新的研究開発推進プログラムは、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的な科学技術イノベーションの創出を目指すものでありまして、経済の成長力底上げにつながる施策であります。また、研究開発を開始することにより、研究者や技術者の雇用や、資材の購入などによる経済波及効果も期待できるところであります。少しでも早く世界に先駆けた研究開発に取り組む、そして成果を、効果を実現する。この早期のイノベーション創出を目指すために補正予算として計上したところでありまして、総合科学技術会議と連携して、早期に取り組んでまいりたいと思います。」³¹¹と説明されている。

同法による改正後の独立行政法人科学技術振興機構法のうち、関係する条文は、次のとおりで

³¹⁰ 第186回国会衆議院文部科学委員会議録第1号（平成26年2月4日）2頁〔下村博文文部科学大臣発言〕。

³¹¹ 第186回国会衆議院文部科学委員会議録第1号（平成26年2月4日）6頁〔下村博文文部科学大臣発言〕。

ある。

○独立行政法人科学技術振興機構法（平成26年法律第1号による改正後）

附 則

（基金）

第五条の二 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、平成三十一年三月三十一日までの間に限り、第十八条第一号に掲げる業務のうち革新的な新技術の創出に係るもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けるものとする。

2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 機構は、基金を廃止する場合において、基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（業務方法書）

第五条の三 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書（前条第一項に規定する業務（基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「革新的新技術研究開発業務」という。）に係る部分に限る。次項において同じ。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

（中期目標及び中期計画）

第五条の四 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

（区分経理）

第五条の五 機構は、革新的新技術研究開発業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

（国会への報告等）

第五条の六 機構は、毎事業年度、革新的新技術研究開発業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

（過料）

第五条の七 附則第五条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第6節 平成26年改正－ベンチャーに対する出資等の業務の追加－

また、平成26年には、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律により、科学技術振興機構が有する研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができることとなった。

同法による改正後の研究開発力強化法のうち、関係する条文は、次のとおりである。

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成25年法律第99号による改正後）※下線は引用者

（定義）

第二条 この法律において「研究開発」とは、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。第十五条の二第一項を除き、以下同じ。）に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発をいう。

2 この法律において「研究開発等」とは、研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化をいう。

3・4 〔略〕

5 この法律において「イノベーションの創出」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。

6・7 〔略〕

8 この法律において「研究開発法人」とは、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人（以下単に「独立行政法人」という。）であって、研究開発等、研究開発であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表第一に掲げるものをいう。

9～11 〔略〕

（研究開発法人による出資等の業務）

第四十三条の二 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第二に掲げるものは、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法の定めるところにより、当該研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

別表第一（第二条関係）

一～七 〔略〕

八 独立行政法人科学技術振興機構

九～三十八 〔略〕

別表第二（第四十三条の二関係）

一 独立行政法人科学技術振興機構

- 二 独立行政法人産業技術総合研究所
- 三 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

同法第 43 条の 2 については、「研究開発法人は、国家戦略としてイノベーション創出に取り組む機関であるが、とりわけ、その機能強化が必要であり、その一つとして研究開発法人が有する研究開発成果の実用化の促進が挙げられる。従来は、既存企業への特許のライセンス等により研究開発成果の実用化を進めてきたが、これを更に進めていくために、既存企業への技術導出に加えて、研究成果を基にしたベンチャーの創出を促進し、当該ベンチャーが行う事業を通じて研究開発の成果を実用化・社会還元する道を広げていくことが重要である。このため、本条では、研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を有するものは、当該研究開発法人の研究成果を事業活動において活用しようとする者に対して出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる旨について定めたものである。本条に基づく出資等の対象としては、研究開発法人の研究成果を事業活動において活用しようとするベンチャーを想定しており、その中でも特に創業段階から創業初期の段階にある者が想定される。また、出資の中身としては、金銭のほか知的財産や研究機器・設備といった研究開発法人が有する財産の現物出資が想定される。また、出資等の業務が行うことができる者として、別表第二に掲げる研究開発法人（科学技術振興機構、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構）については、その成果の実用化によるイノベーション創出が見込まれる優れた研究開発の成果を有しており、かつ、ベンチャーの創出促進を行う具体的な計画を持つ法人として絞り込みを行ったものである。なお、改正法附則第六条から第八条において、上記 3 法人の個別法を改正し、それぞれの業務に、出資等の業務を追加している。」³¹²と説明されている。

同法による改正後の独立行政法人科学技術振興機構法のうち、関連する条文は、次のとおりである。

○独立行政法人科学技術振興機構法（平成 25 年法律第 99 号による改正後）※下線は引用者（業務の範囲）

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。
- 二 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 四 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。
- 五 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。

³¹² 塩谷（2015）209 頁。

- 六 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行うこと。
- イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務
 - ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあつせんする業務
- 七 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。
- 八 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
- 九 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十三条の二の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

同法第 18 条第 9 号の追加については、前述の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律「第四十三条の二の規定に基づき、別表第二に掲げる研究開発法人が、当該研究開発法人の研究成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うため、各研究開発法人の個別法を改正するものである。別表第二に掲げる研究開発法人のうち、科学技術振興機構については金銭を含む出資等が可能である」³¹³と説明されている。

第 7 節 独立行政法人制度の見直し－国立研究開発法人－

平成 26 年には、独立行政法人の事務及び事業の特性に応じた法人分類を設け、各分類に即した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設けることを内容とする、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）及び同法の施行に伴う関係法律の規定を整備することを内容とする、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 67 号）が成立し³¹⁴、後者の法律により、独立行政法人科学技術振興機構は国立研究開発法人となった。国立研究開発法人とは、独立行政法人通則法において、「公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研

³¹³ 塩谷（2015）238 頁。

³¹⁴ 両法律の経緯・背景、内容については、林（2015）4-29 頁。

究開発」という。)に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるもの」(第2条第3項)と定義され、従来の非公務員型の独立行政法人のうち、研究開発を主たる業務とする法人が分類されるとされ、今後の研究開発成果の最大化が期待されるとされる³¹⁵。

同法による改正後の独立行政法人科学技術振興機構法のうち、関係する条文は、次のとおりである。

○国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成26年法律第67号による改正後) ※下線は引用者

国立研究開発法人科学技術振興機構法

(機構の目的)

第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

(国立研究開発法人)

第四条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第8節 平成31年改正－基金の造成、株式の取得・保有、出資機能の拡大－

平成31年には、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律により、国立研究開発法人科学技術振興機構法に、基金の造成を可能とする規定、株式等の取得等を可能とする規定及び出資機能の拡大を前提とする規定が追加された。

まず、前提として、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(改正により題名が「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に変更となった。)のうち、関係

³¹⁵ 林(2015)19頁。

する条文は、次のとおりである。

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成30年法律第94号による改正後）
（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附随する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

- 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの
- 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。

3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第二十七条の三 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

（成果活用事業者への支援）

第三十四条の四 国は、研究開発法人又は大学等の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下「成果活用事業者」という。）による当該研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又はその行う事業の成長発展を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人及び大学等は、その研究開発の成果の普及及び活用の促進を図るために適当と認めるときは、当該研究開発法人又は当該大学等の研究開発の成果に係る成果活用事業者が円滑に新たな事業を創出し、又はその行う事業の成長発展を図ることができるよう、当該研究開発法人及び大学等の有する知的財産権の移転、設定又は許諾、技術的な指導又は助言、その保有する施設又は設備の貸付けその他の研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 研究開発法人及び国立大学法人等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次条において同じ。）は、前項に規定する支援を行うに当たっては、成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認める場合には、その支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めること等の措置をとることができる。

（研究開発法人及び国立大学法人等による株式又は新株予約権の取得及び保有）

第三十四条の五 研究開発法人及び国立大学法人等は、成果活用事業者に対し前条第三項の措置

をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

- 2 研究開発法人及び国立大学法人等は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができる。

（研究開発法人による出資等の業務）

第三十四条の六 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一 その研究開発法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者

二 前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、その研究開発法人における研究開発等の進展に資するもの（以下この号において「資金供給等事業」という。）を行う者（資金供給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。）

三 その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転、当該研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあつせんその他の活動により当該研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

- 2 前項に規定する研究開発法人は、同項第二号又は第三号の者に対する出資を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

- 3 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

別表第二（第二十七条の二関係）

- 一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 二 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 三 独立行政法人日本学術振興会
- 四 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 五 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

別表第三（第三十四条の六関係）

- 一～三 〔略〕
- 四 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 五～二十二 〔略〕

第27条の2（基金の設置等）については、改正の背景として「従来、基金の造成は、国会における予算の議決は各会計年度ごとに行うべしという予算単年度主義（日本国憲法八六条、財政法（昭和二二年法律第三四号）一一條）の特例となるため抑制的であるべきという観点から、ImPACT……やFIRST……等の研究開発に係る基金については、全て個別の法改正が必要とされてきた。しかし、研究活動においては、未知なる世界を切り拓くという性格上、当初予定した年度ごとの研究計画が変更を迫られることも多く、研究の進展に合わせて柔軟に研究費を使用できることが重要であり、特に、科学技術・イノベーションの創出の更なる活性化を図る観点からは、

①研究費の更なる使い勝手の改善、②イノベーション環境の変化に対応した新たな研究開発の迅速な立ち上げ、③国の中長期的な研究開発支援に対する財政的支援の明確化による研究活動の安定化や民間投資の促進が求められる。そこで、今回の改正においては、基金に関する規定を設け、予算審議を通じて国会の了解が得られれば、改めて法改正を行わずとも基金を造成できるようにすることが目指された³¹⁶と説明され、また、改正の内容として「公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人である①国立研究開発法人日本医療研究開発機構、②国立研究開発法人科学技術振興機構、③独立行政法人日本学術振興会、④国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、⑤国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の五つの研究開発法人（以下「資金配分機関」という。新別表第二）は、個別法（独立行政法人通則法（平成十一年法律第一〇三号）一条一項に規定する個別法をいう。以下同じ。）の定めるところにより、①将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で重要なもの ②複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものの要件を満たす業務及びこれに附帯する業務（以下「特定公募型研究開発業務」という）に要する費用に充てるための基金を設けることができることとした（二七条の二第一項）。この規定により基金を造成することができる研究開発法人は、一定規模以上の公募型研究開発を行っている資金配分機関に限られ、基金の造成の目的も特定公募型研究開発の実施に限られている。特定公募型研究開発には、先述の①、②の要件が設けられているが、①はImPACTやFIRSTといった既存の研究開発に係る基金の要件を、②は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三〇年政令第二五五号）四条二項の括弧書きを参考にしたものであることから、基金事業の一般原則を示すにとどまり、新たに厳しい要件を追加するものではない。基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとともに（二七条の二第二項）、基金の運用について余裕金の運用方法を制限する独立行政法人通則法の関係規定（四七条及び六七条）を準用することとした（二七条の二第三項）。なお、基金を設置することができる資金配分機関のうち日本医療研究開発機構、日本学術振興会、新エネルギー・産業技術総合開発機構の三法人は基金に係る業務について個別法において補助金適正化法の規定を準用しているが、科学技術振興機構及び農業・食品産業技術総合研究機構については、補助金適正化法の規定を準用していない。これら二法人については、基金による公募型研究開発を補助金事業ではなく委託事業により実施することとしており、委託事業の実施に当たっては、委託契約にお

³¹⁶ 佐藤・秋丸（2019）13-14頁。

いて、不適切な事態が発生した際の費用の返還等を定めていることから、補助金適正化法の規定の準用は不要と判断された。」³¹⁷と説明されている。

第 27 条の 3（国会への報告等）については、第 27 条の 2「により、資金配分機関は特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるために基金を設けることができることとされたが、当該基金に係る業務の透明性を確保するため、資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならないこととする」とともに（二七条の三第一項）、主務大臣は当該報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないこととした（同二項）。」³¹⁸と説明されている。

第 34 条の 5（研究開発法人及び国立大学法人等による株式等の取得等）については、改正の内容として「創出期にあるベンチャーにおいては、現金で対価を支払うことが難しい場合も少なくないことから、三四条の四第三項で、研究開発法人及び国立大学法人等が成果活用事業者³¹⁹に対し支援を行う場合に、成果活用事業者の資力等を勘案し、特に必要と認める場合には、その支援を無償とし、又は時価よりも低い価格で提供できることとしたが、その場合には、研究開発法人又は国立大学法人等が当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権（以下「株式等」という）取得することができることとする」とともに（三四条の五第一項）、研究開発法人及び大学等が取得した株式等を保有することができることとした（同二項）。」と説明され、改正前のルール及び改正の意義として「株式等の取得については、研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人でルールが異なっている。研究開発法人については、独立行政法人制度上、支援に伴う株式等の取得は出資行為の性格を有するとされる。国民のニーズとは無関係に独立行政法人の業務が自己増殖的に膨張することを防止するため、個別法令に定めを置く場合のみ独立行政法人の出資が可能とされる。したがって、今回の研究開発強化法の改正及び個別法の改正により初めて株式等の取得が可能となる。一方、国立大学法人については、文部科学省の通知において、ライセンス、施設の使用、技術的支援等の対価を現金により支払うことが困難な大学発ベンチャーから現金の代わりに株式等を取引することが可能であること、さらには①長期保有が寄附目的の場合、②対価に見合う株価でないと法人が判断した場合、③売却により株価の急落を招くおそれがある場合などには株式を暫定的に一定期間保有することが可能であることが示されている。そのため、国立大学法人については、今回の改正により長期保有を可能とする意義がある。公立大学法人に

³¹⁷ 佐藤・秋丸（2019）14-15 頁。

³¹⁸ 佐藤・秋丸（2019）15 頁。

³¹⁹ 研究開発法人又は大学等の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者をいう。佐藤・秋丸（2019）18 頁。

については、地方独立行政法人法(平成一五年法律第一一八号)の解釈が必ずしも明らかではなく、通知等も出されていないところ、今回の改正によって株式等の取得及び保有が可能であることが明確化された。」³²⁰と説明されている。

第34条の6(研究開発法人による出資等の業務)については、改正前の状況として「研究開発の成果の社会実装を効果的に進めるためには、研究開発法人発ベンチャーの創出・育成を進めることが重要であり、旧法でも平成二五年の改正で設けられた旧四三条の二の規定に基づき研究開発法人から研究開発法人発ベンチャーへの出資が行われてきた。ただし、旧法下における出資は、出資が可能な研究開発法人数及びその出資対象が非常に限定されたものであり、科学技術振興機構、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構のみが、成果活用事業者に対し、出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができることとされていた。三法人のうち科学技術振興機構は、出資型新事業創出支援プログラム(SUCCESS)を開始しており、改正案が検討されていた平成二九年度末時点で合計二〇社、約一六億円の出資実績があった。」³²¹と説明され、また、改正の内容として「研究開発法人発ベンチャーの創出・育成を一層促進するために、今回の改正では出資可能法人を三法人(旧法別表第二)から二二法人(別表第三)に拡大するとともに、前述の①成果活用事業者に加え、②研究開発法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等(三四条の六第二号)と③技術移転機能等を有する成果活用等支援法人(同三号)に対しても出資を行えることとした。出資可能法人の範囲の拡大については、国費による予算措置を必ずしも前提としていないことから、ベンチャーの創出・育成に関する所管省庁の政策的必要性に加え、イノベーション創出に貢献する研究開発の成果や出資に充てる財源といった観点から検討が行われた。それぞれの出資可能法人に関し、①～③のどの類型に対して出資できるか、また、出資の形態に限定をかけるか(現物出資に限定するか)について、本条では「個別法の定めるところにより」とし、それを受けて出資可能法人それぞれの個別法において「出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるもの」と規定している。そして、科学技術・イノベーションの活性化に関する法律施行令(平成二〇年政令第三一四号)七条の二において、それら個別法からの委任を一括して受ける形で規定している。なお、今回の改正により新たに出資の対象となる②のベンチャーキャピタル等及び③の成果活用等支援法人への出資に関しては、政府内での調整の結果、独立行政法人や国立大学法人の出資に関する他の制度との均衡も考慮し、出資可能法人は、②及び③の者に対して出資を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならないこととしており(三四条の六第二項)、主務大臣は、当該認可をしようとするときは、あ

³²⁰ 佐藤・秋丸(2019)19頁。

³²¹ 佐藤・秋丸(2019)20頁。

らかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととしている（同三項）。」³²²と説明されている。

次に、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の、国立研究開発法人科学技術振興機構法のうち、関係する条文は、次のとおりである。

○国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 30 年法律第 94 号による改正後）※下線は引用者

（業務の範囲）

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。
- 二 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 四 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。
- 五 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。
- 六 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行うこと。
 - イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務
 - ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあっせんする業務
- 七 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。
- 八 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
- 九 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
- 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（株式等の取得及び保有）

第十八条の二 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

（基金の設置等）

第十八条の三 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十八条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

³²² 佐藤・秋丸（2019）20-21 頁。

二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び次条第二項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

- 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。
（区分経理）

第十九条 機構は、文献情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「文献情報提供勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

- 2 機構は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

附 則

（革新的新技術研究開発基金）

第五条の二 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、平成三十一年三月三十一日までの間に限り、第十八条第一号に掲げる業務のうち革新的な新技術の創出に係るもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下「革新的新技術研究開発基金」という。）を設けるものとする。

- 2 革新的新技術研究開発基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、革新的新技術研究開発基金に充てるものとする。
- 3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、革新的新技術研究開発基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 4 機構は、革新的新技術研究開発基金を廃止する場合において、革新的新技術研究開発基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第9節 令和3年改正－大学ファンドの創設－

令和3年には、国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（令和3年法律第2号）により、大学ファンド創設され、大学に対する助成の業務やそのための資金及び国立大学からの寄託金を運用する業務が国立研究開発法人科学技術振興機構法に追加された³²³。

改正の背景としては「近年、米中を始めとして世界的な技術覇権争いは激しさを増しており、新型コロナウイルス感染症の影響により経済が低迷する中であっても、世界各国は、科学技術・イノベーションへの投資の強化を計画しています。一方で英米や中国の大学は、豊富な資金を背景に国際競争力を高めているのに対し、我が国の大学は大学ランキングや研究論文数等の面でも長く停滞が続いています。この一つの要因として、財政基盤の問題があります。我が国の大学は、

³²³ 文部科学省（2022）672頁。

これまで政府から交付される基盤的経費、競争的研究資金及び授業料を主な財政基盤としてきましたが、既に教育費負担が課題となっている中で授業料の引き上げには限度があり、また、経済発展の著しい中国のように政府からの資金提供が急速に伸びることの期待はできない中で、従来の財政基盤のみでは世界的な研究拠点を形成するだけの資金の確保は困難な状況です。これに対し、欧米のトップ大学は、経営体としての体制を整備するとともに、寄附と産学連携（特許収入やベンチャー投資を含む）が一体となり、巨額の基金を保持しており、その運用益によって経営基盤を強化しつつ、研究開発支出を安定的に増強し、優れた研究開発や人材育成を行っています。このため、我が国も世界に伍する規模のファンドを創設し、その運用益を活用することなどにより、世界レベルの研究基盤を構築するための仕組みを実現することが、経済財政運営と改革の基本方針二〇二〇において盛り込まれることとなりました³²⁴と説明されている。

大学ファンドの運営主体を国立研究開発法人科学技術振興機構とすることについては「これまで国立大学については、国立大学法人法の一部を改正する法律（平成二八年法律第三八号）により国立大学法人法（平成一五年法律第一一二号）第三四条の三が追加され、文部科学大臣の認定を要件として、寄附金等の運用の対象となる金融商品の範囲を拡大、指定国立大学法人については文部科学大臣の認定なしに同様の運用を可能（同法三四条の七）とするなどの改正が進められてきました。しかしながら、数兆円規模の運用規模を持つ海外トップ大学に比べ、東京大学においても資金運用規模は約一五〇億円という状況であり、その差は顕著です。このため、大学ファンドの創設に当たっては、個々の大学での確保が難しい高度金融専門人材を十分に確保して運用体制を構築すること、一括運用することで資金の規模を大きくしてスケールメリットを活かす（分散投資の徹底による安定性の増大、運用時の手数料の引下げ等）ことなどが求められ、これを実現するため、独立行政法人の事務として行う方向で検討が進められました。これに関し、JST³²⁵は、科学技術の振興を目的とした我が国を代表するファンディングエージェンシーであり、ベンチャー企業への出資あるいは償還を前提とした開発費の提供業務を従来から実施しており、大学ファンドを運営するに当たって必要となる金融等の専門知識を有する人材を既に一定程度擁していることなどから、JSTをその運用主体とすることとなりました。運用という新たな業務を実施するため、今回JSTに様々な新たな機能を実装することとしています。主なものとしては政府からの出資や財政融資資金のほか、国立大学法人からの業務上の余裕金の寄託、あるいは民間からの長期借り入れ・債券発行など様々な方法による資金調達を可能とすること、調達した寄進の運用方法として金融商品取引業者との投資一任契約を活用した信託等により行うこと、運用が安全

³²⁴ 澄川（2021）29-31頁。

³²⁵ 国立研究開発法人科学技術振興機構の略称。

かつ効率的に行われるようにするため、政府が基本的な指針を策定すること、JST に運用業務担当理事や運用・監視委員会を置くことなどです。これらの要素が今回の改正事項に盛り込まれています。」³²⁶と説明されている。

大学ファンド創設に係る予算措置については、「ファンドを創設するに当たっては、運用の元本として大きな資金が必要となります。このため文部科学省では令和三年度概算要求において大学ファンドの創設に必要な経費について事項要求を行いました。さらにその後、令和二年度第三次補正予算が組まれることとなり、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(令和二年一月八日閣議決定)において、『一〇兆円規模の大学ファンドを創設』することが明記されるとともに、令和二年度第三次補正予算において、JST に対する政府出資として五〇〇〇億円の予算が盛り込まれました。これに加え、令和三年度財政投融资計画において JST に対する四兆円の財政融資が盛り込まれ、合わせて四・五兆円の元本により大学ファンドを立ち上げることとなりました。また、令和二年度第三次補正予算案に関連経費が盛り込まれたことから、補正関連法案として国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案を第二〇四回国会に提出することとなりました。」³²⁷と説明されている。

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構法のうち、関係する条文は、次のとおりである。

<p>○国立研究開発法人科学技術振興機構法（令和 3 年法律第 2 号による改正後）※下線は引用者（機構の目的）</p> <p>第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二十三条第五号において同じ。）から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（役員）</p> <p>第十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。</p> <p>2 前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。</p> <p>3 機構に、役員として、第二十三条第五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「寄託金運用業務」という。）及び第二十七条第二項に規定する助成資金運用（以下「寄託金運用</p>
--

³²⁶ 澄川（2021）31-32 頁。

³²⁷ 澄川（2021）32-33 頁。

業務等」という。)を担当する理事(以下「運用業務担当理事」という。)一人を置く。

4 機構に、運用業務担当理事のほか、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限等)

第十一条 理事(運用業務担当理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 運用業務担当理事は、寄託金運用業務等について、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。

4 監事は、通則法第十九条第九項の規定に基づき理事長又は文部科学大臣に寄託金運用業務等に係る意見を提出したときは、遅滞なく、運用・監視委員会にその旨を報告しなければならない。

(運用業務担当理事の任命の特例)

第十二条 運用業務担当理事は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

2 理事長は、前項の規定により運用業務担当理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、通則法第二十条第五項の規定は、適用しない。

(理事の任期)

第十三条 理事の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十四条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの(次条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、非常勤の理事又は監事となることができる。

第十五条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業(これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。)を行う者(次号において「金融事業者」という。)であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 金融事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第十六条 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第百五十八号)第十五条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第百五十八号)第十四条及び第十五条」とする。

(理事長及び理事の禁止行為)

第十七条 理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、寄託金運用業務等に関する契約を機構に締結させること。

二 機構に、自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を取得させ、又は寄託金運用業務等に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十八条 機構の役員及び職員は、第二十三条第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる業務並びに同条第十二号に掲げる業務(同条第五号及び第六号に掲げる業務に附帯するものに限る。)に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十九条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(運用・監視委員会の設置及び権限)

第二十条 機構に、寄託金運用業務等の適正な運営を図るため、運用・監視委員会を置く。

2 第一号から第三号までに掲げるもののうち寄託金運用業務等に関する事項及び第四号に掲げるものについては、運用・監視委員会の議を経なければならない。

一 通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書

二 通則法第三十五条の五第一項に規定する中長期計画

三 通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画

四 第二十九条第一項に規定する基本方針

3 運用・監視委員会は、寄託金運用業務等の実施状況を監視する。

4 運用・監視委員会は、前二項に定めるもののほか、寄託金運用業務等に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運用・監視委員会の組織)

第二十一条 運用・監視委員会は、運用・監視委員五人以内をもって組織する。

(運用・監視委員)

第二十二条 運用・監視委員は、経済、金融、資産運用、経営管理その他の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命する。

2 運用・監視委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運用・監視委員は、再任されることができる。

4 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるものを除く。)のほか、第十五条第三号又は第四号に該当する者は、運用・監視委員となることができない。

5 第十八条及び第十九条並びに通則法第二十一条の四並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、運用・監視委員について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「文部科学大臣は、」と、同条第一項中「前条」とあるのは「国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十二条第四項」と読み替えるものとする。

(業務の範囲)

第二十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。
- 二 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 四 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。
- 五 国立大学法人から寄託された業務上の余裕金(第二十六条及び第四十二条第三号において「国立大学寄託金」という。)の運用を行うこと。
- 六 大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行うこと。
- 七 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。
- 八 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務(大学における研究に係るものを除く。)を行うこと。
 - イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務
 - ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと(営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。)についてあっせんする業務
- 九 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること(大学における研究に係るものを除く。)
- 十 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
- 十一 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
- 十二 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(基金の設置等)

第二十五条 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第二十三条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金(次項及び第三十一条第三項において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

(国立大学寄託金の運用)

第二十六条 国立大学寄託金の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。

- 一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する有価証券(有価証券に係る標準物(同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいう。第五号において「標準物」という。)を含む。)であって政令で定めるもの(株式を除く。)の売買(デリバティブ取引(同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第八号において同じ。))に該当するものについては、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)
- 二 預金又は貯金(文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。)
- 三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許

を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定する信託(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)との投資一任契約(同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。第二十九条第四項において同じ。))であって政令で定めるものを締結して行うものを除く。)にあっては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び次号から第八号までに掲げる方法

ロ コール資金の貸付け又は手形の割引

四 第一号の規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

五 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(標準物を含む。)の売買契約を成立させ、又は解除させることができる権利であって政令で定めるものをいう。)の取得又は付与(第一号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

六 先物外国為替(外国通貨をもって表示される支払手段であって、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引の対象となるものをいう。)の売買(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

七 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引を成立させることができる権利であって政令で定めるものをいう。)の取得又は付与(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

八 第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であって政令で定めるもの(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

(助成勘定に属する資金の運用)

第二十七条 機構は、第二十三条第六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「助成業務」という。)に係る勘定(以下「助成勘定」という。)に属する資金を運用するに当たっては、前条各号に掲げる方法以外の方法によってはならない。

2 助成勘定に属する資金の運用(以下「助成資金運用」という。)については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。

(助成資金運用の基本指針)

第二十八条 文部科学大臣は、助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定め、これを機構に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 助成資金運用に関する基本的な方針

二 助成資金運用における資産の構成の目標に関する基本的な事項

三 助成資金運用に必要な資金の調達に関する基本的な事項

四 助成資金運用に関し、機構が遵守すべき基本的な事項

五 その他助成資金運用に関する重要事項

(助成資金運用の基本方針等)

第二十九条 機構は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、基本指針に基づき、運用の目的その他文部科学省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受

けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前項に規定する基本方針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 助成資金運用の長期的な観点からの安全かつ効率的な実施に資するものであること。

二 基本指針に照らし適切なものであること。

三 この法律（これに基づく命令を含む。）その他の法令に反するものでないこと。

3 機構は、第一項の認可を受けた基本方針に従って、助成資金運用を行わなければならない。

4 機構は、第二十六条第三号に掲げる方法により助成資金運用を行う場合においては、当該運用に関する信託契約及び投資一任契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の認可を受けた基本方針の趣旨に沿って契約を履行すべきことを、文部科学省令で定めるところにより、示さなければならない。

5 文部科学大臣は、第一項の認可をした基本方針が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その基本方針を変更すべきことを命ずることができる。

6 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その基本方針を公表しなければならない。（特に必要がある場合の文部科学大臣の要求）

第三十条 文部科学大臣は、助成資金運用の安全かつ効率的な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、助成資金運用の方法の見直しその他の必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、文部科学大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（区分経理）

第三十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 寄託金運用業務

二 助成業務

三 文献に係る第二十三条第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）のうち政令で定めるもの（以下「文献情報提供業務」という。）

四 前三号に掲げる業務以外の業務

2 寄託金運用業務に係る業務上の余裕金の運用については、第二十七条の規定を準用する。

3 機構は、第二十五条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

第三十二条 寄託金運用業務に係る勘定（次項において「寄託金運用勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

2 機構は、寄託金運用勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の寄託金運用業務の財源に充てなければならない。

3 機構は、助成勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項及び次項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるとこ

ろにより、当該次の中長期目標の期間における第二十三条第六号に掲げる業務の財源に充てることができる。

4 機構は、助成勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

5 機構は、第三項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

6 文献情報提供業務に係る勘定（以下「文献情報提供勘定」という。）における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。

7 第三項及び第五項の規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第六項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第二十三条第六号に掲げる業務」とあるのは「文献情報提供業務」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

8 第三項及び第五項の規定は、前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「第二十三条第六号」とあるのは「前条第一項第四号」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び科学技術振興機構債券）

第三十三条 機構は、助成業務に必要な資金に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は科学技術振興機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、機構債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第三十四条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第三十五条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び機構債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(財務大臣との協議)

第三十六条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十六条第二号の規定による指定をしようとするとき。
- 二 第二十八条第一項の規定により基本指針を定め、又はこれを変更しようとするとき。
- 三 第二十九条第一項、第三十三条第一項若しくは第四項又は前条の認可をしようとするとき。
- 四 第三十二条第三項（同条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）又は第四項の承認をしようとするとき。

附 則

(持分の払戻しの禁止の特例)

第五条の二 附則第三条第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額（附則第四条第二項の規定により払戻しを受けた者の持分に係る出資額を除く。）については、当該政府以外の者は、機構に対し、国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第二号。次項において「改正法」という。）の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する改正法の施行の日における文献情報提供勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

3 附則第三条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。この場合において、同条第三項中「機構の成立の日」とあるのは、「国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第二号）の施行の日」と読み替えるものとする。

(財政融資資金の機構への運用に関する特例)

第五条の三 財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資資金をいう。以下この条において同じ。）は、令和三年度から令和五十二年度までの間において、同法第十条第一項の規定にかかわらず、助成業務に必要な資金に充てるため機構が借入れをする場合における機構に対する貸付け（以下この条において単に「貸付け」という。）に運用することができる。

2 財政融資資金は、令和三年度から令和五十二年度までの間において、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、助成業務に必要な資金に充てるため機構が発行する機構債券に運用することができる。

3 第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前項の規定により機構債券に運用される財政融資資金は、令和五十二年度までの間に償還するものとする。

4 第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は第二項の規定により機構債券に運用される財政融資資金がある場合には、第二十八条第二項第三号中「事項」とあるのは「事項（財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資資金をいう。第三十五条において同じ。）の確実な償還のために必要な事項を含む。）」と、第三十五条中「償還計画」とあるのは「償還計画（財政融資資金による貸付け又は引受け、応募若しくは買入れに係る借入金又は機構債券の償還期限、償還期限を繰り上げて償還する予定がある場合にはその旨その他財政融資資金を確実に償還するための計画を含む。）」とする。

5 第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は第二項の規定により機構債券に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）の規定の適用については、機構を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

第10節 「人文科学のみに係る科学技術」の追加

また、令和3年には、科学技術基本法等の一部を改正する法律³²⁸により、国立研究開発法人科学技術振興機構法のうち、科学技術の定義のうち「人文科学のみに係るものを除く」とする部分が削除され、科学技術の範囲に人文科学のみに係る科学技術が追加されることとなった。

科学技術基本法等の一部を改正する法律による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構法のうち、関係する条文は、次のとおりである。

○国立研究開発法人科学技術振興機構法（令和2年法律第63号による改正後）※下線は引用者（定義）

第二条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）の成果であって、企業化されていないものをいう。

2～4 〔略〕

（機構の目的）

第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二十三条第五号において同じ。）から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

第11節 令和4年改正－国際卓越研究大学－

令和4年には、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号）により、世界に伍する研究大学となるポテンシャルを有し、改革を行う大学に対し、集中的に大学ファンドから助成を行う等の制度が設けられた³²⁹。

同法については、「世界のトップレベルの研究大学は、最先端の研究の推進のみならず、イノベーションの創出や社会課題の解決などを牽引してきておりますが、我が国の研究大学は、一定の分野の研究において成果を上げてきたものの、近年、その地位が相対的に低下してきている状況にあります。その背景には、欧米を中心としたトップレベルの研究大学が、自律的な経営により生み出した豊富な資金力を生かし、人材の集積や高度な研究基盤の構築などを進めていること

³²⁸ 詳細は、佐藤（2021）53-64頁。

³²⁹ 文部科学省（2022）672頁。

があります。このため、我が国においても、大学ファンドの運用益を活用し、世界と伍する研究大学となることが相当程度見込まれる大学に対して、総合的な支援を行うことが急務となっております。この法律案は、このような観点から、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るため、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、国際卓越研究大学の認定、当該国際卓越研究大学による事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構による助成等について定めるものであります。」³³⁰と説明されている。

同法による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構法のうち、関係する条文は、次のとおりである。

○国立研究開発法人科学技術振興機構法（令和4年法律第51号による改正後）※下線は引用者（業務の範囲）
第二十三条 〔略〕
2 機構は、前項の業務のほか、 <u>国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）第六条に規定する業務を行う。</u>
3 機構は、 <u>国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律第七条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、同法第八条第一項に規定する実施方針に従って、第一項第六号に掲げる業務と前項に規定する業務（同法第六条第二号に掲げるものを除く。第三十二条第三項において「特別助成業務」という。）を一体的に実施しなければならない。</u>
（助成勘定に属する資金の運用）
第二十七条 機構は、助成業務（第二十三条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務をいう。以下同じ。）に係る勘定（以下「助成勘定」という。）に属する資金を運用するに当たっては、前条各号に掲げる方法以外の方法によってはならない。
2 〔略〕
（利益及び損失の処理の特例等）
第三十二条 〔略〕
2 〔略〕
3 機構は、助成勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項及び次項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における <u>第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別</u>

³³⁰ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第9号（令和4年4月15日）22頁〔末松信介文部科学大臣発言〕。

助成業務の財源に充てることができる。

4～6 〔略〕

7 第三項及び第五項の規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第六項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」とあるのは「文献情報提供業務」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

8 第三項及び第五項の規定は、前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」とあるのは「前条第一項第四号に掲げる業務」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

9 〔略〕

第6章 日本学術振興会

日本学術振興会は、平成15年に設立された文部科学省所管の独立行政法人であり、その前身は昭和7年に設立された財団法人日本学術振興会である。我が国の学術振興を担う中核機関として、前述した科研費等の学術研究の助成、研究者の養成のための資金支給、学術に関する国際交流の促進等の事業を実施しており、科研費助成は年間2000億円以上に達しており、日本最大級のファンディング機関であるとされる³³¹。この章においては、日本学術振興会に関し、前述と重複する部分も一部あるが、法制上の見地から改めて概観する。

第1節 日本学術振興会の設立

日本学術振興会は、昭和7年12月に財団法人として設立された³³²。設立当時の寄附行為³³³に

³³¹ 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター（2021）19頁。

³³² 日本学術振興会の設立の経緯については、山中（2023）第3章に詳しい。

³³³ ここでは、社団法人の定款に相当する財団法人の根本規則の意味である。「財団法人を設立するには一定の財産を出捐し、法人の根本規則を定めて書面（この書面も寄附行為とすることがある）に記載しなければならない。社団法人については、設立行為……と根本規則たる定款……とは、別な呼称を用いるが、財団法人については、設立行為……及び根本規則……ともに寄附行為と呼ばれる」（我妻（1965）148-149頁）。当時の民法（明治29年法律第89号）の条文は、次のとおり。

第三十七条 社団法人ノ設立者ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 資産ニ関スル規定
- 五 理事ノ任免ニ関スル規定

は、「本会ハ學術研究ヲ振興シ其ノ応用ヲ図リ、文化ノ進展、産業ノ開発、国防ノ充実に資シ国運ノ興隆並ニ人類ノ福祉ニ貢献スルヲ以テ目的トス」³³⁴とあり、日本學術振興会の目的として學術研究の振興が掲げられていた。また、日本學術振興会の行う事業として寄附行為では、次に掲げる 10 の事業が掲げられていた³³⁵。

- 一、研究ニ関スル諸般ノ研究ヲ為スコト
- 二、學術並ニ其ノ応用ノ研究ニ対シ各種ノ援助ヲ為スコト
- 三、有為ナル研究者ノ養成ヲ援助スルコト
- 四、連合研究ヲ奨励援助スルコト
- 五、重要問題ノ研究状態ヲ調査シ其ノ解決策及之カ実行方法ヲ講スルコト
- 六、発明考案ノ産業化ヲ奨励援助スルコト
- 七、學術探検旅行費ノ援助ヲ為スコト
- 八、學術文献ヲ出版シ又ハ出版費ノ補助ヲ為スコト
- 九、必要ニ応シ研究並ニ産業化其ノ他ノ試験ヲ行フコト
- 十、其ノ他理事会ニ於テ適当ト認ムル事業ヲ行フコト

日本學術振興会は設立の翌年の昭和 8 年度前期に研究助成を始めて行った³³⁶。昭和 8 年度の研究援助は前後期合わせて 291 件であり、そのうち、もっとも件数の多い分野は科学の 72 件であるが、件数は少ないものの法律学・政治学（4 件）や哲学・史学・文学（11 件）も採択されており、人文社会科学も対象とされた³³⁷。

このような日本學術振興会の行う研究費補助は、前述の文部省科学研究費交付金が支出される昭和 14 年年以前にあっては、最大の規模の補助金として研究の発展に寄与したとされる³³⁸。

第 2 節 日本學術振興会法の成立－特殊法人化－

昭和 30 年代に至り、急速に高まってきた學術研究の規模の拡大と国際化に伴い、膨張する学

六 社員タル資格ノ得喪ニ関スル規定

第三十九条 財団法人ノ設立者ハ其設立ヲ目的トスル寄附行為ヲ以テ第三十七条第一号乃至第五号ニ掲ケタル事項ヲ定ムルコトヲ要ス
これに関して、「寄附行為ハ殆ト社団法人ノ定款ニ均シキモノニシテ法律ハ之ヲ以テ定款ニ定ムヘキ事項ヲ定メシム」（梅（1984）92 頁）と説明される。

なお、現在では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）において、一般社団法人と一般財団法人の双方について、法人の根本規則は「定款」とされている。同法第 10 条、第 152 条。

³³⁴ 山中（2023）144 頁、306 頁付図 3-4。

³³⁵ 山中（2023）144 頁、306 頁付図 3-4。

³³⁶ 山中（2023）158 頁。

³³⁷ 山中（2023）160-174 頁、表 4-1、4-2。

³³⁸ 文部科学省（2022）103 頁。

術振興業務に対処するため、国の学術に関する施策と密接な関連を持ちながら、流動的・弾力的に運営する必要のある事業を実施する主体を確立し、併せてこの種の機関の国際的信用を高めるため、昭和42年に日本学術振興会法により、同年9月には財団法人日本学術振興会を発展的に解消され、新たに特殊法人「日本学術振興会」が発足した³³⁹。

日本学術振興会を特殊法人化する理由については、日本学術振興会の特殊法人化について(1967)において次のように記されている。

「1) 近年、学術研究の規模はますます拡大し、これに伴う学術振興に関する事業も複雑多岐にわたりその行政事務も膨張の一途を辿っている。これらが学術振興に関する事業のうちには、中央官庁が直接実施しなければならない企画立案等の事務のほか、国が行なうよりはむしろ法人等の民間機関に実施させる方がより適切な具体的な実施事業かなり多くなつてきている。これら学術振興事業は、その性質上非権力的な作用が多く、行政上の判断よりも学術研究上の価値判断によつて実施する方が適当なものが多いことと、国が実施する場合に伴う予算会計制度、公務員制度、定員制度等の制約に必ずしも拘束されない弾力的な事業運営を図る必要があるところから、従来とも財団法人日本学術振興会に補助金を交付して国に代つてこの種の事業を行なわせてきた。

2) しかしながら、これらの事業の大部分は、本来国が行なうべき事業であり、また国の学術振興事業の一環として考えられる性質のものであるから、国の学術振興方策の一貫性を確保する見地から仮に法人に実施させるにしても国の意志がその事業運営に確実に反映され、浸透されなければならない。

したがつて、単に補助金を交付して実際の事業運営は財団法人の自主性に委ねるだけでは、国としての責任を全うすることができない。そこで国の施策の方針に沿つて学術振興事業を実施させるためには、役員の任命、法人の事業計画や事業執行についてその決定権を政府が留保する必要が当然生ずるので、特殊法人化を図るものである。

3) さらに、特殊法人に改組することにより、国際的、社会的信用が増大し、学術研究に対する民間資金の導入（とくに産学共同研究について）が期待できるとともに、事業の拡充に対応し、有能な職員を確保することができる等の利点が考えられる。」³⁴⁰

³³⁹ 文部科学省（2022）231頁。

³⁴⁰ 日本学術振興会の特殊法人化について（1967）29-30頁。

日本学術振興会法案（第 55 回国会閣法第 90 号）の趣旨説明では、次のように説明されている。

「学術の急速な進歩とその影響力の飛躍的な増大とは、現代世界の著しい特色であり、このような動向を反映して、諸外国は、学術の振興につき国として各種の方法手段を通じ、多角的かつ効率的な施策を請じつつあり、わが国においても、学術の振興をはかることは、今や国に課せられた重要な責務であると考えます。

一方、最近の学術研究の急送な進展に伴い、共同研究を通じての研究の組織化、国際化の傾向が強まるとともに、また研究の規模も拡大の一途をたどっております。

このような研究活動の態様の変化、発展に即応し、学術研究の助成、研究環境の整備、学術に関する国際協力の促進、研究者の養成確保等、各般にわたり国として一そう積極的に有効適切な施策を講じ、体制を整備して、学術振興に関する諸事業を推進することは、学界はじめ各方面から強く要請されているところであります。

ところで、これら学術振興に関する事業のうちには、弾力的に運営をはかる必要のあるものがあり、その性格にかんがみ、国が直接実施するよりも、むしろ法人等の団体にその実施をゆだねるほうが適切なものが実際上多いのでありまして、従来とも財団法人日本学術振興会にこの種の事業を行なわせてまいりました。

しかしながら、国の学術に関する施策と密接な関連を持ちながらこれらの事業を一そう拡充発展させるため、さらには国際的な信用を高める上からも、特殊法人が実施主体となることが最も適切妥当と考え、特殊法人日本学術振興会を設立することとし、この法案を提出いたしました次第であります。」³⁴¹

この点については、法案の審議において次のようなやり取りがなされている³⁴²。

- | |
|--|
| <p>○西岡委員 日本学術振興会法案につきまして御質問をいたします。</p> <p>初めに、大臣にお尋ねいたしますが、日本学術振興会、これは昭和七年に財団法人として創立されて、ことしで三十五年の歴史を持っているわけですが、特にこれを特殊法人に今日しなければならない理由について、まずお尋ねをいたします。</p> <p>○劔木国務大臣〔文部大臣〕 お答えいたします。</p> |
|--|

³⁴¹ 第 55 回国会衆議院文教委員会議録第 5 号（昭和 42 年 5 月 10 日）9-10 頁〔劔木亨弘文部大臣発言〕。

³⁴² 第 55 回国会衆議院文教委員会議録第 16 号（昭和 42 年 6 月 23 日）2 頁。

最近、科学研究が非常に盛んになりまして、その範囲は非常に複雑多岐になってまいったわけでございます。この学術研究の奨励ということにつきましては、もちろん政府なり官庁自身がこれを計画し、予算化してまいるのでございますけれども、この学術振興なり奨励という面から申しますと、純粋な学術的な判断を必要とするという問題が非常に多くございまして、こういう問題につきましては、官庁みずからいたしますということは非常に不適當であるという部面がございますので、従来民間の団体にこれを委託してやるという状況でございました。そういう意味で財団法人日本学術振興会がこの事業を代行してまいったわけでございます。しかし、その事業の内容は、事実におきましては国が行なう奨励施策でございますので、その遂行にあたりましては国自身が相当配慮しなければならぬ密接な関係がございます。したがって、純粋な財団法人でなしに、これを政府の密接な関係において特殊法人にいたす必要があるということが一つの理由でございます。

そのほかにおいても一つの問題は、国際学術交流ということをしていただいておりますのでございまして、たとえば日米学術の協力あるいは研究の協力、あるいはアフリカでございますとか西アジア地方にまで、この学術研究、いわゆる共同研究を外国とやっておるわけでございますが、こういう場合におきまして、純粋な民間団体でございますと、国際的な信用と申しますか、こういう面においてしばしば不都合な問題も起こったのでございますので、ここでやはり、国際信用という面から申しましてもこれを特殊法人にする必要がある。

なおまた、学術の振興から申しますと、相当優秀な学術的な教養のある者、あるいはまた語学等のすぐれた方、こういう方をやはり必要といたします。そういうためには、どうしてもこの財団法人ではそういう優秀な方を願いのすわけにいかない。やはりその待遇におきまして、国家公務員と大体差のないような、いわゆる特殊法人にする必要がある。

以上のような理由で特殊法人にすることが必要でございますので、お願いをしておるわけでございます。

日本学術振興会法案の審議において、学術（行政）と科学技術（行政）に関し次のようなやり取りがなされている。

「○ 勅木国務大臣　もちろん、技術提携とか技術導入というのは産業界が外国に追いつくために取り入れたことでございますが、しかし、学術振興会がねらっておりますのは、そういう産業界の応用研究という面ではないので、本質的に基礎研究に属するものでございます。この基礎研究の面から申しますと、必ずしもそう外国からの批判を受けるような状態でなしに、私は、やはり日本が相当世界的に高く評価される研究者なり研究能力を持っておると考えておるのでございます。もちろん、外国から申しますと、日本の科学研究を調査するということは、いま申されましたが、日本もまたこの外国の学術研究の情報を狩るということは非常に大事なことでございまして、学問研究におきまして時報の必要なことは申すまでもありません。科学情報センターがああいうように活動しておるばかりではなく、この学術振興会も今後情報を集めまして日本の学者に提供し、そして、より高く日本の基礎研究が成り立ちますようにまいっていけば、決して私は、世界からさげすまれるような形にはないと確信をい

たしておるものでございます。」³⁴³

〔○天城政府委員〔文部省大学学術局長〕 私から、いま文部省で考えております点を御説明申し上げます。〕

私から申し上げるまでもないことがたくさんあるわけでございますけれども、一言で申しまして、学術の進歩ということが学術自身の命題でもございますし、また、国民生活あるいは諸種の経済的な関連から見ても、外からも非常に大きな要請がございます。ところが、学術の関係が、最近では科学技術の発展ということを言われまして、従来科学と技術というものにかなり距離があった考え方でございましたが、今日、時間的にも、また研究の体制からも非常に密着してまいりまして、特に最近では実施技術の開発というようなことから、科学への要望が外からも非常に強くなってきております。ただ、そういう中で、われわれ学術行政を預かっておる者の立場から申しますと、いかに科学技術の開発が必要だとは申しまして、やはり基本的に基礎科学がどうしてもすそ野を広げて、奥深くいたしておりませんと、言われている技術の開発もできませんし、特に研究者を十分持っておらないと、このことができないわけでございます。そういう、やはり単に科学と技術が密着してまいりまして、基礎科学技術の基本的な研究を振興するのが、われわれの最大の使命だと考えております。それと一方、学術の発展の方向が従来の伝統的な、何と申しますか、分類と申しますか、ディシプリンを越えまして、いわゆる境界、領域とか、全然考えられなかったところに出てまいりますので、学術の研究体制というものをかなり弾力的なものにするというか、未知なものも十分こなし得るような学術体制というものを常に頭に置かなくちゃいけない。それは大学の大学院の問題にも、研究所の問題にも関連いたしますが、体制をかたくななものにしてはいけないのじゃないかということを中心に考えております。そういう点で従来の研究所のあり方、あるいはもっとすそ野まで参りますれば、学部のあり方まで考えなければならぬ段階に来ているのじゃないかという気もいたします。そのうちの一番極端なものが人文、自然科学といわれておった従来の分け方に対して、必ずしも人文だけではいけない、自然科学だけではいけない、協力しなければならない分野も出てきております。それから一方、学術研究が非常に共同化してまいりますと同時に、大型化と申しますか、規模が拡大してまいります。その規模の拡大は、一つには研究上の技術の発達と申しますか、あるいは研究機器が非常に発達いたしましたために、相当高額の研究機器を使わなければ研究が進まないという分野が非常に出てまいりましたので、したがって、その逆転とかに要する人、経費というものが非常に多額になってくる。それに、従来の考えでいきますと、別の分野だと考えられた方々が共同してやるということで、科学が精密化していくに従って大型化していくという傾向が出てまいっております。その大型化していくということに対しては、その経費の問題が一番でございますけれども、これはどこから出てもいいわけでございますけれども、現時点で基礎科学の振興を考えますと、どうしても国費を投入しなければこれはできないという面が非常に多くなっております。これは各国とも同じ傾向でございますし、学術行政に対します国費のシェアというものが非常に大きくなってきておりました、民間の技術、科学技術の革新的な

³⁴³ 第55回国会衆議院文教委員会議録第16号（昭和42年6月23日）10頁。

いしは発展に対しましても国費の分担が全体的に大きくなってきております。そういうようなことを考えますと、やることが非常に多いのでございますけれども、基本的には、それらの点を考えて、私たちこのたび国会の御承認を得ました文部省の組織の改正によりまして学術審議会という制度を設けまして、基本的に学術の発展に対する、いま申したもろもろの問題をも考えてまいりたいと思っておるわけでございます。個々に申しますと、研究者の養成に対して大学院のあり方、育英会の問題、あるいは処遇の問題から、あるいは研究所の規模とか、科学研究費をどれだけ増すとか、あるいは国際交流のための経費を出すとか、いろいろな現実的な課題が出てきておりますけれども、基本的には、ただいま申し上げましたような考え方のもとに、学術審議会に関係の方々のお知恵を拝借しながら、新しい行き方を考えていかなければならない、これがわれわれのむしろ切実な願いでございまして、その辺のものの考え方と新しい体制ができませんと、いたずらに従来のものに対して、ただ予算をつけて手を加えるという部分的な性格に終わってしまうことを心配しておりまして、いまそういう気持ちで学術審議会を中心にこの問題を考えていきたいと思っておるわけでございます。」

344

「○三木（喜）委員 文部大臣は大きな口をきき過ぎておられると思うのです。この前科学技術庁をつくったときに、世界の学術におくれないようにするために、各省の研究を調整するために科学技術庁というものをつくったはずです。そのときには、大学の研究だけは除くということで文部省の所管になっておるわけです。だから、大学の持ち分の中で学術振興会法案というものをつくられるなら、世界の進運におくれないように学術の振興をするという、いわゆる目的研究なるところまで足が伸びていくなれば、私は当然、これは科学技術庁の仕事だと思う。それを、私が聞くとところによると、科学技術庁はもう原子力局か省になったらいいのだ、あとの学術はおれらが握るのだというこういう意図が一面にさきやかれておる。さらにまた、そこにおられる岡野審議官がここの事務局長か何かに出ていくために、そういう場所をつくっておるのだとまで言われておる。そういうようなことはないのですか。私がいま文部大臣に質問したことは、こういう点ですよ。こういうような特殊法人にして、そうして事業体として、あるいはボード的性格を持たせるような特殊法人ならば、そこには必ずビッグサイエンスに、ビッグビジネスになっておらねばならない。そういうときに必要だという一つの条件が出てくる。さらにまた、予算が非常に大きくなってそういう財団法人ではとてもやっていけない、こういう事態があるならば、これは特殊法人にしなければならない必然性がある。石川さんは後者を盛んに大臣に聞いておられたのですけれども、金はふえない、そうして特殊法人に当然しなければならない、ロケットの打ち上げ業務、大学の研究として残るところはわかります。大学ですから、東大ですから。しかし、その分は置いておくわけでありまして、事業体それ自体は、当然ボード的性格を持たせたり、あるいは管理運営をしっかりとやらなければならない。能力のある人が必要であるから、そこで特殊法人にしなければならないと言われる。それは全部特殊法人を政府に握っておきたい。そうして世界の進運におくれないように、それは大学の範囲内でやっていただくならいいのです。科学技術

庁の権限のところまで入っていきこうというような意図が、私たちにありありと見える。ここにはしなくもあなたのいま申されました管理的な能力のある人を使って、まず受け入れ態勢をしっかりとっておっしゃっておられるけれども、それは研究費によるところの官僚支配、これを強めるための意図がありありと出ておるじゃないですか。そう解釈せざるを得ないわけです。先の問題をひとつお答え願いたいと思います。いわゆる事業体としてやる場合、あるいは特殊法人となる場合は、ビッグビジネスになった場合、あるいは予算が非常に大きくなった場合、この二つの場合ですが、どちらでもない。そうして一方では大臣は、大学の自由は認める、学問の自由は認めなければならない、こういう主張をされておる。これから統制をやるのじゃないですか、文部省のリモートコントロールのもとにおいて。こういうように私は思うので、石川さんの質問に関連して、この点はひとつ明確に聞いておきたいと思うのです。

○ 釧木国務大臣 このビッグサイエンスとか、その研究が非常に大きくなったとかいうことは、この法人にはあり得ません。それだけはひとつ……。これはあくまで奨励機関でございますので、この法人自体が研究をやっていくというのではございません。ですから、あとの官僚統制をふやす、増加するという点については、この法人が行ないますところの業務の内容におきまして、ある学術研究、総合研究でございますとかあるいは研究者の選定でございますとか、こういうことについて、文部省が一つの意図を持ちましてそれに監督強制を行なうということであれば、それは文部省が把握してという意味が起るかもしれませんけれども、こういうことは毛頭考えておらぬのでございます。いや、むしろそれを民間の大学者なりそういった専門的な人におまかせして、文部省が関与しないほうが、学術行政上、振興上は正しい、こう考えましたので特殊法人として、文部省はみずからやらないで特殊法人の手をかりて、しかも特殊法人の自主性を重んじてやっていただく、これが特殊法人とする理由でございます。少しも関与するという意思はございません。」³⁴⁵

「○ 二階堂国務大臣 これは科学技術庁ができてからわずか十年、そのいきさつはいろいろなことが言われておりますが……どこの国でも科学の振興、技術の開発については非常な努力を払っておるときでもありますし、したがって、わが国におきましても、科学技術の振興には国をあげて取り組んでいかなければならぬことは、もう申し上げるまでもないのであります。そういう情勢下にありますと、私どもは、科学の振興、技術の開発につきましても今後とも格別の努力を払っていくつもりでございますが、これにつきましても、やはり文部省等にも非常な関係のある面がたくさんあるわけです。特に基礎研究、大学の研究あるいは民間の協力を求めていく上におきましても、私の関係の省あるいは文部省にもそれらの仕事があるわけでございますので、一がいに私のほうだけが全部それを受け持ってやるべきだとは私も考えておりません。文部省もそれぞれ分担していかなければならない、特にこの科学技術の振興、学術の振興等については文部省自体でやってくださなければならない部面もたくさんあるわけでございますので、今後こういう面につきましても十分ひとつ協力して緊密な連絡

³⁴⁵ 第 55 回国会衆議院文教委員会科学技術振興対策特別委員会連合審査会議録第 1 号（昭和 42 年 7 月 12 日）7-8 頁。

をとって、遺憾のないような体制をつくっていくべきだと考えております。」³⁴⁶

「○三木（喜）委員 大臣にひとつお聞きしておきたいのですが、この御答弁を見ますと、こういうふうにおっしゃっておる。これは小林さんに対する答弁だったと思うのですが、「学術振興会がねらっておりますのは、そういう産業界の応用研究という面ではないので、本質的には基礎研究に属するものでございます。」。それからこの法律案によりますと、法律の中にはこういうように書いてあるのです。二十条、「学界と産業界との協力による学術の応用に関する研究に関し、」と、こう書いてある。同じことですか、「産業界の応用研究という面ではない」。産業界が要らないような応用研究というものがあるのでしょうか。独立した応用研究というものが——たいがい結びついておるように思うのですがね。大臣の答弁はそうなのですか。それからこの法文のほうは、「学界と産業界との協力による学術の応用に関する研究に関し、」と、こうなっている。どんなふうに違うのですか。

○劔木国務大臣 それは、学術振興会がねらいますのは大体が基礎研究でございますけれども、産業界との共同研究の場合におきまして基礎研究というものをねらっておるといふふうに私が答弁いたしましたとしたら、それは私の言い誤りであったと存じます。もちろん産業界との提携におきまして基礎研究に属する面もあるかと存じますが、しかし、産業界との提携におきましては、この条文にありますように、応用に属する場合が大体多いかと考えます。もし私がそういうふうにお答えしたのなら——速記録でございますから申したのは間違いのないと思いますが、もしそうございましたら私の答弁の誤りでございますから、お許し願いたいと存じます。

○三木（喜）委員 これは基本的な問題として、いま局長のほうからああいう定義を出されて、その定義と大臣の答弁とは食い違っている。これは先がた私、二階堂長官に申し上げましたように、ビッグサイエンスになってきた、そうしますと基礎部分を掘り下げなければならぬという、これはこの間の科学技術対策特別委員会で十分に論議したと思います。それから学者も呼んだり、さらにまた産業界からも参考人に来ていただいて、そこで集約された意見は、ビッグサイエンスになればなるほど基礎研究をしっかりやらなければいかぬ、こうだったのです。そこで、科学技術庁と文部省の役割りはさい然と分けることはできません。しかしながら、科学技術庁ができたときに、大学の問題だけは文部省でやりなさい、これは基礎研究を主体に置いての考え方だったのです。しかしながら、いま局長の言うように、応用研究も含んで学術といいます産業界の目的なそういう研究もやる、こういうふうに聞こえますから、科学技術庁長官、私はあなたの方の分野の中に入っていくと思うのです。だから、この前の科学技術対策特別委員会のときに、文教委員会ではどんどんこれが審議を進められ、しかも科学技術庁の申し入れが何かに振り向かず、学術会議の話もありましたが、学術会議もそでにして、あとからひつつとかなんとかいう話もありますけれども、いまは完全な不満のもの、民間の学術研究の一番中核をなすところの学術会議の意思を踏みにじって——私、踏

³⁴⁶ 第55回国会衆議院文教委員会科学技術振興対策特別委員会連合審査会議録第1号（昭和42年7月12日）12頁。

みにじってと言います。そうしてこれをつくろうとするその意図は那邊にあるかということなんです。これは、科学技術庁長官、あなたは連絡をとってこうこうと、なかなかことばはうまく言われますし、それから文部大臣のほうは官僚答弁で、非常にそつのない答弁です。しかしながら、中身は何にもない、こんな答弁で、大臣が二人とも日本の学術と科学技術とを握ってもらったら困るという基本的な問題だから聞いておるのです。それに大臣は、学術振興会法を出してきたのに、学術とは何かということで、基礎研究だけだったのだ、それならば私はいいと思うのです。局長のいまの答弁は違うのです。両方を踏まえておるわけなんです。だから、科学技術庁の中に足を入れたと言うのです。科学技術庁長官、ひとつ見解を聞かしていただきたい。

- 二階堂国务大臣 ビッグサイエンス、ビッグビジネスになっても、基礎研究は、当然大事なことは先般も申し上げたとおりであります。また、基礎研究の部面になりますと、大学が中心になって従来もやってきたし、また今後も私は行なわれるものだと思っております。この学術振興会ができたといたしましても、この振興会が基礎研究から応用まで全部取ってしまって、そうして科学技術庁の仕事が骨抜きにするというようなことは、私は、文部省としてもお考えになっていないと思っております。科学技術ができたゆえんも、やはりこれは科学技術政策に関する長期的な計画あるいは政策をきめて、そうしてこれを進めていく、こういうことをやるために科学技術庁ができたと思っております。したがって、振興会ができて、そして振興会がもつぱら基礎研究に関する部面、あるいはそれに関連する学界とかあるいは産業界に助成の措置をとって研究を進めていくということは、私は、そのことによって私の所管する科学技術庁の仕事が将来なくなっていく、こういうことにはならないと思っておりますし、また、科学技術に関する責任者というものは今日大臣を置いてやっております以上、私はそういうことにはならないようにつとめていくべきだと考えております。」³⁴⁷

昭和 38 年 8 月改正後の財団法人日本学術振興会法寄附行為のうち、本稿の目的と関係するものは、次のとおりである³⁴⁸。

第 3 条 本会は、学術およびその応用の振興をはかり、文化の発展、産業の発達に資し、人類の福祉に貢献することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. わが国における学術上重要な共同研究の促進に関すること。
2. 学術研究と産業化との緊密化を図ること。
3. フェローシツプを供与し、研究者の養成に資すること。
4. 学術研究に必要な研究資金の受入れおよび研究助成金の交付に関すること。
5. 学術研究の成果の普及および学術情報の収集、供与に関すること。
6. 学術に関する集会の開催または開催の援助に関すること。
7. 海外諸地域に関する学術研究の促進に関すること。

³⁴⁷ 第 55 回国会衆議院文教委員会科学技術振興対策特別委員会連合審査会議録第 1 号（昭和 42 年 7 月 12 日）20-21 頁。

³⁴⁸ 日本学術振興会の特殊法人化について（1967）12-13 頁。

8. 国際的な学術研究事業の促進に関すること。
9. ユネスコ活動に協力し、必要な事業を行なうこと。
10. 官公庁および民間団体の委託による学術ならびにその応用に関する調査研究を行なうこと。
11. その他目的を達成するために必要な事業。

日本学術振興会法（制定時）の条文のうち、本稿の目的と関係するものは、次のとおりである。

○日本学術振興会法（制定時）※下線は引用者

（目的）

第一条 日本学術振興会は、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進その他学術の振興に関する事業を行ない、もつて学術の進展に寄与することを目的とする。

（業務）

第二十条 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 共同して行なわれる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を支給すること。
 - 二 学界と産業界との協力による学術の応用に関する研究に関し、資金の支給その他必要な援助を行なうこと。
 - 三 学術の国際協力に関し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他国際協力による研究に必要な援助を行なうこと。
 - 四 優秀な学術の研究者の育成に関し、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
 - 五 学術に関する情報資料について調査を行ない、その結果を利用に供し、及び学術に関する研究成果を普及すること。
 - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
- 2 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

第3節 平成8年改正－「学術の応用に関する研究」の追加－

平成8年には、日本学術振興会法の一部を改正する法律（平成8年法律第51号）が成立し、日本学術振興会法が改正された。改正の経緯としては、「平成七年度予算編成の際に（平成六年度末）、二十一世紀に向けて我が国が「科学技術創造立国」を図るためには、科学技術とりわけ基礎研究を振興し、新たな産業を創出するに不可欠な「知的資産」を形成することが喫緊の課題となっているという問題意識から、基礎研究費を公債対象経費である「出資金」の範疇に入れて、その大幅な増額を図るべきであるとの主張が与党を中心に強くなされた。その結果、平成七年度予算において、「出資金を活用した研究費の充実方策に関する調査費」として所要の経費が科学技術庁に計上され、科学技術庁が文部省及び通商産業省と協力しつつ調査研究を進めた。その検討結果を踏まえて、平成八年度予算で、文部省を元として、科学技術庁、厚生省、農林水産省、通商産業省及び郵政省の科学技術に関係が深い六省庁が、それぞれの所管の特殊法人等を活用し

た出資金による基礎研究充実策として合計三百二十億円を計上した。文部省としては、他省庁における制度だけでは、それぞれの行政ニーズに対応した研究分野における技術開発につながる研究に限定されるという認識から、大学等における学術研究全般を広く対象とした新たな枠組みを設定する必要があるという立場を取った。そこで、平成八年度予算において、振興会への出資金百十億円を計上するとともに、これまで出資金の受入れの枠組みを法律上持たなかった振興会に対して、政府からの出資の途を開くため、振興会の設置法である日本学術振興会法を改正した次第である。」³⁴⁹と説明されている。

改正の趣旨としては、「二十一世紀を目前に控え、我が国が今後、潤いや活力に満ちた社会を構築し、国際社会で信頼と尊敬を確保していくためには、学術研究を未来への先行投資として位置付け、豊かな国民生活の実現、地球規模問題の解決、社会・経済の発展に資する新産業などをもたらす創造性豊かな学術研究を積極的に推進することが極めて重要となってきた。そこで、文部省所管の特殊法人である日本学術振興会……への出資制度を創設し、大学等の研究機能を活用して、我が国の未来の開拓に繋がる知的資産の創出が期待される学術研究を推進しようというのが、今回の法改正の趣旨である」³⁵⁰、「学術研究は、人文・社会・自然科学のあらゆる分野にわたり、真理の探求を目指して行われる普遍的な知的創造活動であり、その成果は、人類の知的共有財産として、それ自体すぐれた文化的価値を有するとともに、その応用や技術化を通じて、人類、社会の発展の基盤を形成するものでございます。二十一世紀を目前に控え、我が国が今後、潤いや活力に満ちた社会を構築し、国際社会で信頼と尊敬を確保していくためには、学術研究を未来への先行投資と位置付け、豊かな国民生活の実現、社会、経済の発展に資する新産業の創出、地球規模問題の解決などをもたらす創造性豊かな学術研究を積極的に推進することが極めて重要となっております。このため、日本学術振興会への出資制度を創設し、大学等の研究機能を活用することにより、我が国の未来の開拓につながる知的資産の創出が期待される学術研究を推進しようとするのが、今回の改正の趣旨でございます。」³⁵¹と説明されている。

同法による改正後の日本学術振興会法の条文のうち、本稿の目的と関係するものは、次のとおりである。

○日本学術振興会法（平成8年法律第51号による改正後）※下線は引用者
（目的）

第一条 日本学術振興会は、学術の応用に関する研究を行うとともに、学術研究の助成、研究者

³⁴⁹ 文部省法規研究会（1996）39-40頁。

³⁵⁰ 文部省法規研究会（1996）39頁。

³⁵¹ 第136回国会衆議院文教委員会議録第7号（平成8年4月24日）2頁〔奥田幹生文部大臣発言〕。

に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進その他学術の振興に関する事業を行い、もつて学術の進展に寄与することを目的とする。

(業務)

第二十条 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学術の応用に関する研究を行うこと。

二 共同して行われる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行うために必要な資金を支給すること。

三 学界と産業界との協力による学術の応用に関する研究に関し、資金の支給その他必要な援助を行うこと。

四 学術の国際協力に関し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他国際協力による研究に必要な援助を行うこと。

五 優秀な学術の研究者の育成に関し、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。

六 学術に関する情報資料について調査を行い、その結果を利用に供し、及び学術に関する研究成果を普及すること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 〔略〕

(業務の委託)

第二十条の二 振興会は、文部大臣の認可を受けて定める基準に従つて、前条第一項第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。

目的規定(第1条)及び業務に関する規定(第20条第1項第1号)に、日本学術振興会が「学術の応用に関する研究」を行うことが追加された。この点については、「この『学術の応用に関する研究』とは、例えば哲学のように直接実用化に結びつきにくいと考えられるような研究を除いた学術研究を広く指すと解されるものである。つまり、いわゆる基礎研究、応用研究、開発研究と分けた場合の応用研究が含まれることはもとより、基礎研究についても応用的な色彩の強い研究はここに含まれると考えられる。また、開発研究の一部も場合によっては含みうる概念である。そもそも振興会への出資金を活用して、未来の開拓につながる知的資産の創出につながる学術研究を推進する事業として、平成八年度より「未来開拓学術研究推進事業」を振興会が開始することとしているが、第一条及び第二十条第一項第一号の「学術の応用に関する研究」とは、具体的には、この「未来開拓学術研究推進事業」を指すものである。この「未来開拓学術研究推進事業」のために計上されている振興会への出資金の百十億円は、財政法第四条の規定により公債対象経費となっているが、これは「学術の応用に関する研究」の結果、技術の進歩等の「知的資産」という成果を生み出すものと観念できるため、後世代がその利益を享受し得る故に相応の負担も求め得るという考えに基づいてなされたものである。そこで、振興会が自ら研究主体となって「学術の応用に関する研究」(未来開拓学術研究推進事業)を実施し、その成果を自ら蓄積す

るという構成を取った次第である。」³⁵²と説明されている。

また、業務の委託規定が新設された。この点については、「振興会が自ら研究主体となって「学術の応用に関する研究」を行うといっても、振興会は現在、振興会自体の研究施設や研究者が存在しているわけではないので、大学を中心とした学術研究機関に対して研究を委託するという方法により、実際の研究プロジェクトを実施する機会が多くなるものと考えて、この規定（第二十条の二）を新設したものである。」³⁵³と説明されている。

これらの点について、法案の審議において次のようなやり取りがなされている。

「○齊藤（鉄）委員 ……これまでの学術振興会は、他の機関、人が行う研究を援助する、助けるということが主目的の仕事がされていたわけですが、今度は学術の応用に関する研究をやるといことで、研究主体になります。そうはいっても、研究そのものは、振興会から大学や国立研究所、また企業の研究員に出して、それぞれの研究員がやるわけで、振興会が金を出すということなのです。そういう意味では今までと変わりがないようにも思えるわけですが、今回、研究の主体になるということの意味は何なのか、今までとどこどこが違うのか、また、人が全く変わっていないのに研究主体になる能力はあるのか、その点について伺いたします。

○林田政府委員〔文部省学術国際局長〕 御指摘のとおり、日本学術振興会に対しまして、今回の法律改正によりまして、学術の応用に関する研究をみずから実施するというような方向で、目的、業務規定の改正をお願いいたしまして、研究の主体となることを位置づけることとしておるわけですが、しかし、先生御指摘のように、現在の日本学術振興会はみずから研究者を擁しているわけではございませんし、また研究施設も持っているわけではございません。そこで、今回の事業の実施に当たっては、大学を中心とした学術研究機関に対して研究を委託するという方法によりまして、実際の研究プロジェクトを展開する機会が多くなると考えております。

このような観点から、今回の法律改正では、業務委託に関する規定の新設をお願いしているところでございます。また、日本学術振興会が適切な研究施設を借り上げた上で、研究者を臨時的に雇用して、直轄方式で研究を実施することも予定しているところではございますけれども、具体的な実施方法につきましては、今後の振興会におきまして検討を進めた上で考えたいというふうに思っております。

○齊藤（鉄）委員 ……それから、今回のこの法律で一つ気になりますのは、「学術の応用に関する研究を行う」、「応用」という言葉が入っております。その点につきましてちょっとお聞きいたします。

先ほども申し上げましたけれども、科学技術基本法の精神は、一つは、文化をつくり出す、

³⁵² 文部省法規研究会（1996）40頁。

³⁵³ 文部省法規研究会（1996）41頁。

世界に発信する文化を日本が作り出す、これが第一点。それから二点目は、新しい産業を創造して豊かな国民生活、こうなっているわけでございまして、文化ということに非常に力点が置かれております。

そういう意味で、私は、日本はもっと基礎研究といいたいでしょうか、基礎研究といういろいろな定義があるのですけれども、もっと誤解を恐れずに端的に言えば、世の中の役に立つかどうか分からないけれども、ある物事の仕組みを解明するためにやる研究。例えば今、最先端の素粒子論等は、本当にこれがわかったからといって経済的な効果があるのだろうか、甚だ疑問視されておりますけれども、しかし、我々が存在しているこの宇宙の根本原理を知る、その知るということに非常に価値を置いて研究が進められております。

役に立つかどうか分からないけれども、知るということに意義を置いてやる研究、これを基礎研究というふうに言わせていただきますと、科学技術基本法で規定された精神はその基礎研究に力を注ぐというのが大きな特徴だったと私は思うわけでございます。

ところが、今回の学術振興会法、「学術の応用に関する研究」、「応用」という言葉が入っております。今回も各省庁いろいろな計画がございまして、例えば科学技術庁は百五十億円使って戦略的基礎研究を推進する、それから厚生省、農水省、通産省、郵政省、いずれもこの科学技術基本法の精神にのっとってお金をつぎ込むわけですが、いずれも目的的研究、応用研究ですね。はっきりとした研究目標を設けて、それを達成するためにやる研究がほとんどなわけでございます。ですから、大学や国立研究所を所管する文部省ぐらいは、そういう目的的研究ではなく基礎研究に力を注ぐべきではないか、そうしなければ科学技術基本法の精神が失われる、このように私は思うわけでございます。

今回のこの学術振興会法の「学術の応用に関する研究」、「応用」となっているのはどういう意味があるのでしょうか。

- 林田政府委員 この法律第一条の目的規定とそれから法第二十条第一項の業務規定に新たに追加されます「学術の応用に関する研究」についてのお尋ねでございますけれども、私ども従来から、この「学術の応用に関する研究」と言う場合には、例えば哲学というようなものが例に挙げられましょうか、そういうような直接実用化に結びつきにくいと考えられるような基礎研究を除いた学術研究を広く指していると解しておるわけでございます。したがって、「学術の応用」と言っているわけでございますので、いわゆる基礎、応用、開発研究というふうに分けた場合の基礎研究でございまして、応用的な色彩の強い基礎研究はここに含まれると考えているわけでございます。

先生御指摘のように、各省庁が実施いたします出資制度は、基礎研究の推進といいたしても、実際は相当応用的な色彩が強いものになると考えられますので、文部省におきましては、御指摘のとおり、「学術の応用」と申しましても、基礎研究の部分を重視した運用を図ってまいりたいと考えております。」³⁵⁴

「○政府委員（林田英樹君） 今回新たに実施をしようとしております未来開拓学術研究推進事

³⁵⁴ 第136回国会衆議院文教委員会議録第7号（平成8年4月24日）3-4頁。

業は、出資金による事業でありますことから、将来の実用化につながることを期待されるというねらいが一つございます。しかし、先生御指摘のように、文部省の実施いたします研究でございますので、学術研究につきましてその応用的な研究をやろうということでございますけれども、私ども従来から「学術の応用に関する研究」という場合には、いわゆる基礎研究、応用研究、開発研究という場合の応用研究のみならず、いわゆる基礎研究の部分でも応用的な部分は含まれるというような考え方でいたしておりますので、将来の実用化につながるということを目的としながら、できるだけ基礎研究の性格の強いものに私どもとしては重点を置いていきたいというふうに思っております。

それから、この事業の研究対象者でございますけれども、この事業が学術研究を推進するというところでございますので、研究代表者につきましては、大学や大学共同利用機関、それから民間学術研究法人の研究者に絞って対象にいたしたいと思っておるわけでございます。もちろん、研究協力者等につきましてはいろいろな方にお入りいただけるという形にはしてございますけれども、研究代表者につきましてはそういう方々を対象にいたしたいと思っております。御承知のとおり、他省庁におきましてはもう少し幅広い研究制度もあるわけでございますので、文部省がねらいますものは当面そういう対象に絞った形で運営をしていきたいと思っております。

それから、研究分野につきましては、出資金の性格上、当面は理工系、生命科学、それから人文・社会科学を含む複合分野というような形の分野を考えております。

それから、審査の透明性という点につきましては、私どもも十分配慮してまいらなければならないというふうに思っております。今回の出資事業につきましては、他省庁の制度がすべて公募で行われて、そのかなりの部分が大学の研究費として使われるということ、それから文部省では公募方式で既に科学研究費というものが大変幅広く使われているというようなこともございますので、文部省の今回の出資事業の研究プロジェクトの選定に当たりましては、日本学術振興会に設置されます学界や産業界などの有識者で構成されます事業委員会におきまして、研究分野の重要性や社会のニーズ、研究成果の見通しなどを勘案しながら、各研究分野の研究推進計画を立てて、その中でふさわしい研究プロジェクトが選定されるというような形でやっていきたいと思っております。

審査に当たる事業委員会の構成メンバーや審査基準はできるだけ速やかに公表し、採択されたプロジェクトやその代表者については、採択後公表するなど、審査の透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。」³⁵⁵

「○政府委員（林田英樹君） 今回新たに設けます出資金による未来開拓学術研究推進事業におきましては、将来の実用化につながることを期待される応用的な学術研究を推進することになっているわけでございまして、科研費の中にその目的において共通のものがある研究種目がございましたので、今回の出資金事業の創設に伴いまして、科研費の研究種目について整理をいたしました。

具体的には、先ほども申しましたが、科研費の試験研究について、その目的において出資

³⁵⁵ 第136回国会参議院文教委員会会議録第9号（平成8年5月21日）2頁。

金事業で対応可能なものがございますので、このうち従来試験研究の対象としておりましたもののうち、高額な研究につきましては未来開拓学術研究推進事業で対応するというふうな形で出資金事業と科研費の区分けを行ったということでございます。」³⁵⁶

第4節 平成11年改正－科研費の審査・交付事務の日本学術振興会への移管－

平成11年には、科学研究費補助金の応募件数の増加への対応や審査・評価の一層の充実等を図るため、日本学術振興会法の一部を改正する法律（平成11年法律第28号）により、文部省で行っていた科研費の審査・交付事務を日本学術振興会への移管が開始された³⁵⁷。

同改正の理由・趣旨については、「学術研究は、人文、社会、自然科学のあらゆる分野にわたり、真理の探求を目指して行われる普遍的な知的創造活動であり、その成果は、人類の知的共有財産として、それ自体すぐれた文化的価値を有するとともに、その応用や技術化を通じて、人類、社会の発展の基盤を形成するものであります。二十一世紀を目前に控え、我が国が科学技術創造立国を目指し、先端的、独創的な学術研究を推進していくためには、すぐれた研究者の養成確保、研究施設設備や研究体制の整備とともに、研究費の充実を図ることが不可欠であります。特に、科学研究費補助金は、大学等の研究者が自発的に計画する研究のうち、学術研究の動向に即して、特に重要性の高いものについて助成するもので、我が国の基礎研究を推進するための中心的な研究費であります。文部省では、これまで、科学研究費補助金の重要性にかんがみ、予算の拡充や制度の改善に努めてまいりましたが、近年では、審査、評価の一層の充実や、研究者に対するきめ細かな情報提供等により、さらに効率的、効果的でより適切な配分等を図ることが求められております。このため、平成十一年度から、科学研究費補助金の一部の研究種目の審査・配分事務を日本学術振興会に移管し、審査、評価の充実や研究者へのサービスの向上等を図ることとしております。この法律案は、このような趣旨から、科学研究費補助金の交付業務を日本学術振興会の業務に追加するものであります。また、この法律案におきましては、あわせて、規制緩和の一環としての日本学術振興会における余裕金の運用方法の拡大など、所要の規定の整備を行うことといたしております。」³⁵⁸と説明されている。

同法による改正後の日本学術振興会法の条文のうち、本稿の目的と関係するものは、次のとお

³⁵⁶ 第136回国会参議院文教委員会会議録第9号（平成8年5月21日）7-8頁。

³⁵⁷ 文部科学省（2022）686頁。

³⁵⁸ 第145回国会衆議院文教委員会会議録第5号（平成11年3月11日）11頁〔有馬朗人文部大臣発言〕。

りである。

○日本学術振興会法（平成 11 年法律第 28 号による改正後）※下線は引用者

（目的）

第一条 日本学術振興会は、学術の応用に関する研究を行うとともに、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進その他学術の振興に関する事業を行い、もつて学術の進展に寄与することを目的とする。

（業務）

第二十条 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 学術の応用に関する研究を行うこと。
- 二 共同して行われる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行うために必要な資金を支給すること。
- 三 学界と産業界との協力による学術の応用に関する研究に関し、資金の支給その他必要な援助を行うこと。
- 四 学術の国際協力に関し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他国際協力による研究に必要な援助を行うこと。
- 五 優秀な学術の研究者の育成に関し、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
- 六 学術に関する情報資料について調査を行い、その結果を利用に供し、及び学術に関する研究成果を普及すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 振興会は、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、研究活動及びその成果の公開に必要な経費に対する国の補助金で予算で定めるものの交付を受け、これを財源として、研究者に対し、補助金を交付する業務を行うことができる。

3 〔略〕

業務に関する規定に、科学研究費補助金を念頭に置いた補助金を交付する業務を行うことができることとする規定が追加された（第 20 条第 2 項）。

これに関連して、法案の審議において次のようなやり取りがなされている³⁵⁹。

○大野（松）委員 今回、文部省が長年にわたってじかにかかわってきた科学研究費補助金、この一部の審査・配分業務を日本学術振興会に移管することといたしました。その理由は何か、まずこれが一点。そしてまた、日本学術振興会に移管することによってどのようなメリットがあるのか、あわせてお伺いいたします。

○工藤政府委員〔文部省学術国際局長〕 先ほども御説明申し上げましたように、近年、大変研究者の科研費に対する申請意欲が盛んでございまして、平成十年度で既に十万件を超えている

³⁵⁹ 第 145 回国会衆議院文教委員会議録第 6 号（平成 11 年 3 月 19 日）3-4 頁。

状況でございます。その審査等のフォローアップの業務も大変は大変なのでございますが、他方で、御案内のとおり、最近の情勢といたしましては、内閣総理大臣の平成九年八月の決定で、国の研究開発全般に共通する評価の実施方法という、研究評価についてさらにきめ細かくやっていこうという、制度全体としての研究機関に対する基本方針があるわけでございますが、そのフォローアップがこの十一年度から本格化するという事情が一つございます。

また、研究者の方々からは、先ほど申し上げましたように、新規の採択率が約四分の一という非常に厳しい状況でございますので、もう少し科研費の申請に当たってのいろいろなきめ細かい御相談でございますとか、あるいはその採択結果についてのいろいろな情報の開示でございますとか、さまざまなサービスの向上についての要望が寄せられているところなのでございます。

このため、今後とも、このような要請や研究者の御希望にこたえていくために、必ずしも文部省でこれまでどおりやった方がいいのかどうかということで、随分科研費分科会の先生方とも御相談した結果、学術振興会と申しますのは長く研究者の研究振興のために事業を行ってきている団体でございます、研究者からの信頼関係も厚いところでございます。この際そこに移管することによって、こういうようなもろもろの要請におこたえしていこうということが今回の制度改正のきっかけでございます。

これによってどういうメリットがあるかということなのでございますけれども、私ども文部省にとりましては、ある程度、よく求められておりますような政策・企画機能の強化ということにもう少し重点を入れられるのかなという期待をしているのが一つと、他方、学術振興会にとりましては、これまで既に諸外国の対応機関と連携協力して各種の事業を行っているわけでございますけれども、このたびは、こういう助成事業を一体的に行うことによりまして、諸外国の機関との事業の整合性が進み、かつ国際交流事業を初めとする学術振興事業が一層強化されるものと期待しているところでございます。

- 大野（松）委員 その移管に当たってなんです、文部省に残される種目と日本学術振興会に移管される種目とはどのような考え方で区分されたのかということ、そしてまた、将来、すべての種目を日本学術振興会に移管するおつもりなのかどうか、これもお聞きしたいと思っております。
- 工藤政府委員 今回、予算で一応予定しておりますのは、金額的には、十一年度予算、科学研究費補助金千三百四十四億円のうち、学術振興会への移管分としましては八百二十六億ほどを予定しているわけでございます。

これはどういう考え方でということでございますけれども、基本的には、科学研究費補助金と申しますのは、若干言葉に語弊があるかもしれませんが、いわばノーベル賞級のかなり高度な研究から若手等を含めた一般的な研究までさまざまでございます。そういう中で、国として全部今まで文部省でやってきたわけでございますけれども、種目によりましては各省庁との連携を必要とするものでございますとか、国としての関与の必要性についてはある程度濃淡があるところでございます。

したがって、今回、文部省に残すことといたしましたものは、政策的に重要な研究領域の推進でございますとか、あるいは各省連携を必要とするものでございますとか、あるいは時として、例えば防災のように緊急な課題の取り組みを必要とするような場合でございますとか、そういう種目について、ある程度政策的要素が強いものでございますので、文部省に残し、その他の、ある程度制度的に定着し、研究者のためにも、混乱の余地がないものについて学術振興会で処理していただくというものでございます。

将来これをどうするかというのは現時点では必ずしも即断できませんけれども、今後、学術研究をめぐる状況でございますとか、あるいはこの科研費補助金の役割の変化等もあることでございましょうし、また、学術振興会における体制の整備といいましょうか事務処理等、ある程度なれていただかなければいけない部分もありますので、その体制の整備状況等をいろいろ総合的に勘案いたしまして、かつ、学術審議会等の専門家の方々と御相談いたしながら適宜対処してまいりたいと思っております。

第5節 特殊法人等改革－独立行政法人化－

平成15年には、特殊法人等改革³⁶⁰の一環として、業務の弾力化・効率化を図りながら、研究者や学術研究機関への支援を一層充実・向上させるため、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）により、日本学術振興会は新たに独立行政法人として発足した³⁶¹。

特殊法人の改革については、「政府は、従来から、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んできた。最近では、平成七年の整理合理化閣議決定、平成九年の三次にわたる整理合理化閣議決定、平成十一年の『減量効率化』閣議決定に沿って、例えば特殊法人の数で見れば、平成八年四月の九二法人を現在の七七法人（当時：引用者注）に縮減させるとともに、財務公開の推進などその取組に一定の成果が見られるところ」³⁶²であったが、行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）において独立行政法人との関係で次のような問題点が指摘されるに至った。同報告書では、第一に独立行政法人の創設の目的について「国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現する、という行政改革の基本理念を実現するため、政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、事務・事業の内容・性質に応じて最も適切な組織・運営の形態を追求するとともに、実施部門のうち一定の事務・事業について、事務・事業の垂直的減量を推進しつつ、効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図るため、独立の法人格を有する『独立行政法人』を設立する。」³⁶³とされ、第二に、特殊法人について次のように整理された。

特殊法人の意義として、「特殊法人とは、行政に関連する公的な事務を遂行するために、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された公団、事業団、公庫などの総称であり、その定義は極めて形式的な基準によっている。このため、特殊法人とされる法人には、極めて多種多様

³⁶⁰ 後述の特殊法人等改革基本法第2条及び別表によると、「特殊法人等」とは、特殊法人及び認可法人である。

³⁶¹ 文部科学省（2022）685頁。

³⁶² 橋本（2001）6頁。

³⁶³ 行政改革会議事務局OB会（1998）93頁。

なものが含まれる結果となっている。これらの法人は、一面において、行政組織外に独立の法人格を有することにより、行政組織内部では達成されない効率的な業務運営の確立等を目指したものであるが、個々別々の法律に基づき設立されてきたため、組織、運営等についての共通的な準則が存在せず、また、その運営等や在り方にも様々な問題が指摘されるところとなっている。」³⁶⁴とされた。

特殊法人の類型とその整理・民営化として、「特殊法人の業務の性格は、行政代行的なもの、民間事業者のもの、組合的なものなど様々であり、その業務内容としても、金融機関、営利目的の特殊会社、基金、共済、財団、研究機関など多種多様なものが混在している。このような特殊法人の中には、設立当初の社会的要請を概ね達成し、時代の変遷とともにその役割が変質、低下しているもの、民間事業者と類似の業務を実施しており国の関与の必要性が見出し難いものなどが存在している。まず、特殊法人については、その存続の必要性を徹底して見直すとともに、民営化、事業の整理縮小・廃止などが積極的に進められなければならない。また、個々の特殊法人の中には、その業務の特殊性から現在の特別の形態を維持すべきものもあろう。このような徹底した見直しを経て、なお存続が必要であると判断されるものについては、存続する法人としてふさわしい組織形態、業務内容としていく必要がある。」³⁶⁵とされた。

特殊法人の問題点の克服として、「特殊法人については、上記のような時代の変遷に伴う役割の低下などに加え、主務官庁による強い事前関与・統制による自律性・自主性の欠如、事業運営の非効率性・硬直性の顕在化、経営内容の不透明性、組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張、経営責任体制の不明確性など、従来から様々な問題点が指摘されてきたが、その大きな原因は、これらの問題点を解消するような共通の制度的枠組みが存在しないところにあると考えられる。今回創設される独立行政法人制度においては、各法人の目的・任務及び業務・組織運営の基本的な基準などが法令等によって明確化され、国民のニーズとは無関係に自己増殖的に業務を拡張することが防止される仕組みとなっている。さらに、目標設定や評価に関する仕組みの導入、弾力的な財務運営、組織・人事管理の自律性の確保、効率化やサービスの質向上に対するインセンティブの付与、徹底的な情報公開、業務の定期的な見直しなど、組織・運営に関する共通の原則が制度化されており、現行の特殊法人について指摘されている問題点は克服される仕組みとなっている。」³⁶⁶とされた。

³⁶⁴ 行政改革会議事務局 OB 会（1998）104 頁。

³⁶⁵ 行政改革会議事務局 OB 会（1998）104-105 頁。

³⁶⁶ 行政改革会議事務局 OB 会（1998）105 頁。

これらを踏まえて、独立行政法人と特殊法人との関係に関し、「独立行政法人制度は、国の行政事務を政策の企画立案事務と実施事務とに区別し、実施事務のうち一定のものについて、行政組織外の独立の法人格を有する主体に実施させることによって、効率性の向上、質の向上、透明性の確保などを実現することを目的として創設されるものである。同時にこの制度は、国家行政組織外の主体によって担われる公的な事務・事業について、その組織、運営等に関する新たな基本原則を確立するものである。したがって、従来の特特殊法人等についても、先に述べた徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない。」³⁶⁷とされた。

行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）を受けて平成10年に成立した中央省庁等改革基本法においては、特殊法人について、次の条文が設けられている。

○中央省庁等改革基本法

（特殊法人の整理及び合理化）

第四十二条 政府は、特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。第五十九条第一項において「特殊法人」という。）について、中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、その整理及び合理化を進めるものとする。

平成12年11月には、特殊法人等改革基本法案（第150回国会衆法第16号）が提出され、翌13年6月に成立、施行された（平成13年法律第58号）³⁶⁸。

並行して、平成12年12月には、行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）が策定され、これに基づいて特殊法人等改革に対する政府の取組は既に開始されていたが、特殊法人等改革基本法により、特殊法人等改革に当たっての政府のよるべき基本理念、取るべき措置が、国民の代表である国会の意思として中長期的に明示されることとなり、政府がこの間、決定された基本理念等を自らの判断のみによって自由に変更して特殊法人等改革に係る諸措置をとり又はとらないことが許されなくなった³⁶⁹。

平成13年12月には、特殊法人等改革基本法第5条に基づき、特殊法人等整理合理化計画が

³⁶⁷ 行政改革会議事務局OB会（1998）105頁。

³⁶⁸ 法案提出の経緯については、橋本（2001）6-7頁。

³⁶⁹ 橋本（2001）8頁。

閣議決定された。同計画は、日本学術振興会の事業に関し講ずべき措置について、次のとおり規定している³⁷⁰。

【研究者養成業務・交流業務】

○効率的な業務実施の観点から、特別研究員制度等の研究者養成業務・交流業務については、科学技術振興事業団で実施している同種の業務と統合する。

【科学研究費補助金業務】

○競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複や特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。

○競争的資金供給業務について、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。

○国として事業の目標を明確にした上で、研究成果を厳格に評価し、成果や評価を国民にわかりやすい形で公表するとともに、不採択となった者に可能な限りその理由の開示を行うことを検討する。

○科学研究費補助金業務については、当該法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。

また、組織形態に関し講ずべき措置については、「独立行政法人とする。」³⁷¹と規定されている。

これを受け、特殊法人等改革関連 46 法の一つとして、平成 14 年には、独立行政法人日本学術振興会法が制定された。

独立行政法人日本学術振興会法（制定時）の条文のうち、本稿の目的と関係するものは、次のとおりである。

○独立行政法人日本学術振興会法（制定時）※下線は引用者
（振興会の目的）

第三条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

（業務の範囲）

第十五条 振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。

³⁷⁰ <https://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/tokusyu/gourika/sonohoka13.html>（2024 年 9 月 29 日最終確認）

³⁷¹ <https://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/tokusyu/gourika/sonohoka13.html>（2024 年 9 月 29 日最終確認）

- 二 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
- 三 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
- 四 学術の応用に関する研究を行うこと。
- 五 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。
- 六 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。
- 七 第四号及び前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 八 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

附 則

(日本学術振興会法の廃止)

第三条 日本学術振興会法は、廃止する。

独立行政法人日本学術振興会法制定時に、日本学術振興会と後述する科学技術振興機構との関係について、法案の審議において次のようなやり取りがなされている³⁷²。

○平野委員 ……同じような研究形態をとっておる、中身によっては違うという御答弁でしょうけれども、例えば今回、科学技術振興事業団が独立行政法人で科学技術振興機構、別に、事業団から機構に変わったからといって、名前を変えただけじゃないですか、これは。それと、日本学術振興会、これは独立行政法人で日本学術振興会、こうなっているんですが、この業務範囲を見ますと、別に二つを一緒にしたって全く弊害がないような気がするんですね。これは、二つに分けておく方が弊害があると思うんですが、一つになぜしないのか、これが僕は一つの疑問でございます。

いま一つは、特に資金の供給主体というのは、やはり両方に申請をする人だっているんですよ、同じテーマでも。だから、二重取りする可能性があるのです。これが一つの法人であれば一カ所しかないのですが、こちらにも請求して、こちらにも請求しようという、悪い意味なのかいい意味なのかわかりませんが、テーマによっては出てくるんですよ。そんなのだったら、これを一緒にした方がいいんじゃないですか。

これはなぜ、独立して独立行政法人二つにする理由は何なんですか。

○渡海副大臣〔文部科学副大臣〕 まず、この二つの法人は、時間があれですから細かいところは申し上げませんが、いわゆる学術振興事業団〔科学技術振興事業団の誤りか：引用者注〕、これは、どちらかというところから新しいものにチャレンジしていくといったような国の戦略目的に基づいて、総合科学技術会議がございましてけれども、トップダウン式に上から目標を与えて、そのことによっていろいろな事業を幅広く進めていく、そういった性格がございまして。一方、学術振興会というのは、研究者の自由な発想、いわゆるボトムアップといいますか、そ

³⁷² 第155回国会衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会議録第6号（平成14年11月14日）17頁。

ういった大学等の学問の支援を目的として設置をされた。これが経緯でございます。

それだけに、例えば研究費助成につきましても、どちらかという、少し種類の違う持ちかけといいますか提案をしております、そういった意味では、それでも確かに委員がおっしゃるように重なる部分が、両方出している人がいるのかもしれませんが、しれませんが、基本的にやはり、同じ助成事業であってもやっていることは違うのだ。しかも、振興会の方は、どちらかという、常に研究者と一体となったような、そういった形でございますから、独立してこれを一つの組織にした方がいいだろうという判断をしたということでございます。

なお、業務の調整は行って、例えば情報を管理する問題等につきましては、よりどちらで一元化する方がいいのかというふうなことについては、連携を深めてっております。

第6節 平成21年改正－先端研究助成基金・研究者海外派遣基金の新設

平成21年には、平成21年度補正予算、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律（平成21年法律第60号）により、平成26年3月31日までの時限的な措置として、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金が創設された。これらの基金は、「研究者の裁量で、人件費、設備整備費等に使える自由度の高い運営を可能にしたほか、基金からの研究費を配分することにより、複数年度にまたがっての運用を可能とするものであった」³⁷³とされる。同法については、「我が国が現在直面する厳しい経済状況に対処するため、平成二十一年四月十日に政府・与党において取りまとめた経済危機対策では、中長期的な成長力を高める観点から、底力発揮・二十一世紀型インフラ整備として、先端科学技術開発、人材力強化に緊急に取り組むこととしております。この法律案は、このような観点から、現下の厳しい経済状況に対処するための臨時措置として、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算により交付される補助金により、独立行政法人日本学術振興会に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであります。」³⁷⁴と説明されている。

同法による改正後の独立行政法人日本学術振興会法のうち、関係する条文は、次のとおりである。

○独立行政法人日本学術振興会法（平成21年法律第60号による改正後）
（業務の範囲）

³⁷³ 柳沼（2011）39-40頁。

³⁷⁴ 第171回国会衆議院文部科学委員会議録第9号（平成21年5月8日）19頁〔塩谷立文部科学大臣発言〕。

第十五条 振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。
- 二 〔略〕
- 三 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
- 四～九 〔略〕

附 則

(基金)

第二条の二 振興会は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ当該各号に定める基金を設けるものとする。

- 一 第十五条第一号に掲げる業務のうち先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成に係るもの及びこれに附帯する業務 先端研究助成基金
 - 二 第十五条第三号に掲げる業務のうち有為な研究者の海外への派遣に係るもの及びこれに附帯する業務 研究者海外派遣基金
- 2 先端研究助成基金又は研究者海外派遣基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、それぞれこれらの基金に充てるものとする。
- 3 通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」とする。
- 4 振興会は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を廃止する場合において、これらの基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(業務方法書)

第二条の三 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書（前条第一項第一号に掲げる業務（先端研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「先端研究助成業務」という。）に係る部分に限る。次項において同じ。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

- 2 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

(中期目標及び中期計画)

第二条の四 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標（先端研究助成業務に係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

- 2 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画（先端研究助成業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

(区分経理)

第二条の五 振興会は、次に掲げる業務については、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならない。

- 一 先端研究助成業務
- 二 附則第二条の二第一項第二号に掲げる業務(研究者海外派遣基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「研究者海外派遣業務」という。)

(国会への報告等)

第二条の七 振興会は、毎事業年度、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

(過料)

第二条の八 附則第二条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して先端研究助成基金又は研究者海外派遣基金を運用した場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

なお、同法については、衆議院において新設される附則第2条第1項のうち「現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時的措置として」の文言を削る修正が行われている。この修正の趣旨については、「将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究の集中的な推進について、より適切に位置づけるため、改正案の附則第二条の二第一項から、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時的措置とする文言を削除するものであります。」³⁷⁵と説明されている。

第7節 平成23年改正－科学研究費補助金の一部基金化－

平成23年には、複数年度にわたる研究費の使用が可能になるよう、科研費の一部を基金化するため、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律(平成23年法律第23号)により、学術研究助成基金が創設された³⁷⁶。

同法(案)の趣旨説明によると、「科学研究費補助金は、全国の大学等の研究機関に所属する研究者による、幅広い分野の学術研究に対して助成を行う研究助成制度であり、その配分業務の多くを独立行政法人日本学術振興会が実施しております。科学研究費補助金は、現行制度上は単

³⁷⁵ 第171回国会衆議院文部科学委員会議録第13号(平成21年5月29日)1頁〔牧義夫委員発言〕。

³⁷⁶ 法案提出の経緯については、柳沼(2011)39-40頁。

年度ごとに助成を行うこととされておりますが、学術研究は、その性質上、事前に定めた研究計画のとおり遂行されるとは限らないことから、研究の進展に合わせて研究費を使用することができる制度の実現が強く要望されています。また、平成二十一年に独立行政法人日本学術振興会に基金を創設する際には、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会の独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議においても、科学研究費補助金等に関し、「基金の活用等、年度をまたぐ柔軟かつ機動的な支出を可能にできるよう、その在り方について抜本の見直しを行うこと。」と全会一致で決議されたところであります。このために、この法律案は、複数年度にわたる研究費の使用が可能になるよう、独立行政法人日本学術振興会に、学術研究の助成に関する業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであります。」³⁷⁷と説明されている。

同法による改正後の独立行政法人日本学術振興会法のうち、関係するものは、次のとおりである。

○独立行政法人日本学術振興会法（平成 23 年法律第 23 号による改正後）

（業務の範囲）

第十五条 振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。
- 二～九 〔略〕

（学術研究助成基金）

第十八条 振興会は、第十五条第一号に掲げる業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

- 2 学術研究助成基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学術研究助成基金に充てるものとする。
- 3 通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、学術研究助成基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができる。

（区分経理）

第十九条 振興会は、前条第一項に規定する業務（学術研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。第二十一条第一項において「学術研究助成業務」という。）については、特別

³⁷⁷ 第 177 回国会衆議院文部科学委員会議録第 6 号（平成 23 年 4 月 6 日）18 頁〔高木義明文部科学大臣発言〕。

の勘定を設けて経理しなければならない。

第8節 独立行政法人制度の見直し－中期目標管理法入－

平成26年には、独立行政法人の事務及び事業の特性に応じた法人分類を設け、各分類に即した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設けることを内容とする、独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の規定を整備することを内容とする、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が成立し³⁷⁸、後者の法律により、独立行政法人日本学術振興会は中期目標管理法法人となった。中期目標管理法法人とは、独立行政法人通則法において、「公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるもの」（第2条第2項）と定義され、従来の非公務員型の独立行政法人を中心に移行されたカテゴリーとされる³⁷⁹。

同法による改正により、独立行政法人日本学術振興会法に次の規定が追加された。

○独立行政法人日本学術振興会法（平成26年法律第67号による改正後）
（中期目標管理法入）
第三条の二 振興会は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法法人とする。

第7章 科学技術政策と学術政策との法制上の関係

この章においては、本稿のまとめとして、科学技術政策と学術政策との法制上の関係について、その展開と現状を整理する。

科学技術政策は、内閣総理大臣の諮問に基づくトップダウン型の科学技術政策の総合調整・審議を行う科学技術会議、科学技術会議の答申を踏まえて、科学技術に関する基本的政策の企画立

³⁷⁸ 両法律の経緯・背景、内容については、林（2015）4-29頁。

³⁷⁹ 林（2015）18頁。

案推進、関係行政機関の事務の調整を行う科学技術庁と具体的な行政事務の実施官庁たる各省との3層構造の下で行われてきた。科学技術庁の設置当初から、大学における基礎研究をも含んだ強力な科学技術政策の推進の要請があったため、科学技術会議においては大学における研究も含む形で我が国の科学技術政策を審議するものとされた一方で、大学・学問の自由との関係上、人文科学のみに係る科学技術については、科学技術会議の所掌外とされ、それ以外の自然科学及び自然科学・人文科学双方に係る大学における研究に関する行政は、法制上、伝統的に文部省が分担管理事務の範囲内で行うものとされ、科学技術庁による調整は受けないものとされた。

「科学技術」と「学術（の応用）」との関係については、国会において夙に次のようなやり取りがなされている³⁸⁰。

○石田美栄君 ……このたびの基礎研究推進制度について、科学技術庁の方では戦略的基礎研究推進制度というふうになっております。それに対して、文部省は日本学術振興会ですが、こちらの方は未来開拓学術研究推進事業というふうになっております。このたびの法改正で、この目的と業務のところを見ますと、「学術の応用に関する研究を行う」という言葉が追加されているわけですが、これらの、すなわち科技庁関係の戦略的基礎研究推進制度と文部省関係の未来開拓学術研究推進事業、これはどのように違うのかなというふうに思うのです。この点をお伺いいたします。

そしてまた、日本学術振興会の「学術の応用に関する研究」という言葉は、法文としても読んでいて何かちょっと変だなと奇妙な感じもいたしますが、この「学術の応用」という言葉なんですが、文部省の方は「学術」で科学技術庁の方は「科学」というふうに使われているのかなと思いますし、また「科学技術」という言葉もそうなのですが、「学術の応用」というとすなわちサイエンスの応用、ということは、科学技術すなわちサイエンス・アンド・テクノロジーと同義語なのでしょうか。

この二点、お伺いいたします。

○政府委員（林田英樹君）〔文部省学術国際局長〕 今回の文部省の日本学術振興会で行います事業と科学技術庁の戦略的基礎研究推進制度との違いでございますけれども、主として二つ違うところがあるかなと思います。

一つは、私ども日本学術振興会で行います、今おっしゃいました「学術の応用に関する研究」ということでございますけれども、大学を中心とした学術研究を対象としておるわけでございます。これに対しまして、科学技術庁の制度によりますと、大学等も含まれますけれども、そのほかに国立試験研究機関や企業などにおきます幅広い研究を対象としていると理解しておるわけでございます。

それから、科学技術庁の制度でございますと、研究プロジェクトの選定方法が広く研究者から研究提案を求める公募方式でございますのに対しまして、日本学術振興会が行います事業の研究プロジェクトの選定方法に関しましては、我が国の指導的な研究者等から構成されます事

³⁸⁰ 第136回国会参議院文教委員会会議録第9号（平成8年5月21日）6-7頁。

業委員会を振興会に設置いたしまして、具体的な研究プロジェクトを立案実施していただくというような形をとるものでございます。主として両者の大きな違いは、対象となる研究主体の範囲、それから研究プロジェクトの選定方法が大きく違う部分かなと思っております。

なお、今年度、現在のところ、科学技術庁関係の出資の対象となります研究の対象領域が四つ掲げられてございまして、一つが生命現象、それから二として極微細領域の現象、それから三番目に極限環境状態における現象、それから四番目として環境低負荷型の社会システムというようなものが挙げられておりますけれども、日本学術振興会の方では対象領域につきましては、今後、事業委員会等で検討いただいで固めていくということにいたしております。

それから、「学術の応用」と「科学技術」との関係についてのお尋ねでございます。

今回の法改正で追加されます「学術の応用に関する研究」という場合には、先ほども申し上げましたけれども、学術研究全般の中で実用化に結びつきにくいというふうに考えられる基礎研究を除いた、大学を中心とする学術研究を広く指すと解しておるわけでございまして、いわゆる通常言われますところの応用研究のみではなく、基礎研究の中でも応用的な性格の強いものについてはこの「学術の応用に関する研究」の中に含まれるということこれまで解釈をし、今回もそのような方針で当たりたいと思っております。

「科学技術」という用語はいろんな形で使われるというふうに思うわけでございまして、これにつきましてどういう考え方であるということをはなかなか言うのは難しいわけでございますけれども、一般には「科学技術」という用語は各省庁や産業界などが実用的な技術開発を目指す研究で、行政ニーズに直結した目的志向の計画的な研究開発などが当たるというふうには私は理解をしておるわけでございますけれども、このように考えますと、「学術の応用に関する研究」、先ほど御説明申しました内容と「科学技術」という言葉が必ずしも重なるというふうには考えていないわけでございます。

上述の政府答弁にもあるように、科学技術政策は特定の目標を定めて推進される目的志向型、トップダウン型の構造で行われてきたのに対して、学術政策は、大学における基礎研究を中心に、「個々の研究者自身の内在的な動機に基づいて行われ、真理の探究や課題解決とともに新しい課題の発見が重視される『学術研究』」³⁸¹の振興の観点から科学研究費の交付等のボトムアップ型の構造で行われてきた。

「科学技術」政策と「学術」政策は、科学技術庁設置法、文部省設置法、文部科学省設置法において、「科学技術」と「学術」とが別の概念として区別して使用されてきていることから、法制上はそれぞれ別個の政策である。しかしながら、「学術」の定義のうちに「自然科学」が含まれることから、科学技術政策と学術政策は、対象が同一である場合があり、その限りにおいて、両者の関係は当初から問題になり得るものであった。

ここで、科学研究費（以下「科研費」という。）について見ると、科研費は科学技術庁設置当

³⁸¹ 文部科学省（2022）682頁。

初から、科学技術庁による「関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整」の対象とされていたようであり³⁸²、「研究機関及び研究者に対する学術の振興のための補助に関すること」として文部省の「学術」行政として行われていた科学研究費の交付は、科学技術庁による「科学技術」に関する行政による調整を受けてきた。その意味で、学術政策は、「科学技術」に関する限りで科学技術政策の影響を受けてきた。当該調整に係る事務が内閣府に移管された後は内閣府がこの調整に係る事務を行っており、平成30年度予算からはこの調整に当たって行政事業レビューシートを用いて行われており³⁸³、令和5年度予算においても、科研費が調整対象とされている³⁸⁴。

科学技術基本計画における科研費に関する記載については、第1期においては競争的資金の拡充等の観点から例示として科研費に言及があるものの³⁸⁵、第2期では言及はなく、第3期では科学技術の戦略的重点化における基礎研究の推進に関する留意点という文脈で「例えば科学研究費補助金で行われるような研究者の自由な発想に基づく研究については、政策課題対応型研究開発とは独立して推進されることを明確化し、理解の徹底を図る」³⁸⁶という形で言及されるのみであった。ところが、研究開発力強化法の成立後の平成23年に定められた第4期においては、「国は、科学研究費補助金について、新規採択率30%及び間接経費30%の確保に向けて一層の拡充を図る。」³⁸⁷「国は、これらの研究から生まれたシーズを発展させ、課題達成等につなげていくため、多様な研究資金制度の整備、充実を図るとともに、科学研究費補助金との連携を強化する。」³⁸⁸「科学研究費補助金をはじめとする競争的資金制度については、その効果的、効率的な運用等

³⁸² 例えば、科学技術庁「昭和33年度科学技術振興予算見積方針調整意見書（I）」には文部省の科学研究費交付金が明記されている。国立公文書館デジタルアーカイブ「庁議資料・自昭和32年10月7日至昭和32年11月21日・第127回～第141回」（請求番号：昭55科技00009100）（<https://www.digital.archives.go.jp/file/3248407.html>、2024年9月29日最終確認）71コマ目。

また、科学技術庁「昭和39年度科学技術振興予算見積方針調整意見書総括意見」においては、「科学研究費交付金」の調整対象の欄に「○」が付いている。国立公文書館デジタルアーカイブ「第715回（報告）5、昭和39年度科学技術振興予算見積方針調整意見書（研究調整局）」（請求番号：昭55科技00115100）（<https://www.digital.archives.go.jp/item/3243200.html>、2024年9月29日最終確認）74コマ目。

³⁸³ https://www.nistep.go.jp/sti_indicator/2018/RM274_12.html（2024年9月29日最終確認、「1.2 政府の予算」の「ポイント」注6に係る本文参照）

³⁸⁴ 「科学技術関係予算の判定結果一覧（令和5年度当初予算案）行政事業レビューシート対象分」（https://www8.cao.go.jp/cstp/budget/r5review_taisho.pdf、2024年9月29日最終確認）5頁に「科学研究費助成事業」が記載されている。

³⁸⁵ 科学技術庁（1997）73頁。

³⁸⁶ 第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/honbun.pdf>、2024年9月29日最終確認）12頁。

³⁸⁷ 第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/4honbun.pdf>、2024年9月29日最終確認）31頁。

³⁸⁸ 第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/4honbun.pdf>、2024年9月29日最終確認）31頁。

の観点から、基金化による研究の成果、効果を検証しつつ、必要な取組を推進する。」³⁸⁹との科研費についての積極的な記載がされた。第5期においては、「科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）について、審査システムの見直し、研究種目・枠組みの見直し、柔軟かつ適正な科研費使用の促進を行う。その際、国際共同研究等の促進を図るとともに、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することを可能とする支援を強化する。さらに、研究者が独立するための研究基盤の形成に寄与する取組を進める。加えて、研究成果の一層の可視化と活用に向けて、科研費成果等を含むデータベースの構築等に取り組む。このような改革を進め、新規採択率30%の目標を目指しつつ、科研費の充実強化を図る。」³⁹⁰と記載され、科研費の在り方についても言及されることとなった。

中央省庁等改革により、総合科学技術会議の審議の対象である科学技術について、人文科学のみに係る科学技術を除くとの限定がなくなり、我が国のあらゆる科学技術の振興に関する政策の総合調整を行うことが可能となった。また、令和2年改正により、科学技術・イノベーション基本計画で規定する科学技術の振興の対象についても、人文科学のみに係る科学技術を除くとの限定がなくなり、人文科学のみに係る科学技術、大学における基礎研究の振興に関することについても科学技術・イノベーション基本計画に規定し得ることとなった。行政計画は「行政が、諸施策を一定の政策へと方向付けるために、目標を設定し、その手段を総合化したもの」であるためトップダウン型の政策推進には適している一方で、ボトムアップ型が重視されてきた学術政策の振興の構造との間で緊張関係が生じ得るものといえる。この点、令和3年に策定された第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、「基礎研究・学術研究の振興」という「学術」の振興に関する項目が立てられるとともに、そこにおいて「学術研究による多様な知の創出・拡大に向け、基盤的経費をはじめとした機関の裁量で使用できる財源の確保・充実を図るとともに、研究者のキャリアに応じた独創的、挑戦的な研究課題を支援する科学研究費助成事業（科研費）について、若手研究者支援、新興・融合研究や国際化の一層の推進、審査区分の見直しなど制度改善を不断に進めつつ、新規採択率30%を目指し、確保・充実を図る。」³⁹¹と記載されることとなった。科学技術の振興に関するものである限りにおいては、科学技術・イノベーション基本計画を学術政策において具体化する際には、文部科学省が関係行政機関の事務の「調整」

³⁸⁹ 第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/4honbun.pdf>、2024年9月29日最終確認）44頁。

³⁹⁰ 第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>、2024年9月29日最終確認）30頁。

³⁹¹ 第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>、2024年9月29日最終確認）54頁。

を担うこととなっており、学術行政のうち科学技術の振興に関するものは、その限りで「調整」の対象とされる。

このように、現在の科学技術政策は、法制度上、確かに「科学技術」と「学術」の区別自体は維持されてはいるものの、科学技術の振興に関する行政と学術の振興に関する行政を同じ文部科学省が所掌することとなり、科学技術の振興に関する政策の方針が科学技術・イノベーション基本法、それを受けた科学技術・イノベーション計画といった形で策定されていることから、「学術」の振興に関する政策も、科学技術の振興に関するものである限りにおいて、科学技術・イノベーション基本法や科学技術・イノベーション計画に従って方向付けられることとなっている。大学における研究を中心とする学術政策の法制度上の構造は、近時の科学技術政策に伴う法改正の影響を受けて変化している。

おわりに

本稿では、科学技術政策と学術政策との法制上の関係を対象として、法令の規定、行政文書、国会会議録等を対象として行った調査に基づき、両政策の関係についてその展開と現状を整理した。その結果、近時の科学技術政策に伴う法改正は、法制上も科学技術政策のみならず学術政策にも影響を与えていることが明らかになった。このことは、大学における研究、とりわけ人文社会科学諸分野の研究の位置付けをめぐる変化を把握する上でも示唆的であると思われる。

引用文献一覧

赤池伸一（2000）「総合科学技術会議について」研究 技術 計画 15 巻 1 号

秋谷薫司（1990）「国際研究交流の促進 新技術開発事業団法の一部を改正する法律（元・六・二八公布 法律第五二号）」時の法令 1369 号

市川周佑（2021）「内閣法制局の記録管理」国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇 52 巻 17 号

宇賀克也（2023）『行政法概説 I 行政法総論（第 8 版）』有斐閣

梅謙次郎（1984）『訂正増補 民法要義 卷之一 総則編（復刻版）』有斐閣

大熊健司（1981）「創造科学技術の推進 新技術開発事業団法の一部を改正する法律（56.5.26 公布 法律第 53 号）」時の法令 1125 号

- 大森雅輔ほか編（2023）『法令用語辞典（第11次改訂版）』学用書房
- 荻野徹（2019）「行政組織法制の整備」行政法研究 30号
- 尾身幸次（1996）『科学技術立国論』読売新聞社
- 科学技術政策史研究会編（1989）『我が国の科学技術政策の史的展開』未踏科学技術協会
- 科学技術庁編（1958）『科学技術庁年報 2 昭和 33 年度版』
- 科学技術庁（1984）『昭和 57 年度 科学技術白書』
- 科学技術庁科学技術政策局編（1997）『科学技術基本計画（解説）』大蔵省印刷局
- 科学技術庁（1998）『平成 10 年版 科学技術白書』
- 科学技術庁編（1999）『研究開発の評価の現状（平成 10 年度版）』大蔵省印刷局
- 科学技術庁官房総務課（1961）「新技術開発事業団法について」工業技術 2 巻 6 号
- 金澤良弘（2018）「研究成果の社会実装と大学の役割」日本大学知財ジャーナル vol.11
- 川崎政司（2005-2007）「基本法再考（1）～（6・完）」自治研究 81 巻 8 号・10 号、82 巻 1 号・5 号・9 号、83 巻 1 号
- 川崎政司（2005）「基本法再考（2）」自治研究 81 巻 10 号
- 菊賢一（1996）『知っておきたい科学技術基本法』大蔵省印刷局
- 岸本充生（2021）「新興技術を社会実装するということ」国立国会図書館調査及び立法考査局編『ゲノム編集の技術と影響—科学技術に関する調査プロジェクト 2020 報告書—』
- 木下智史・只野雅人編（2019）『新・コンメンタール 憲法（第 2 版）』日本評論社
- 行政改革会議事務局 OB 会編（1998）『21 世紀の日本の行政』行政管理研究センター
- 行政管理庁管理部（1956）『行政管理年報』第 5 巻
- 原子力委員会編（1957）『第 1 回原子力白書』通商産業研究社
- 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター（2021）『研究開発の俯瞰報告書 日本科学技術イノベーション政策の変遷 2021～科学技術基本法の制定から現在まで～』

- 小早川光郎（1995）『行政法 上』弘文堂
- 小林信一（2018）「総合科学技術・イノベーション会議の変質と用具化した政策」科学 88 巻 1 号
- 財団法人新技術振興渡辺記念会編（2009）『科学技術庁政策史－その成立と発展』科学新聞社
- 佐治大（1956a）「新たに発足する科学技術庁一五月一日開庁の見込一科学技術庁設置法（三・三一公布、法律第四九号）」時の法令 204 号
- 佐治大（1956b）「科学技術庁設置法について」財政経済弘報 563 号
- 佐藤功（1985）『行政組織法（新版・増補）』有斐閣
- 佐藤雄一（2021）「科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けて 科学技術基本法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 63 号) 令 2.6.24 公布 令 3.4.1 施行」時の法令 2113 号
- 佐藤孝弘・秋丸愛（2019）「研究開発資金獲得のための規制緩和 『科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律』へ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 94 号) 平 30.12.14 公布 平 31.1.17 施行」時の法令 2079 号
- 参議院事務局編（2023）『令和五年版 参議院委員会先例録』
- 塩野宏（2024）『行政法 I（第六版補訂版）行政法総論』有斐閣
- 塩谷立ほか編（2015）『改正研究開発力強化法』科学新聞社
- 標葉隆馬（2020）『責任ある科学技術ガバナンス概論』ナカニシヤ出版
- 柴田浩史（1993）「新技術事業団法の一部を改正する法律」法令解説資料総覧 140 号
- 澄川雄（2021）「世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 2 号） 令 3・2・3 公布 令 3・2・23 施行」時の法令 2126 号
- 高木光（2015）『行政法』有斐閣
- 外山秀行（2017）『法令実務基礎講座』同文館出版

仲野武志（2011）「内閣法制局の印象と公法学の課題」北大法学論集 61 巻 6 号

日本科学史学会編（1966）『日本科学技術史大系第 4 巻・通史〈4〉』第一法規出版

日本学術振興会の特殊法人化について（1967）『日本学術振興会の特殊法人化について（昭和 42 年 3 月 10 日）』国立公文書館デジタルアーカイブ「日本学術振興会法」内資料 (https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/result?DEF_XSL=detail&IS_KIND=detail&DB_ID=G9100001EXTERNAL&GRP_ID=G9100001&IS_TAG_S16=eadid&IS_KEY_S16=M0000000000005048593&IS_LGC_S16=AND&IS_EXTSCH=F2009121017005000405%2BF2005032415475903272%2BF2005032415481203274%2BF0000000000002000092&IS_ORG_ID=M0000000000005048593&IS_STYLE=default&IS_SORT_FLD=sort.tror%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc、2024 年 9 月 29 日最終確認)

野家彰（1996）「科学技術振興事業団の新設 我が国科学技術振興基盤整備の強力な推進に向けて 科学技術振興事業団法（平 8・3・31 公布・一部施行 法律第 26 号）」時の法令 1523 号

橋本博明（2001）「特殊法人等改革基本法」法令解説資料総覧 237 号

長谷部恭男編（2020）『注釈日本国憲法（3）』有斐閣

林芳正ほか（2009）『研究開発力強化法』科学新聞社

林大輔（2015）「法令解説 独立行政法人制度を運用面で抜本的に見直し 業務の特性を踏まえた法人の分類、PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築等、法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入等 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号） 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 67 号） 平 26・6・13 公布 平 27・4・1 施行」時の法令 1973 号

原田大樹（2014）『公共制度設計の基礎理論』弘文堂

菱山豊（2001）「クローン人間等の産生を禁止 併せて人クローン胚等の適切な取扱いに関する規制を創設 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 平 12・12・6 公布 平 13・6・6 施行 [一部を除く] 法律第 126 号」時の法令 1640 号

福田雅樹（2019）「AI の利活用に係る便益及びリスクをめぐる課題と SDGs」Research Bureau 論究 16 号

藤田宙靖（2022）『行政組織法（第 2 版）』有斐閣

水間光次（1958）「科学技術振興に三法案」時の法令 274 号

- 森本昭夫（2019）『逐条解説 国会法・議院規則〔参議院規則編〕』弘文堂
- 森本昭夫（2024）『国会法概説（第2版）』弘文堂
- 文部省（1968）『文部省年報第94年（昭和41年度）』
- 文部省（1972）『学制百年史』帝国地方行政学会
- 文部省（1975）『文部省年報第101年報』
- 文部省（1992）『学制百二十年史』ぎょうせい
- 文部省教育調査部編（1937）『教育関係法令要覧』文部省教育調査部
- 文部省法規研究会（1996）「日本学術振興会法の一部を改正する法律について」週刊教育資料
497号
- 文部科学省（2022）『学制百五十年史』ぎょうせい
- 文部科学省・独立行政法人日本学術振興会（2018）『科学研究費助成事業100周年記念誌』
- 柳沼充彦（2011）「科学研究費補助金の一部基金化」立法と調査314号
- 山田八千子（2024）「立法理学から見る学術研究と科学・技術政策」中央ロー・ジャーナル20
巻4号
- 山中千尋（2023）『日本学術振興会の設立に関する研究』風間書房
- 我妻栄（1965）『新訂 民法総則』岩波書店
- 渡邊太郎（2017）「日米原子力協定の概要とその行方」国立国会図書館調査と情報980号

日本における科学技術政策と学術政策との法制上の関係

宮島 貴大	参議院法制局 参事
山本 展彰	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 国際経済法学専攻 講師 大阪大学社会技術共創研究センター 総合研究部門 招へい教員
福田 雅樹	大阪大学社会技術共創研究センター 総合研究部門長・教授 (大学院法学研究科 兼任)

Legislative Relationship between Science and Technology Policy and Academic Policy in Japan

Takahiro Miyajima	Legislative Bureau House of Councillors
Nobuaki Yamamoto	Yokohama National University / Osaka University
Masaki Fukuda	Osaka University



大阪大学 社会技術共創研究センター
Research Center on Ethical, Legal and Social Issues

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-8
大阪大学吹田キャンパステクノアライアンス C 棟 6 階
TEL 06-6105-6084
<https://elsi.osaka-u.ac.jp>



大阪大学

Osaka University
Research Center on
Ethical, Legal and
Social Issues